令和３年度リニューアル等工事（西日本支社）
掲示文兼入札説明書

（別紙資料）
別紙１　対象工区一覧
別紙２　評価項目、評価基準及び得点配分等について
別紙３　リニューアル等工事指図書（様式）

（別添資料）
別添１　書類作成の手引き
別添２　入札（見積）心得書
別添３　社会保険未加入対策について
別添４　施工計画の履行に係る覚書（案）
別添５　確認書
別添６　個人情報等の保護に関する特約条項（案）
別添７　外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項（案）

（別冊資料）
別冊１　単価契約書（案）
別冊２　リニューアル等工事　参考図

※入札に関する資料は、競争参加資格が確認された者に資格確認通知時に配布します。

令和３年度独立行政法人都市再生機構西日本支社リニューアル等工事に係る入札等については、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

１　掲示日　　令和３年４月１４日

２　発注者　　〒536-8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　田中　伸和

３　工事概要
（１）工事名及び工事場所
別紙１のとおりとする。
別紙１「担当エリア（※）」にて、「団地名」以外の団地において新たにリニューアル等工事が発生する場合には、機構は本公募にて受注した者に、協議の上、追加指示出来るものとする。
（２）工事内容
①　賃貸団地の空家住宅における以下の工事

イ　工事内容（工期 30 日以内）の例（１住戸当たり。日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）

・解体工事（既存ＲＣ壁の一部、床組、木造間仕切り壁、設備配管等）
・個室、台所、浴室、洗面所等、住戸全体の設備改修工事
・ＬＤＫ化等の間取改修、住戸全体の内装工事
・床段差解消等のバリアフリー化工事
・鋼製建具のアルミ化工事、木製建具工事
※工事範囲・内容に応じて、工期 45 日以内となる場合がある。

ロ　工事内容（工期 17 日以内）の例（１住戸当たり。日曜日及び祝日を除く。）

・個室、台所、浴室、洗面所等の設備改修工事
・和室の洋室化等の間取改修、内装工事
・床段差解消等のバリアフリー化工事
・鋼製建具のアルミ化工事

②　上記空家住宅工事実施等団地における共用部改修等工事

イ　工事内容の例（工事期間は、都度指示する。）

・エントランスの表面仕上げ付加・更新、共用ドア交換、自動ドア化、郵便受け交換
・落下防止庇設置、ＥＬＶ三方枠補修、ＥＬＶかご内修繕、塗装、美化
・廊下床シート張り、住棟内サイン、案内板、掲示板修繕、集会所改修

（３）契約期間　令和３年１０月１日から令和６年９月３０日まで

（４）工事の実施形態

①　別紙１の対象工区の公募を一斉に行うものとし、５（１）により決定する工区ごとの落札者と単価契約を締結するものとする。

②　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付の際に「企業の技術力」及び「施工計画」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の案件である。

③　本工事は品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式を試行実施するものである。

④　本工事は、調査基準価格未満で入札した者と契約を行う場合は、４（６）に示す主任技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求めずに、工事成績評定の厳格化を実施する試行案件である。

⑤　本工事は、一部の工区で参加者を中小企業者※に限定している。
なお、対象工区は別紙１を参照のこと。
※「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）第２条（１）に該当する者（資本の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３百人以下の会社又は個人。

４　競争参加資格

競争参加資格は、次に掲げる全ての条件を満たしている者であること。

（１）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

（２）当機構関西地区における令和３・４年度の一般競争参加資格について、工事種別「保全建築」の認定を受けている者であり、かつ、工区が所在する都道府県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けた本店又は支店があること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「保全建築」の再認定を受けていること。）

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）過去にリニューアル等工事の「単価契約書」を締結後、正当な理由なく工事予定期間の途中で解約し、解約した日から３年を経過しない者でないこと。

（５）次の施工実績があること。ただし、７に示す提出期間の最終日までに竣工したものに限る。

過去 10 か年度以内（平成 23 年度以降）において、ＲＣ造又はＳＲＣ造の居住中の集合住宅で、１住戸において 10 工種以上（建設業法に定める大工、左官、タイル、板金、塗装、内装仕上、建具、管、電気、電気通信等）の住宅改修工事について、元請として 10 戸以上の施工実績があること。

（６）次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者（建設業法第 26 条第２項に該当するものに限る）を本工事に専任で配置できること。

ただし、同一都道府県内※において当機構が発注するリニューアル等工事、小規模修繕工事、植物管理工事及び保全工事の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任は認める。

① 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、且つ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

② 過去 10 か年度以内（平成 23 年度以降）に上記（５）の条件に該当する工事の現場代理人又は主任（監理）技術者としての経験を有すること（７に示す提出期間の最終日までに竣工している工事に限る）。

③ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

※ 令和３年度玉川橋団地他リニューアル等工事工区を除く、千里、大阪、泉北、兵庫及び阪神住まいセンター管轄内の工区に申請する場合、大阪府及び兵庫県内の他の工区との兼任も可とする。令和３年度花園団地他リニューアル等工事工区に申請する場合、奈良県、京都府及び滋賀県内の他の工区との兼任も可とする。なお、令和３年度玉川橋団地他リニューアル等工事工区に申請する場合は、大阪府（阪神住まいセンター管轄を除く）、京都府の他の工区との兼任も可とする。また、他工事との兼任については、兼任先の工事において技術者の兼任が認められている（建設業法上の専任要件に該当せず、且つ公募・契約条件で兼任が認められている）場合に限る。

（７）当機構が発注するリニューアル等工事の戸数を確実に実施できる施工体制が整っていること。

（８）施工完了時においては、検査に先立ち迅速に適確な社内検査を実施する体制が整備されていること。

（９）他の住戸は居住中であるので、施工に当たりコンクリートの解体及び穿孔、部材等の止めつけ時に低振動・低騒音工具を採用すること。

(10) リニューアル等工事に係る自社の施工管理マニュアルが整備されており、かつ定期的に社員教育を実施しているなど、自社の教育システムが整備されていること。

※ 施工管理マニュアルとは、居住中の共同住宅において工事を施工するに当たって、居住者等への配慮、安全確保、工事車輌や資材の搬入出、工事騒音や振動等の対策、作業員等の教育・指導等の留意すべき事項に係る対応方法等についてまとめたものをいう。

(11) 総合評価に係る「施工計画に関する提案」等が適正であること。

(12) 西日本支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において 60 点未満のものがないこと。

(13) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(14) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「本工事に設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・ＵＲ賃貸住宅等の保全工事に係る事務処理業務（西日本支社）の受注者（令和２年１１月２５日入札公告）

・ＵＲ賃貸住宅等の保全工事に係る発注支援業務（西日本支社）の受注者（令和２年１１月２５日入札公告）

・ＵＲ賃貸住宅等の技術監理に係る事務処理業務（西日本支社）の受注者（令和２年１１月２５日入札公告）

また、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(15) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

（詳細は、機構HP→ 入札・契約情報→ 入札心得、契約関係規定→ 入札関連様式及び標準契約書等→ 標準契約書等について→ 別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

(16) 低入札価格調査対象※となった場合には、４（６）①、③を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、５（４）に示す資料提出時に資格要件等の確認ができる書類を添付して報告すること。

※ 調査基準価格は予定価格の 90%

(17) 当該工事は社会保険未加入対策対象工事である。詳細は別添３「社会保険未加入対策について」のとおり。

(18) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

5 総合評価に関する事項

（１）入札参加者は「価格」、「企業の技術力」、「予定配置技術者」、「施工計画」及び「地理的条件」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、（２）によって得られた数値（以下「評価値」とする。）の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満足した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（２）評価値は、次の式により算出する。

評価値 ＝ 価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

＝ 100 ×（１－入札価格／予定価格）＋技術評価点＋施工体制評価点

（３）技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおりとし、技術評価点は別紙２の評価項目、評価

基準及び得点配分に基づき算定した評価点の合計とする。

なお、技術評価点の最高点数は30点とする。

① 企業の技術力

② 配置予定技術者

③ 施工計画

④ 地理的条件

（4）施工体制評価について

1）施工体制評価点の配点基準

施工体制評価点（最大 30 点）は、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点の基準は以下による。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	／15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	／15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
	その他	0.0	
合　　計			／30.0

なお、入札価格が調査基準価格未満※1の場合は、品質確保の確実性及び施工体制確保の確実性を確認するため、追加で以下に記載の調査資料の提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点を決定する。該当した場合は別添１別記様式10により、下記資料を提出すること。詳細は対象者に別途連絡する。

① 入札価格が調査基準価格未満※1から特別重点調査基準価格※2以上の場合は、次に掲げる様式による資料を提出すること。

・内訳書に対する明細書（様式０）

・資材購入予定先一覧（様式３）

・機械リース元一覧（様式４）

・労務者の確保計画（様式５）

・工種別労務者配置計画（様式６）

・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式９）
・品質確保体制（品質管理計画書）（様式10）
・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式11）
・施工体制台帳（様式14）

② 特別重点調査基準価格※2未満の場合は、次に掲げる様式による資料及びその添付書類を提出すること。

・上記①の資料
・下請予定業者等一覧表（様式１）
・配置予定技術者名簿（様式２）
・建設副産物の搬出地（様式７）
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式８）
・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式12）
・安全衛生管理体制（点検計画）（様式13）

※１ 調査基準価格は予定価格の 90％
※２ 特別重点調査基準価格は予定価格の 80％
※ 上記追加資料の他、４（16）に規定する追加配置技術者の資格要件を確認する資料も併せて提出すること。

２）施工体制に関する審査

施工体制の審査は施工体制等の確認はヒアリング調書の他、入札価格により５（４）１）①又は②により審査を行う。提出様式は開札後に交付し、資料の提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後５営業日以内とする。

施工体制の調査資料未提出の場合には、施工体制評価点を０点かつ技術評価点を10点減点する。

なお、技術評価点が10点未満のものは、技術評価点を０点とする。

３）施工体制確認のヒアリング

① 調査基準価格以上の場合

施工体制等の確認はヒアリング調書の提出により確認するものとする。

ただし、入札参加者全てが調査基準価格以上で、かつ、品質確保・施工体制確保が必ずしも十分に構築されないと認める事情がない場合には、ヒアリングを省略し、即時に落札者を決定することがある。

② 調査基準価格未満の場合

確認はヒアリング調書及び５（４）１）①又は②の資料提出の他、ヒアリング及び審査を実施する。

（５）提案項目の評価

「施工計画」の提案項目については、「評価する（加点）」、「評価せず（加点なし・履行判断は受注者による）」、「不適切（実施不可）」に区分し、競争参加資格確認通知時に併せて通知する。

（６）評価した提案内容の担保

① 落札者が提示した「施工計画に関する提案」のうち、当機構が評価した項目は契約内容の一部となるものであるため、契約後速やかに、当機構が評価した施工計画に係る「施工計画書」を提出すること。落札者と機構によりその内容を確認し、別添４「施工計画の履行に係る覚書（案）」を取り交わすものとする。

② 施工計画の不履行が工事目的物の契約不適合に該当する場合は、単価契約書に基づき、契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するもとする。

③ 受注者の責めにより入札時の施工計画の評価内容が実施されていないと判断された場合は、

ペナルティとして工事成績評価点を最大20点減ずることとし、未実施項目ごとに点数を減ずるものとする。

（６）失格要件

別添１別記様式７「施工計画に関する提案」が未提出又は白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等の観点から適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

６　担当支社等

（１）申請書及び資料に関する事項

〒536-8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社　住宅経営部　保全企画課　電話06-6969-9283

（２）令和３・４年度の一般競争参加資格の認定に関する事項

〒536-8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部　契約課　電話06-6969-9023

（３）その他入札手続きについて

〒536-8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部　契約課　電話06-6969-9023

７　競争参加資格の確認

（１）本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、西日本支社長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。（別記様式データの提供希望者は６（１）の連絡先に連絡すること）

※　申請書及び資料は工事対象工区のうち申請する工区の数に関わらず、申請者ごとに１部作成すればよい。

４（２）の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、４（１）及び（３）～（18）までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて４（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

（一般競争参加資格の申請）

①　提出期間：令和３年４月１４日（水）から令和３年４月２６日（月）まで（（２）①にある競争参加資格申請の提出期限日の７営業日前）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前１０時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの時間は除く）

②　問合せ先：上記６（２）に同じ。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

（２）申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

①　提出方法：持参又は郵送（提出期間の消印有効）によること。（電送によるものは認めない。）なお、持参の場合は日時を事前に上記６（１）まで連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。

②　提出期間：令和３年４月１５日（木）から令和３年５月１１日（火）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの時間は除く）

③　提出場所：上記６（１）に同じ。

（3）申請書は、別添１により作成すること。

（4）資料は、別添１及び次に従い作成すること。

なお、①の実績及び②の配置予定の技術者の経験については、平成23年度以降に開始し、申請書提出期間の最終日までに竣工したものに限り記載すること。

① 施工実績

４（５）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別添１別記様式２に記載すること。

② 配置予定技術者

４（６）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の実績、経験を別添１別記様式２及び３に記載すること。

なお、工区ごとに複数の予定配置技術者を申請し、配置することもできるが、次のイ、ロについて留意すること。

イ　工区ごとに配置される技術者は一定の要件に基づき兼任可能だが、工事を実施するにあたり、支障のないよう、業務量等十分に検討の上、申請及び入札を行うこと。

ロ　工区ごとに複数の予定配置技術者により申請を行うことは可能だが、５（１）の「予定配置技術者」については工区ごとに申請された予定配置技術者を評価するものとする。その場合、「住宅改修工事の実績」については各予定配置技術者の実績戸数の平均値（小数点以下切り捨て）、「同種工事の工事成績評定」については予定配置技術者ごとに平均評定点（小数点第２位以下切り捨て）を算出し、その平均評定点の平均（小数点以下切り捨て）をもとに評価点とする。

③ 契約書の写し

①及び②の実績として記載した工事に係る契約書の写し等を提出すること。

なお、現に西日本支社管轄内のリニューアル等工事を実施している者で、当機構発注の実績に関する契約書の写し等は、「リニューアル等工事（変更）指図書」で可とする。

（5）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、この結果は令和３年６月７日（月）予定に通知する。

（6）競争参加確認通知時に競争参加資格が確認出来た者に「入札に関する資料」を交付する。（詳細は14（10）参照。）

（7）４(17)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書（別添１別記様式９）を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

（8）その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 西日本支社長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認及び総合評価における評価値の算定以外に、提出者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び資料は、返却しない。
④　提出期限以降における申請書及び資料の差し替えや再提出は認めない。
⑤　申請書及び資料に関する問い合わせ先
（1）、（5）に関して　・・・　上記６（２）に同じ。
（2）、（3）、（4）、（6）、（7）に関して　・・・　上記６（１）に同じ。

8　苦情申立て
（1）競争参加資格がないと認められた者は、西日本支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
①　提出期限：令和３年６月１４日（月）　午後５時
②　提出場所：６（２）に同じ。
（2）西日本支社長は、説明を求められたときは、令和３年６月２１日（月）までに説明を求めた者に対し回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
（3）西日本支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

9　再苦情申立て
（1）８（２）の説明に不服がある者は、説明に係る回答を受け取った日から７日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、西日本支社長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。
①　受付場所：〒536-8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部　契約課
電話06-6969-9023
②　受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの時間は除く）
（2）西日本支社長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。
（3）西日本支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後７日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
（4）西日本支社長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
（5）再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：（１）①に同じ。

10　入札説明書に対する質問
（1）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。
①　提出期間：令和３年４月１５日（木）から令和３年６月７日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで
②　提出場所：６（1）に同じ。
（2）（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
閲覧期間：令和３年６月１４日（月）から令和３年６月２２日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで
閲覧場所：　独立行政法人都市再生機構西日本支社　１階質疑応答コーナー開架棚

11　入札の日時、入札書の提出方法及び開札の日時、場所

（１）入札の日時及び入札書の提出方法は以下のとおり。

①　入札書到着締切日時：令和３年６月２２日（火）午後５時までに当機構に到着したものを有効とする。

②　提出方法：書留郵便による郵送により提出すること。持参又は電送によるものは受け付けない。

③　宛　　先：〒536-8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番８５号
独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部　契約課宛

（２）開札の日時及び場所は以下のとおり。

①　日　　時：令和３年６月２３日（水）（予定※）
※工区ごとの開札日及び開札時間については、別途通知による。

②　場　　所：〒536-8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番８５号
独立行政法人都市再生機構西日本支社　入札室において行う。
※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。
なお、詳細は、「競争参加資格確認通知」と併せて連絡する。

12　追加公募への移行

本工事は以下の区分により、再公募に準じて、開札を中断し、次の（１）～（５）の追加公募手順を踏まえたところで開札を行う。なお、当初の入札者の申請書、資料並びに入札書は追加公募手続に移行するため、再提出を認めない。該当する区分は別紙１に記載の追加公募区分内の「Ａ」「Ｂ」による。

Ａ区分：入札に参加する者が２者に満たない場合

Ｂ区分：入札に参加する者が関係法人１者の場合（関係法人が代表者となる経常建設共同企業体を含む。）

（１）追加公募手続による競争参加資格の確認

①　本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、西日本支社長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

４（２）の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、４（１）及び（３）～(18) までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて４（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

イ　提出方法：持参又は郵送（提出期間の消印有効）によること。（電送によるものは認めない。）なお、持参の場合は日時を事前に上記６（１）まで連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。

ロ　提出期間：令和３年６月２８日（月）から令和３年７月２７日（火）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの時間は除く）

ハ　提出場所：上記６(1) に同じ

②　申請書及び資料の作成は、７（３)、（４）によること。

③　競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、この結果は令和３年８月１０日（火）予定に通知する。

④　競争参加確認通知時に競争参加資格が確認出来た者に「入札に関する資料」を交付する（詳細は14（10）参照）。

⑤　４(10)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書（別添１別記様式９）を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

⑥　その他

イ　申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ロ　西日本支社長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認及び総合評価における評価値の算定以外に、提出者に無断で使用しない。

ハ　提出された申請書及び資料は、返却しない。

ニ　提出期限以降における申請書及び資料の差し替えや再提出は認めない。（なお、提出期限以降に資料確認等の問い合わせを行う場合があるので、協力すること。）

ホ　申請書及び資料に関する問い合わせ先

①、③に関して・・６（２）に同じ。

②、④、⑤に関して・・・６（１）に同じ。

（２）追加公募手続による苦情申立て

①　競争参加資格がないと認められた者は、西日本支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

イ　提出期限：令和３年８月１７日（火）午後５時

ロ　提出場所：６（２）に同じ。

②　西日本支社長は、説明を求められたときは、令和３年８月２４日（火）までに説明を求めた者に対し回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

③　西日本支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

（３）追加公募手続による再苦情申立て

①　（２）②の説明に不服がある者は、説明に係る書面を受け取った日から７日（休日を含まない。）以内に、次に従い、書面により、西日本支社長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

イ　受付場所：〒536-8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部　契約課
電話06-6969-9023

ロ　受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで（ただし、

正午から午後１時までの時間は除く）

② 西日本支社長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。

③ 西日本支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後７日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。

④ 西日本支社長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

⑤ 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：（１）①に同じ。

（４）追加公募手続による入札説明書に対する質問

① この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。

イ 提出期間：令和３年６月２８日（月）から令和３年８月１０日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで

ロ 提出場所：６（1）に同じ。

② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

イ 閲覧期間：令和３年８月１７日（火）から令和３年８月２５日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで

ロ 閲覧場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社　１階質疑応答コーナー開架棚

（５）追加公募手続による入札書の提出期限、提出方法及び提出先

① 入札書到着締切日時：令和３年８月２５日（水）午後５時までに当機構に到着したものを有効とする。

② 提出方法：書留郵便による郵送により提出すること。持参又は電送によるものは受け付けない。

③ 宛先：〒536-8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部　契約課宛

（６）追加公募手続による開札の日時及び場所

① 日　時：令和３年８月２６日（木）（予定※）
※工区ごとの開札日及び開札時間については、別途通知による。

② 場　所：〒536-8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社　入札室において行う。
※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。
なお、詳細は、「競争参加資格確認通知」と併せて連絡する。

13　公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

（１）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（２）入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

（３）入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

14　入札方法等

（１）入札書は郵送（一般書留郵便に限る。）による提出とし、開札時の立会は不要とする。（持参又は電送による入札は認めない。）

なお、入札書は別途通知する日までに当機構に到着したものを有効とする。
また、17（２）に示すとおり開札結果をＦＡＸ送信するので、所定の入札書中『連絡先（開札結果通知先ＦＡＸ番号、連絡先担当者名、連絡先電話番号)』欄には、開札日時において必ず受信確認可能な番号等を記入すること。

（２）郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封緘すること。
また、中封筒には入札書（別添２参考様式４）のみを入れることとし、表封筒には入札書在中の中封筒と内訳書をまとめて封緘すること。
なお、入札書は所定の様式に必要事項を記入のうえ、押印（代表者若しくは代表者から当機構西日本支社が発注する工事における入札及び契約等について、代表者と同等の権限行使が可能な旨、委任を受けた支店長等が記名押印すること。代表者から委任を受けた者が記名押印する場合は、別添２参考様式２年間委任状が必要。）したものを封緘して割印のうえ、該当するエリア名、工区名、工事区分名、入札日時及び入札企業名を明記すること。これ以外の方法での入札書は一切受付けない。

（３）本工事の入札は３（３）に示す契約期間における発注想定戸数等に基づく総価格によって行なう。
なお、第１回目の入札において第１回目の入札において、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した、内訳書を提出すること。（内訳書の詳細は、競争参加資格確認通知の際に交付する。）
また、総価格によって行う入札額と機構の予定価格との比（入札額／予定価格）（以下、「落札率」という。）及び、機構が予定価格算出に際して用いた「共通費率」（共通仮設費、現場仮設費、一般管理費等）については、18（４）のとおり行う指図に記載する工事費及び設計費に反映するものとし、３（３）に示す期間においては、原則変更しないものとする。
※　予定価格は、３（３）に示す期間における発注想定戸数等に基づく総価格によって算定するが、将来の発注想定戸数等を約束するものではない。発注想定戸数等の変更による受注者の損害について機構は一切の責任を負わない。
※　契約単価は、原則として年度ごとに改定を行う（10月改定予定)。その他、賃金又は物価に著しい変動を生じ、単価表の単価が不適当となったときは、発注者と受注者で協議してこれを改定することができる。

（４）内訳書には商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印すること。

（５）内訳書が次のいずれかに該当する場合は、原則として当該内訳書の提出者の入札を無効とする。
①　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）
イ　内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
ロ　内訳書とは無関係な書類である場合
ハ　他の工事の内訳書である場合
ニ　白紙である場合
ホ　内訳書に押印が欠けている場合
ヘ　内訳書が特定できない場合
ト　他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
②　記載すべき事項が欠けている場合
イ　内訳書の記載が全くない場合
ロ　入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
③　添付すべきではない書類が添付されていた場合
イ　他の工事の内訳書が添付されていた場合
④　記載すべき事項に誤りがある場合

イ　提出案件名に誤りがある場合
ロ　提出業者名に誤りがある場合
ハ　内訳書に記載されている総価格が入札金額と大幅に異なる場合
⑤　その他未提出又は不備がある場合

（6）内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（7）その他入札に係る事項については、別添２「入札（見積）心得書」による。

（8）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（9）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

なお、２回目の入札については、入札日時を別途ＦＡＸ送信にて通知するものとし、入札方法等については１回目の入札と同様に（１）～（８）によるが、工事費内訳書の提出は不要とし、郵送する対象物は（２）の入札書のみとする。

(10) 入札額の算定方法については、「入札に関する資料※」を７（５）の競争参加資格確認が出来た者に交付する。

※交付する資料
・入札額の算定に関する資料（設計図、現場説明書、内訳書含む）
・リニューアル等工事契約単価表

(11) 入札にかかる費用は入札参加者の負担とする。

15　入札保証金及び契約保証金

（１）　入札保証金　免除。

（２）　契約保証金　免除。

16　入札の無効

この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添２「入札（見積）心得書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、西日本支社長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

17　落札者の決定方法等

（１）落札者の決定方法は、５（１）による。

（２）開札結果は、開札後直ちに入札書に記載された『開札結果通知先ＦＡＸ番号』までＦＡＸ送信にて通知する。

（３）開札の結果、調査基準価格（５（４）※１に記載の算定式による）に満たない入札があった場合には、①落札決定は保留である旨、②総合評価第１位候補者とその者が調査基準価格以上か否か、③自身の入札の有効・無効の別と調査対象の別、を通知するものとし、入札結果については、落札決定がなされてから後に別途通知する。

（４）入札価格が調査基準価格に満たない者は、上記５（４）に係る調査書類の提出等、別添２「入札（見積）心得書」第９条第２項に定める調査に協力すること。

なお、調査書類の提出がない場合は施工体制評価点を０点かつ技術評価点を10点減点する。

（５）落札者は、機構が競争参加資格確認時に提示する単価表に、14（３）における「共通費率」及び「落札率」を反映した単価で別冊１「単価契約書」に基づき単価契約を締結するものとする。
（６）上記（３）の調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を別添５「確認書」として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。
（７）開札後に落札予定者となったものが辞退した場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
（８）同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったとき（専任の要件を満たさなくなった場合を含む）は、入札してはならず（※）、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと（※入札書を提出後の場合は、開札までに辞退届を提出すること）。なお、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

18　その他
（１）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
（２）落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
　なお、配置予定技術者の変更は原則として出来ないが、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることの機構の了解を得なければならないものとする。
（３）当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140条）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
（４）３（３）に示す工期内において、17（５）により締結した「単価契約書」に基づき、当機構が別紙３「リニューアル等工事指図書（様式）」により工事の指図を行う。
　また、指図書に記載される工事費については、14（３）における落札率及び共通費率を反映したものとする。
（５）発注事務処理に当たっては、当機構の委託により団地管理業務を実施している株式会社ＵＲコミュニティ（住まいセンター）が、原則として受注者との契約・支払事務手続き以外の一切の行為を行うものとする。
（６）リニューアル等工事の受注者は工事実施に当たり、クライアント証明書をパソコンにインストールして、以下のＵＲシステムを使用するため、受注者の事務所には以下の環境のパソコンを用意すること。
　①　使用するＵＲシステム
　　イ　ＵＲ　Sumai Image システム　（ＵＲＳＩ・画像登録システム）
　　機　能：住戸内工事完成後の営業用写真の登録。
　②　パソコンに求める環境
　　イ　ＯＳ：Microsoft Windows10
　　ロ　ブラウザ：IE11 32bit
　　ハ　ディスプレイ：1,280×900 以上を推奨（左記サイズ以下でも可）
　　ニ　表計算ソフト：XML 形式でのファイル出力が可能であること（Microsoft Excel2007 以上）
　　ホ　インターネット接続：インターネット通信（https）が可能であること
　　常時接続可能な環境（ADSL 以上推奨）
　　ヘ　その他：専用ソフト等によりウイルス対策を施した環境であること。

ＰＤＦ形式ファイルの参照が可能であること
ＺＩＰ形式ファイルの解凍が可能であること

（７）成績評定の実施

① 本工事においては、施工体制、施工状況、出来形及び出来栄え、施工技術、創意工夫等の観点から審査を行い、工事成績評定を実施する。

② 審査は毎年度実施し、基準点に満たない場合は、改修指導の通知を行う。

③ ２年連続基準点に満たない場合は、機構は、17（５）における契約を解除することがある。また、解除した日から３年間、リニューアル等工事への参加を認めない事がある。

（８）受注者は、個人情報等の取り扱いに関する別添６「個人情報等の保護に関する特約条項（案）」及び外部電磁的記録媒体の利用が含まれる契約の取り扱いに関する別添７「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項（案）」を契約書と併せて、同日付けで締結するものとする。

（９）工事の施工に当たっては、居住者等へ工事の周知を行うと共に、騒音、振動対策及び作業員のマナー等に十分配慮すること。

(10) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすものとする。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ １者応札又は１者応募である場合はその旨

③ 当方に提供する情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(11) 下請け契約を締結する場合には、別添３「社会保険等未加入対策について」のとおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年127号）（平成27年４月１日改正施

行による）に基づき、金額に関わらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出を義務付ける工事である。

(12) 入札結果の公表について

本工事については、当機構で賃貸住宅部門を有する各本部等において同時期に類似の工事を複数件公募していることから、追加公募方式等に移行したものを含め全件の入札が完了するまで、全件の入札結果の公表（各本部等窓口の閲覧、及びホームページの掲示）を控えるものとする。

なお、公表の時期に関する問い合わせ先は、６（２）に同じ。

以　上

（別紙１）

工区No	工事名	中小企業限定	追加公募区分	団地名（※）	工事場所	工事内容（想定発注戸数：※）	担当エリア（※）
1	令和３年度玉川橋団地他リニューアル等工事		B	玉川橋	大阪府高槻市玉川２丁目	工期30日以内　6戸 計　6戸	大阪府高槻市、茨木市、摂津市、三島郡、京都市西京区
				富田	大阪府高槻市牧田町１番		
				複数団地		エントランス改修等共用部 計　17箇所	
2	令和３年度新千里西町団地他リニューアル等工事		B	新千里西町	大阪府豊中市新千里西町３丁目１番	工期30日以内　3戸 工期45日以内　18戸 計　21戸	大阪府吹田市、豊中市、箕面市、池田市
				北緑丘	大阪府豊中市北緑丘１丁目２番		
				東豊中第二	大阪府豊中市東豊中町５丁目２番		
				新千里北町	大阪府豊中市新千里北町１丁目１番		
				複数団地		エントランス改修等共用部 計　8箇所	
3	令和３年度新豊里団地他リニューアル等工事	○	B	新豊里	大阪市東淀川区豊里２丁目１番	工期30日以内　3戸 計 3戸	大阪府大阪市淀川区、東淀川区、八尾市、藤井寺市、松原市
				複数団地		エントランス改修等共用部 計　3箇所	
4	令和３年度森之宮第二団地他リニューアル等工事		B	森之宮第二	大阪市城東区森之宮２丁目	工期30日以内　15戸 工期45日以内　21戸 計 36戸	大阪府大阪市旭区、都島区、城東区、鶴見区、東成区、生野区、東住吉区、平野区、富田林市、堺市、岸和田市、泉大津市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、高石市、泉南市、大阪狭山市、貝塚市、泉佐野市、阪南市
				森之宮	大阪市城東区森之宮１丁目		
				金剛	大阪府富田林市高辺台３丁目２番		
				複数団地		エントランス改修等共用部 計　20箇所	
5	令和３年度リバーサイドながら団地他リニューアル等工事		B	リバーサイドながら	大阪市北区長柄東３丁目２番	工期30日以内　9戸 計　9戸	大阪府大阪市北区、中央区、西区、港区、浪速区、天王寺区、阿倍野区、西成区、大正区、住之江区、住吉区、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、東大阪市、大東市
				複数団地		エントランス改修等共用部 計　38箇所	
6	令和３年度鷺洲第二団地他リニューアル等工事		B	鷺洲第二	大阪市福島区鷺洲３丁目１番	工期45日以内　24戸 計 24戸	大阪市福島区、西淀川区、此花区、西宮市、尼崎市、宝塚市、芦屋市、伊丹市、三田市、神戸市、明石市、三木市
				大開	大阪市福島区大開４丁目１番		
				複数団地		エントランス改修等共用部 計　18箇所	
7	令和３年度花園団地他リニューアル等工事	○	B	花園	京都市右京区花園鷹司町２５番地	工期30日以内　26戸 工期45日以内　18戸 計 44戸	京都府（京都市西京区を除く）、奈良県、滋賀県
				壬生坊城第二	京都市中京区壬生坊城町４８番地の３		
				桃山南	京都市伏見区桃山町大島３８番地の２		
				保津川	京都府亀岡市北河原町２丁目６番地		
				中登美第三	奈良県奈良市中登美ヶ丘１丁目４１６２番地の１		
				平城第二	奈良県奈良市右京２丁目３番地		
				複数団地		エントランス改修等共用部 計　3箇所	

※　担当エリアにて、上記「団地名」以外の団地において新たにリニューアル等工事が発生する場合には、機構は本公募にて受注した者に、協議の上、追加指示出来るものとする。

※　上記団地名及び想定発注戸数については、予定であり変更する可能性があります。

（別紙２）

評価項目、評価基準及び得点配分等について

評価項目		評価基準	評価点	配点
企業の技術力	平成28年度以降(※1)における住宅改修工事(※2)の実績(※3)	30戸以上	4	8点
		10戸以上30戸未満	2	
		10戸未満	1	
		実績なし	0	
	過去3年で通知した機構におけるリニューアル等工事の工事成績評定点（※4、5）の平均点	70点以上	2	
		65点を超過かつ70点未満	1	
		65点以下、又は実績なし	0	
	ISO認証取得状況（※6）	ISO9001又はISO14001の認証を取得済み	1	
		認証を未取得	0	
	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度（※6）	女性活躍推進法等に基づく認定等、次世代法に基づく認定、又は若者雇用促進法に基づく認定を取得済み	1	
		認認証を未取得	0	
予定配置技術者（※7）	平成28年度以降における住宅改修工事の技術者の実績	30戸以上	4	6点
		10戸以上30戸未満	2	
		10戸未満	1	
		実績なし	0	
	過去3年で通知した機構におけるリニューアル等工事の工事成績評定点（※4、5）の平均点	70点以上	2	
		65点を超過かつ70点未満	1	
		65点以下、又は実績なし	0	
施工計画	居住中のＲＣ造の集合住宅内における複雑な工事に対する対応能力について、提出された「施工管理マニュアル」を評価	居住者対応 ①居住者への挨拶・説明 ②居住者からの問合せ窓口・個人情報管理 ③作業員の服装・作業態度に関する事項	0～2点 （1点きざみ。以下同じ）	14点
		安全確保 ①居住者に対する安全管理 ②作業員に対する安全衛生管理 ③緊急時の体制	0～2点	
		工事車輌や資材の搬入出 ①工事車両の運行 ②資材の搬入出における注意事項 ③資材置場の管理	0～2点	
		工事騒音や振動等の対策 ①居住者負担低減への配慮 ②施工時間に関する事項 ③苦情対応に関する事項	0～2点	
		作業員等の指導・教育 ①新規入場者の教育 ②施工チェックシート ③工程管理・自主検査の取組み	0～2点	
	「施工計画」に関する提案	品質確保、工期短縮、環境配慮、騒音低減に関する技術提案	0～4点	
地理的条件	工事対象団地いずれかと同一市内に本店・支店・営業所のいずれかがある	ある	2	2点
		ない	0	

合計30点

※1　平成28年度以降の実績とは、工期(始)が平成28年度(過去５か年度)以降で契約工期が申請書の提出期間の最終日までに終了(工期末)している工事とする。
※2　住宅改修工事とは、ＲＣ造又はＳＲＣ造の居住中の集合住宅で１住戸において10工種以上（建設業法に定める大工、左官、タイル、板金、塗装、内装仕上、建具、管、電気、電気通信等）のものをいう。
※3　実績は、元請として受注したものに限る。
※4　平成29.10.1～平成30.9.30、平成30.10.1～令和1.9.30、令和1.10.1～令和2.9.30の期間で通知された工事成績評定点（中間及び契約総括）とする。
※5　工事成績評定点及び中間評定点は、元請として通知されたものに限る。
※6　経常建設共同企業体の場合は、代表者により評価する。
※7　元請の主任（監理）技術者又は現場代理人として携わったもの。

（別紙３）

（業者用）

<table>
<tr><td colspan="2">リニューアル等工事指図書</td><td colspan="3">番　号　　号
令　和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業者名</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">期　間</td><td>自　令和　年　月　日</td></tr>
<tr><td>至　令和　年　月　日</td></tr>
<tr><td>工事件名</td><td colspan="3">○○団地○○号室住宅改修工事</td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td colspan="3">○○市○○町○－○</td></tr>
<tr><td>工事内容</td><td colspan="3">別添　施工内訳書及び指示図面のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>（当　初）</td></tr>
<tr><td>工事価格</td><td colspan="2">金　　円</td><td>金　　円</td></tr>
<tr><td>消費税及び地方消費税</td><td colspan="2">金　　円</td><td>金　　円</td></tr>
<tr><td>工事費</td><td colspan="2">金　　円</td><td>金　　円</td></tr>
</table>

上記の工事を指図します。

令和　　年　　月　　日

○○住まいセンター
センター長　○○　○○　㊞

（担当者　　）

連絡事項

リニューアル等工事に係る競争参加資格確認
申請書類作成の手引き（総合評価方式）

「リニューアル等工事」に係る競争参加資格の確認について提出する書類は、この手引きに基づいて作成、提出すること。

１　申請書の提出について

（１）申請書類は、２に定める書類を、３に定める方法に基づき提出すること。
（２）添付資料も含め、書類はすべてＡ４サイズで作成すること。（Ａ３折込み含む）
（３）書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
（４）提出部数は１部とする。
※　申請書は、申請する工区の数に関わらず、申請者ごとに１部作成すればよい。
ただし、複数の工区に申請する場合に、各別記様式において工区ごとに記載内容が異なる場合は、添付の別記様式を複製し、申請する各工区の要件を満たすよう必要事項を記入の上、提出すること。

２　申請書の提出書類

（１）競争参加資格確認申請書　別記様式１
①　会社概要（様式１）
②　建設業許可申請書（写し）
③　当該事業所のＩＳＯ９００１又はＩＳＯ１４００１の認証（写し）
（２）同種工事の施工実績　別記様式２
①　契約書・設計図書の一部等（写し）
②　または①が確認できるＣＯＲＩＮＳによる工事実績データ（写し）
（３）配置予定技術者の資格・経験（施工）　別記様式３
①　一級建築士、一級建築施工管理技士の免許証又は合格証明書等（写し）
②　監理技術者資格者証(表・裏の写し)、監理技術者講習修了証（写し）
③　同種工事の施工実績及び従事役職が確認できる書類
イ　契約書・設計図書の一部等（写し）
ロ　現場代理人届、主任（監理）技術者届（写し）
ハ　又はイ及びロが確認できるＣＯＲＩＮＳによる工事実績データ（写し）
④　雇用関係を証明する書類（イ又はロ）
イ　健康保険証、雇用保険証等（写し）
※保険番号および被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを施すこと。
ロ　在籍証明書
（４）機構が発注するリニューアル等工事の工事成績評定点に関する書類　別記様式４
①　各工区の工事成績評定点がわかる資料（リニューアル等工事の工事成績評定通知書の写し）を添付すること。（対象期間において該当する工区全てを提出すること。）
ただし、「リニューアル等工事の工事成績評定通知書」を既に破棄されてしまった場合は、再発行せず機構側で過年度の成績評定を確認し、技術評価点の点数を決定する。

② 各技術者が各工区の評価期間に従事していたことが確認できる資料(施工体制台帳、監理技術者届等の写し）を添付すること。

（5）施工体制に関する書類 別記様式５

① 契約不適合処理体制（様式５－１）

② 施工体制及び品質管理体制（様式５－２）

（6）低振動・低騒音工具に関する書類 別記様式６

① カタログ等

（7）総合評価に関する書類

① 「施工計画」に関する提案書 別記様式７

(郵送等、書面による提出の場合でも、本様式に関しては、電子データ等（Word2013 形式以降のもの、Excel2013 形式以降のもの、文字 10 ポイント以上、ＣＤ－ＲＯＭに保存）も合わせ提出すること）

② 「施工管理マニュアル」(自由様式)

施工管理マニュアルとは、居住中の共同住宅において工事を施工するに当たって、居住者等への配慮、安全確保、工事車輌や資材の搬入出、工事騒音や振動等の対策、作業員等の教育・指導等の留意すべき事項に係る対応方法等についてまとめたもの。

③ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認証の適合状況 別記様式８

（8）社会保険に関する書類

① 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写し）

② 元請適用除外誓約書 別記様式９

※最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書(別記様式９）を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

（9）施工体制確認資料の提出について

開札の結果に応じて、別記様式 10 及び添付書類を提出すること。詳細は入札説明書５（４）参照。

(10) その他

以下の①～③の様式については、別添２「入札（見積）心得書」を参照し、提出が必要な者は指定の期日までに提出すること。

① 使用印鑑届及び印鑑証明書正本

② 年間委任状

③ 委任状

注１） 同種工事の施工績及び技術者の資格・経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部及び免許証、資格証等の書類を提出すること。（いずれも写し）

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書を省略できる。（ＣＯＲＩＮＳ登録内容の写しを提出すること。）

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛

生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。（※民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。）

注２）　提出する工事概要・工事内容等が確認できる設計図書の一部（写し）については、Ａ３版に縮小しＡ４版に折り込むこと。工事件名等の文字が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付すること（工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーすること）

注３）　ＣＯＲＩＮＳ登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは、必ず添付すること。

注４）　配置予定技術者に係る同種の工事の施工実績において、従事役職〔現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者〕の証明書類は必ず提出すること。〔ＣＯＲＩＮＳ登録の写し又は現場代理人届の写し・主任技術者届の写し・監理技術者届の写し又はこれらと同等の証明書類など。〕

注５）　同種工事の施工実績と配置予定技術者の施工実績を確認する工事が同一の場合は、工事請負契約書及び図面等は省略することができます。

注６）　保険者番号及び被保険者等記号・番号については、あらかじめ油性マーカーなどで塗りつぶした上で提出すること。

３　セット方法

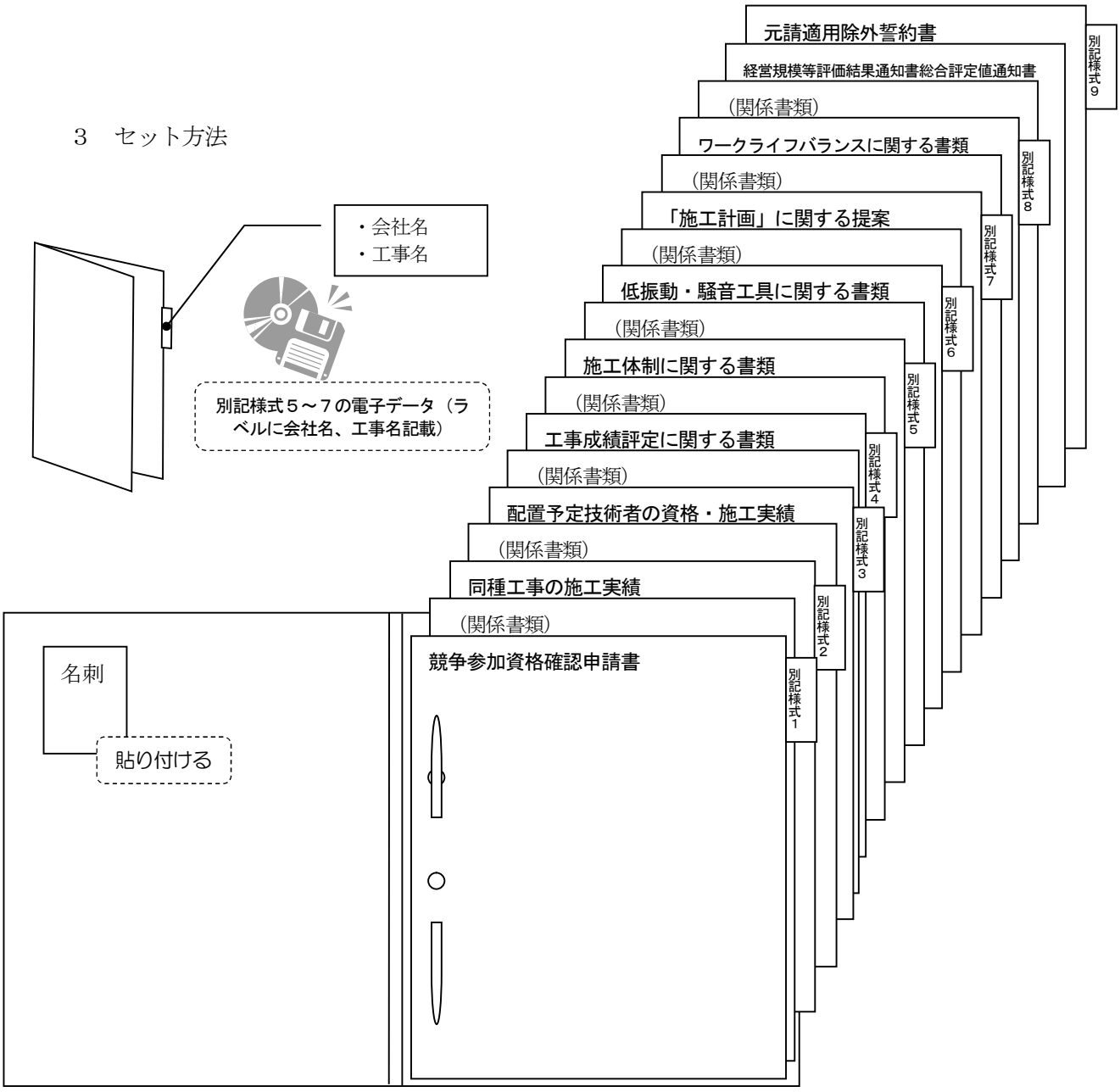

○Ａ４サイズの個別フォルダ（コクヨＡ４－ＩＦ又はチューブファイル等）に別記様式１～９の順に綴じること。
○Ａ４版ファイル（左側２穴）に綴じ、インデックスに工事名及び会社名を記入する。
○設計図書：Ａ３版に縮小し、Ａ４版に折り込む。同種工事の確認部分に赤字でマーク。
○各様式の最初のページにインデックスをつける。
○ファイルの裏表紙に名刺を貼りつける。

４　その他の提出物

「施工計画」の提案に対する評価結果、及び「入札に関する資料」を送付するため、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金（620 円）の切手を貼った角２号封封筒１通を併せて提出すること。

なお、資料を提出した確認が必要な場合には、別記様式１の写しに機構受付印を押して返却するので、別記様式１の写しを用意し、その旨受付で申し出ること

以　上

（別記様式１）

本競争に必要な「（工種・等級）」の登録状況（申請日時点）：　※以下、該当箇所の□をチェック及び記載
□申請中⇒　□新規又は更新　□工種等追加　□地区追加
□済⇒　有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　　田中　伸和　　殿

提出者）　住　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名
担当者）　担当部署
　　氏　名
　　電話番号
　　メールアドレス
　　ＦＡＸ

令和３年○月○日付けで掲示のありました令和３年度リニューアル等工事に係る競争参加資格確認について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 様式１に定める会社概要を記載した書面
- 別記様式２に定める実績を記載した書面
- 別記様式３に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面
- 別記様式４に定める工事成績評定点を記載した書面
- 別記様式５に定める施工体制を記載した書面
- 別記様式６に定める低振動・低騒音工具に関する書類
- 別記様式７に定める施工計画に関する書類
- 別記様式８に定めるワーク・ライフ・バランス関連認定の適合状況に関する書面
- 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
- 上記通知書において社会保険等が未加入であった場合、別記様式９に定める社会保険等加入又は適用除外を証明する書面

注）「施工計画」の提案に対する評価結果、及び「入札に関する資料」を送付するため、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金（620円）の切手を貼った角２号封封筒１通を併せて提出すること。

（様式１）

会社概要

称号又は名称、代表者名		
本店	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
最寄りの 支店	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
建設許可業種		
令３・４年度競争参加資格登録区分、登録番号		登録番号（保全建築）：
ＩＳＯ認証取得状況※		□ ISO9001 又は ISO14001 の認証を取得済み □ 認証を未取得
参加を希望する工区		令和３年度○団地他リニューアル等工事
		令和３年度○団地他リニューアル等工事
		令和３年度○団地他リニューアル等工事

※　該当する□にチェックすること。なお、経常建設共同企業体の場合は代表者の取得状況のみ評価する。

（別記様式２）

住宅改修工事の実績

NO	※1 企業実績	技術者実績	工事名称（※2）	発注者（*）	改修工事概要				工事種別（※4）（*）																		予定配置技術者の従事状況	
					居住中の建物概要（*）			工期	請負金額（当初）	大工工事	左官工事	タイル工事	石工事	板金工事	ガラス工事	塗装工事	防水工事	内装仕上工事	建具工事	管工事	電気工事	電気通信工事	消防施設工事	とび・土工工事	その他	工種計	主任（監理）技術者／現場代理人	氏名
					構造	階数	戸数		（円）																			
1	①	③	○○ハイツ○○号室改修工事	○○不動産（株）	耐火（※3）	6	44	H31.4.5 ～ R1.5.10	1,155,000	○	○				○	○	○	○	○	○	○			11	主任	改修太郎
2	①	③	○○団地○○号室ＲⅠ改修工事					H30.4.1 ～ H30.4.30	3,000,000																			
3	②	④	○○団地○○号室ＲⅢ改修工事					H23.4.1 ～ H23.4.17	1,500,000																			
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												
20																												
21																												
22																												
23																												
24																												
25																												
26																												
27																												
28																												
29																												
30																												

・元請としての実績に限る。
・追加工事・補備工事等は記載してはならない。
・工事実績について、工事名称、工事概要等が確認できる契約書（写し）を添付すること。
・（*）項目は、都市機構発注（(株)URコミュニティによる代行発注含む。）による住宅改修工事「リニューアル等工事（高優賃、地優賃等）」の実績については、記入の必要なし。
・必要に応じ、行を追加すること。

※1 ①工期（始）が平成28年度（過去5か年度）以降の企業の実績
②工期（始）が平成23年度（過去10か年度）以降の企業の実績（①を除く）
③工事（始）が平成28年度（過去5か年度）以降の配置技術者が主任（監理）技術者又は現場代理人の実績
④工事（始）が平成23年度（過去10か年度）以降の配置技術者が主任（監理）技術者又は現場代理人の実績（③を除く）

※2 同一工事において複数住戸の改修工事が対象となる場合は、1住戸単位とし住戸番号を記入する。なお、この場合の請負金額は請負業者の工事概算額とする。
※3 耐火、準耐火の別を記入する。
※4 対象住戸の改修工事で実施した工事種別に"○"をつける。

（別記様式３）

配置予定技術者の資格・経験（施工）

氏名（職位）	○○　○○	備考
最終学歴	○○○○	
法令による免許	一級建築士 取得年月日：昭和・平成・令和　　年　　月　日 登録番号　：（　　） 一級建築施工管理技士 取得年月日：昭和・平成・令和　　年　　月　日 登録番号　：（　　） 監理技術者資格 取得年月日：昭和・平成・令和　　年　　月　日 登録番号　：（　　） 監理技術者講習修了 取得年月日：昭和・平成・令和　　年　　月　日 登録番号　：（　　）	
改修工事経験年数	年　　か月	（参考）
配置予定工区	令和３年度○団地他リニューアル等工事 令和３年度○団地他リニューアル等工事 令和３年度○団地他リニューアル等工事	※１
現在の従事状況	□ 工事中（但し、当該工事に従事できるものとする。） □ 内勤 □ 待機中	※２
当該工事以外の従事状況 （「工事中」の場合）	工事名称　： 発注機関名： 従事役職　：□監理技術者 □主任技術者 □現場代理人 施工場所　： 工期　　：平成・令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで 工事名称　：	※３

※１　複数の工区に配置する場合は、配置予定の工区全てを記載すること。

※２　申請時点で該当する□にチェックすること。

※３　※２で「工事中」を選択した場合は、当該工事以外（小規模修繕工事、リニューアル等工事等）の従事状況を記載すること。

※　　複数の工区に申し込む又は個別の工区に複数の予定配置技術者を申請する等がある場合は、本様式を複製し、全ての予定配置技術者について記載すること。

（別記様式４－１）

工事成績評定に関する資料（企業の技術力）

No	契約名称	評価期間※1	工事成績評定点
1	平成27年度○○団地他リニューアル等工事	3	70.9
2	平成27年度○○団地他リニューアル等工事	3	65.8
3	平成30年度○○団地他リニューアル等工事	1	68.5
4	平成30年度○○団地他リニューアル等工事	1	67.5
5	平成30年度○○団地他リニューアル等工事	2	68.1
6	平成30年度○○団地他リニューアル等工事	2	67.5
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
		平均評定点（企業）※2	68

- 機構から過去３年で申請者宛に通知した全ての工区の工事成績評定点を記入すること。
- 機構から通知を受けた「リニューアル等工事の工事成績評定通知書」（別表）に記載の「評定点合計（少数第１位まで）」の点数を記入すること。
- 「企業の技術力」における工事成績評定については、元請として通知を受けた工事成績評定のみ評価する。
  また、「リニューアル等工事の工事成績評定通知書」を通知した単位で評価する。例えば、Ａ株式会社B支店長宛に通知していた場合、評価期間中にB支店長宛に通知した全ての工事成績評定をもって評価を行う。
- 「リニューアル等工事の工事成績評定通知書」を既に破棄されてしまった場合は、再発行せず機構側で評価期間中に通知した工事成績評定を確認し、技術評価点の点数を決定する。

※1 以下に示す評価期間に該当する数字を記入すること。ただし、H30.9.30に完了した工区の工事成績評定点（契約総括）を記入する場合、同工区のH29.10.1～H30.9.30までの工事成績評定点（中間）は、評価の対象としないため記入不要である。

・H30.10.1～R1.9.30までの工事成績評定点（中間）は「１」、R1.10.1～R2.9.30までの工事成績評定点（中間）は「２」、H30.9.30に完了した業務の工事成績評定点（契約総括）は「３」

※2 平均評定点（企業）は、各評定点の平均値（小数点第１位以下切り捨て）とする。

（別記様式４－２）

工事成績評定に関する資料（予定配置技術者）

No	配置予定技術者 氏名	評価期間中の従事状況 （契約名称）	評価 期間 ※1	工事成績 評定点	主任(監理) 技術者 ※2	現場 代理人 ※2
1	機構Ａ	平成27年度○○団地他リニューアル等工事	3	70.9	○	○
		平成27年度○○団地他リニューアル等工事	3	65.8	○	○
		平成30年度○○団地他リニューアル等工事	1	68.5	○	○
		平成30年度○○団地他リニューアル等工事	1	69.5	○	○
		平成30年度○○団地他リニューアル等工事	2	68.1	○	○
		平成30年度○○団地他リニューアル等工事	2	67.5	○	○
		平均評定点（予定配置技術者）※3		68.3		
2	機構Ｂ	平成27年度○○団地他リニューアル等工事	3	70.9		○
		平成30年度○○団地他リニューアル等工事	1	65.8		○
		平成30年度○○団地他リニューアル等工事	2	68.5		○
		平均評定点（予定配置技術者）		68.4		
3	機構Ｃ	実績無し				
		平均評定点（予定配置技術者）		65.0		
4						
		平均評定点（予定配置技術者）				

※実績のない予定配置技術者の平均評定点（予定配置技術者）は、「65.0点」として評価する。

- 機構から過去３年で申請者宛に通知した全ての工区の工事成績評定点を記入すること。
- 機構におけるリニューアル等工事の実績の有無に関わらず、全ての配置予定技術者（施工）について記入すること。
- 「予定配置技術者」における工事成績評定については、評価期間中に対象技術者が元請の主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していた工区の工事成績評定を評価対象とし、設計業務は評価対象としない。なお、対象技術者が他社（又は同一企業の他支店）で通知を受けた工事成績評定についても評価の対象とする。
- 機構から通知を受けた「リニューアル等工事の工事成績評定通知書」（別表）に記載の「評定点合計（小数点第１位）」の点数を記入すること。
- 申請工区に配置する技術者の「平均評定点（予定配置技術者）」を基に、技術評価点を決定する。
- 「リニューアル等工事の工事成績評定通知書」を既に破棄されてしまった場合は、再発行せず機構側で評価期間中に通知した工事成績評定を確認し、技術評価点の点数を決定する。
- 評価期間の途中に配置技術者の変更があった場合は、その評価期間中で最も在籍期間の長い技術者に対して、工事成績評定を付与する。

※1 以下に示す評価期間に該当する数字を記入すること。ただし、H30.9.30に完了した工区の工事成績評定点（契約総括）を記入する場合、同工区のH29.10.1～H30.9.30までの工事成績評定点（中間）は、評価の対象としないため記入不要である。
・H30.10.1～R1.9.30までの工事成績評定点（中間）は「１」、R1.10.1～R2.9.30までの工事成績評定点（中間）は「２」、H30.9.30に完了した業務の工事成績評定点（契約総括）は「３」

※2 「主任(監理)技術者」「現場代理人」の欄は、評価期間中に従事していれば”○”をすること。

※3 平均評定点（予定配置技術者）は、各評定点の平均値（小数点第２位以下切り捨て）とする。

別記様式４　評定点の記入例

別記様式４に記入する評定点は、機構より通知した様式の「評定点合計」欄の数値を記入すること。

別紙様式5「別表」　（別表）

リニューアル等工事細目別評定点（契約総括）

評価項目	細目		評定点	/	満点	
		(2)				
1　工事体制			2.5	/	3.0	点
2　施工管理			0.3	/	3.0	点
3　出来形及び品質			1.5	/	7.0	点
4　出来栄え			0.2	/	7.0	点
5　居住者対応の取り組み			0.2	/	4.0	点
6　URへの貢献度			0.0	/	5.0	点
7　創意工夫	解決策の提案、工夫		0.0	/	3.0	点
8　技術提案内容	技術提案の実施状況		2.0	/	3.0	点
細目別評定点計①		(3)	6.7	/	35.0	点
評定点②			65.0			点
評定点小計(①＋②)		(4)	**71.7**	/	100	点
9　法令遵守等			−5			
10　総合評価における評価内容の履行状況			0			
評定点合計		(5)	**66.7**			
評定点		(6)	**66**			

別記様式４に記入する点数

（別記様式５）

施工体制に係る資料

１　技術者の状況について

担当支店・営業所名			
担当支店・営業所所在地			
	職種	人数	うち改修工事経験のある者
技術職員数	建築	人	人
	電気	人	人
	機械	人	人
	計	人	人
監理技術者		人	人
１級建築士		人	人
２級建築士		人	人
１級建築施工管理技士		人	人
２級建築施工管理技士		人	人
１級電気工事施工管理技士		人	人
２級電気工事施工管理技士		人	人
１級管工事施工管理技士		人	人
２級管工事施工管理技士		人	人

２　契約不適合処理体制について

次の１）から３）までを示す体制図を提出する。

１）当機構から申し入れる「契約不適合窓口」

２）契約不適合処理（調査、処理計画、設計、施工、検査及び記録）

３）契約不適合処理における当機構への「報告窓口」

なお、様式は自由とし、参考図１を参照

３　施工体制及び品質管理体制について

施工にあたって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること）が、それぞれ独立した体制をとることができることを示す組織図を添付すること。

なお、様式は自由とし、参考図２を参照。

（様式５－１）

（参考図１）
注）次の （１）～（３）までをフローチャートで示すこと
（１）当機構から申し入れる「契約不適合窓口」
（２）契約不適合処理（調査、処理計画、設計、施工、検査及び記録）
（３）契約不適合処理における当機構への「報告窓口」
なお、様式は自由とし、参考図１を参照。

契約不適合処理体制

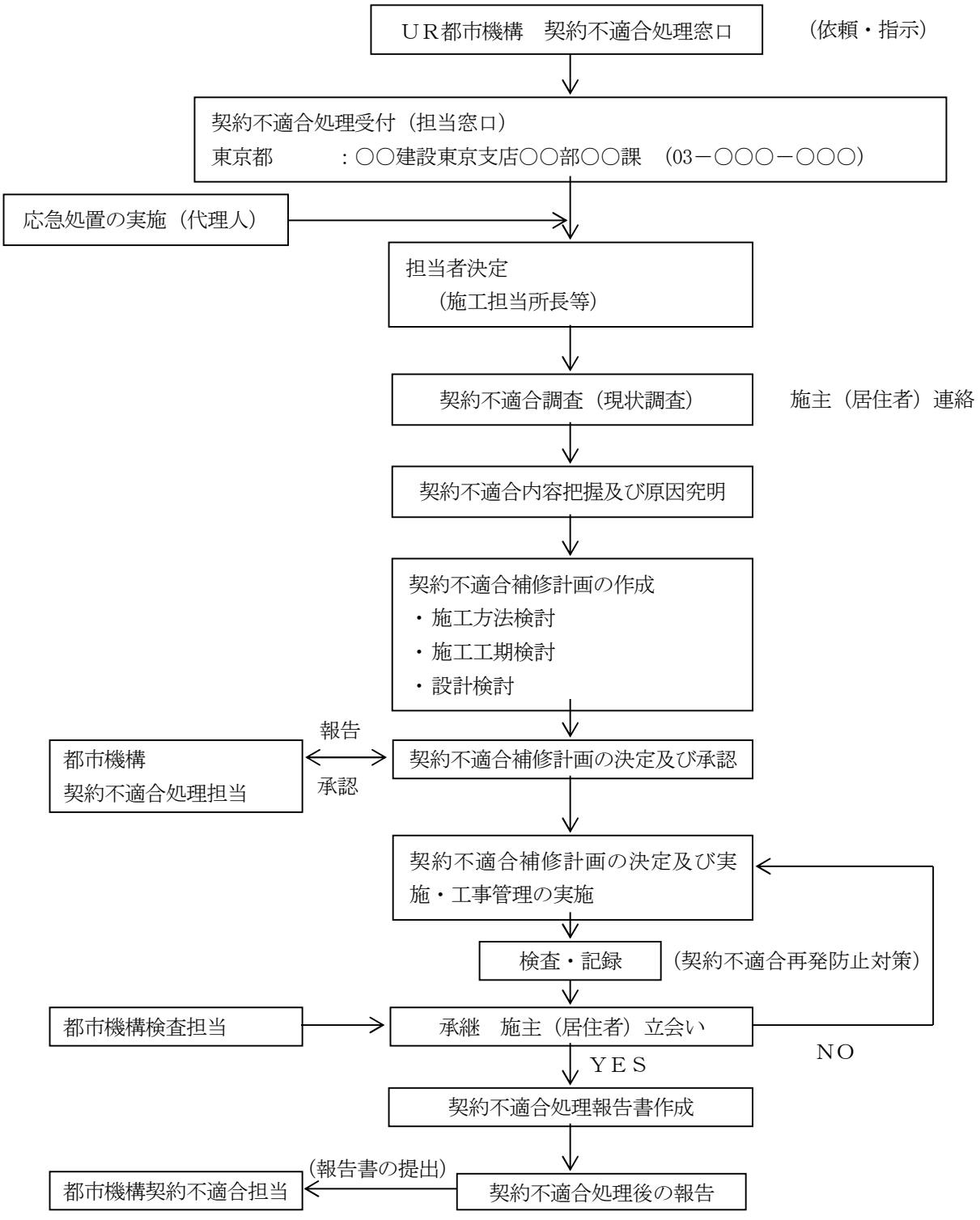

（参考図２）
注）施工にあたって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること）がそれぞれ独立した体制をとることができることを示す組織図等を添付すること。
なお、様式は自由とし、参考図２を参照。

施工体制及び品質管理体制（施工体制等組織図）

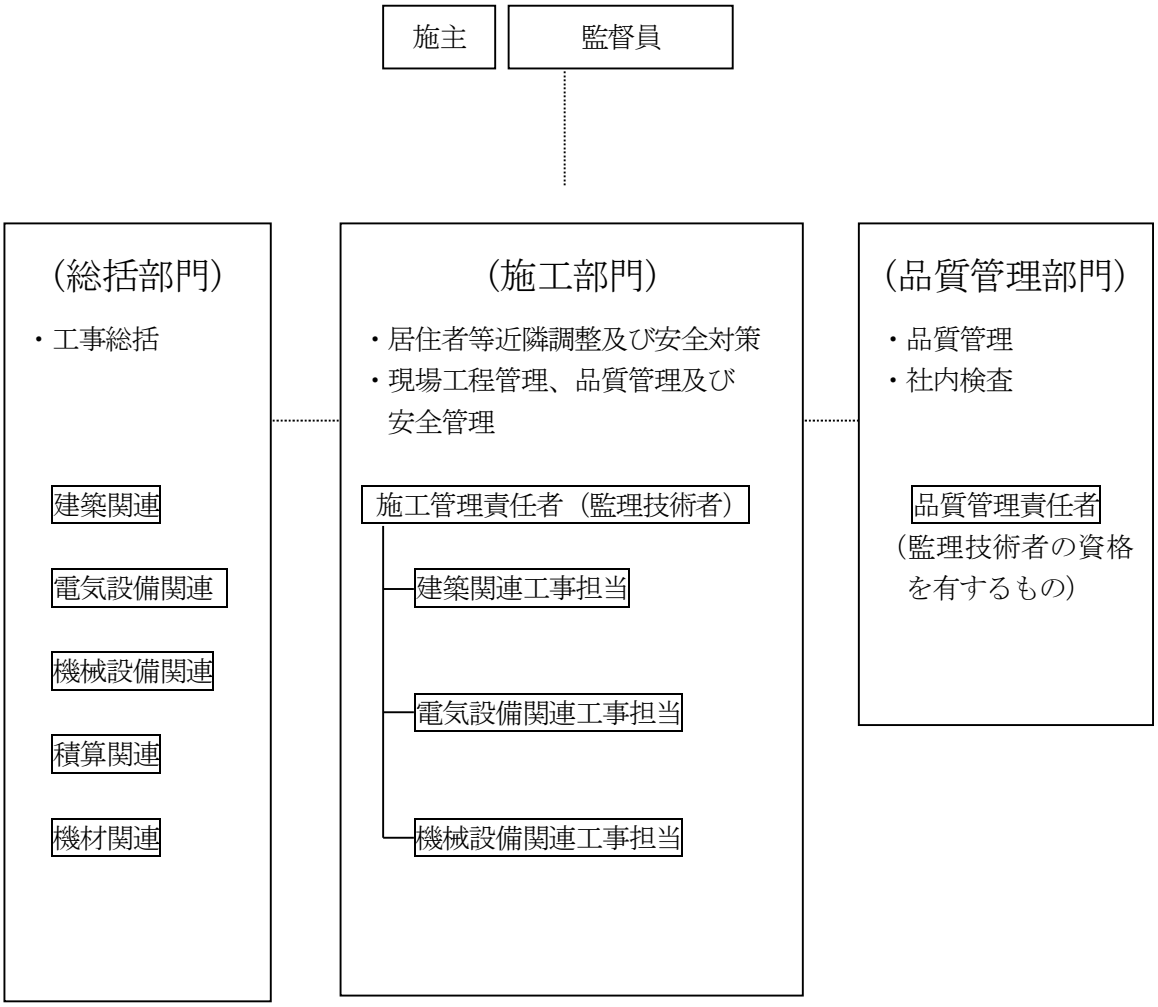

（別記様式６）

低振動・低騒音工具に関する資料

施工にあたり以下のとおり低振動･低騒音工具を使用します。

工事の内容		使用する工具の製品名※１
コンクリート壁の解体※２		
コンクリート躯体の穿孔※３		
その他※４		

※１　発生音の記載されている工具メーカーのカタログを添付する。
※２　油圧式によるクラッシャーを使用する。
※３　コンクリート躯体に振動を与えないで、回転力により穿孔する工具。
※４　その他自社が提案する工具があれば記載する。
※　　上記工具の機種の変更をする場合は、監督員の承諾を得る。

（別記様式７）

「施工計画」に関する提案

申請者　（株）○○建設

項目	主に求める取組	取組み記入欄（200文字程度）
品質確保に関する取組	標準を超える具体的・合理的な取組 ○品質確認方法、施工精度確保の取組 ○技術者の配置・自主検査の取組 ○誤作業防止の取組　等	
工期短縮の取組	標準を超える具体的・合理的な取組 ○工期短縮日数 ○短縮作業内容　等	
環境配慮の取組	標準を超える具体的・合理的な取組 ○地球環境配慮（CO2削減、リサイクル等）に関する取組 ○安全対策、防犯対策等の取組 ○現場周辺美化等、イメージアップに関する取組　等	
騒音低減の取組	標準を超える具体的・合理的な取組 ○騒音工事時の対応 ○工事全般を通じた取組　等	

●記入上の注意事項

・ 目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に記入すること。（例：○○について、○回、○○をする。）
具体性が読みとれないものは評価しない。
・ 200文字程度で記入すること。

●評価する（加点する）取組

・ 良好な結果が期待できる、標準（※）を超える、具体的かつ合理的な取組
（※「標準」とは、設計図書（仕様書含む）に記載されているもの、法律で定められたもの、一般的なものをいう。）
・ 施工現場を把握した上での、現場状況に合致した取組

●評価しない（加点しない）取組

・ 履行の確認が、現場又は書面等で確認できない取組
・ 出来形を変更する取組
・ 「状況に応じて・・・」など、具体性を欠く取組、合理的ではない取組
・ 単に「社内基準・独自・ISOを用い、・・・」と記載され、当該基準等の内容が不明な取組

●その他留意点

・ １欄に１要素のみを記載すること。また、１要素を２欄に重複して記載しないこと。
・ 参考資料、写真等を添付しても構わないが、最小限（Ａ４版１枚以内）に留めること。
・ 契約後の履行状況から、評価された取組のうち、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。
・ 未提出の場合は、競争資格がないものとする。（提案が無い場合は「提案なし」と記載すること。）

（別記様式８A）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

※　１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。
※　それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
※　「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式８Ｂを使用すること。
※　経常建設共同企業体の場合は代表者のみ提出すること。

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○　プラチナえるぼしの認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし３段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 300 人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○　プラチナくるみんの認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（新基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（旧基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

３．青少年雇用促進法に基づく認定

○　青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

※　上記の各項目（○印）のいずれかが該当すれば適合とします。

（別記様式８B）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※　１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。
※　それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。
※　経常建設共同企業体の場合は代表者のみ提出すること。

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○　プラチナえるぼしの認定に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし３段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし２段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし１段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○　プラチナくるみんの認定に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（新基準）に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（旧基準）に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

３　青少年雇用促進法に基づく認定

○　青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

※　上記の各項目（○印）のいずれかが該当すれば適合とします。

（別記様式９）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　　田中　伸和　　殿

提出者）　住　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名
作成者）　担当部署
　　氏　名
　　電話番号
　　ＦＡＸ

社判

代表者印

印

元請適用除外誓約書

　別紙の理由により、令和３年度リニューアル等工事の競争入札に関し、当社は、○○保険法第○条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
　以上のことについて、誓約します。

（別紙）

（健康保険・厚生年金保険）

□従業員５人未満の個人事業所であるため。

□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

○年○月○日、関係機関（○○年金事務所○○課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

□役員のみの法人であるため。

□使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

○年○月○日、関係機関（ハローワーク○○　○○課）に問い合わせを行い判断しました。

（別記様式10）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　　田中　伸和　　殿

提出者）　住　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名
作成者）　担当部署
　　氏　名
　　電話番号
　　ＦＡＸ

社判

代表者印

印

令和３年度リニューアル等工事に係る施工体制の確認について、下記の書類を提出します。なお、添付書類の内容については事実と相違しないことを誓約します。

記

・追加配置する技術者の資格等を記載した書面（別記様式３）
・内訳書に対する明細書（様式０）
・資材購入予定先一覧（様式３）
・機械リース元一覧（様式４）
・労務者の確保計画（様式５）
・工種別労務者配置計画（様式６）
・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式９）
・品質確保体制（品質管理計画書）（様式10）
・品質確保体制（出来形管理計画書）様式11）
・施工体制台帳（様式14）

※以下は、特別重点調査基準価格未満の場合に、上記に追加する。
・下請予定業者等一覧表（様式１）
・配置予定技術者名簿（様式２）
・建設副産物の搬出地（様式７）
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式８）
・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式12）
・安全衛生管理体制（点検計画）（様式13）

調査資料（提出）様式集

様式番号	提　出　資　料　名	調査基準価格 未満 特別重点調査基準価格 以上	特別重点調査基準価格 未満
様式1	下請予定業者等一覧表		○
様式2	配置予定技術者名簿		○
様式3	資材購入予定先一覧	○	○
様式4	機械ﾘｰｽ元一覧	○	○
様式5	労務者の確保計画	○	○
様式6	工種別労務者の配置計画	○	○
様式7	建設副産物の搬出地		○
様式8	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関連する運搬計画書		○
様式9	品質確保体制（品質管理のための人員体制）	○	○
様式10	品質確保体制（品質管理計画書）	○	○
様式11	品質確保体制（出来形管理計画書）	○	○
様式12	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）		○
様式13	安全衛生管理体制（点検計画）		○
様式14	施工体制台帳	○	○

様式１

下請予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	

工 期	自　年　月 至　年　月

請負金額(税込)	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資材		
	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機械		
	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

労務		
	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資材		
	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機械		
	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

交通誘導員		
	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資材		
	納入内容	
	会社名	手持ち資材
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機械		
	リース機械	
	会社名	自社手持ち
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

交通誘導員		
	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

様式２

配置予定技術者名簿

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号
監理技術者	○○　○○	一級土木施工管理技士 監理技術者資格者証	H5．6．1 H8．7．1	第123456号
主任技術者				
現場代理人				

様式3

資材購入予定先一覧

工種 種別	品名 規格	単位	数量	単価	購入先名		
					業者名	所在地	入札者との関係 (取引年数)

※入札時に工事費内訳書を作成した工事(空家修繕工事、及び小修理)を対象として作成すること。

様式4

機械リース元一覧

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	単価	リース元名		
							業者名	所在地	入札者との関係（取引年数）

※入札時に工事費内訳書を作成した工事（空家修繕工事、及び小修理）を対象として作成すること。

様式5

労務者の確保計画

工　　種	職　　種	労務単価 （円）	員　　数 （人）	下 請 会 社 名 等 （取引年数）
土工	普通作業員		200（100）	同族会社 ㈱○○（　年）
配管工	配管工・普通作業員		120（80）	□会 ㈱△△（　年）

※入札時に工事費内訳書を作成した工事（空家修繕工事、及び小修理）を対象として作成すること。

様式6

工種別労務者配置計画

工種	種別	配置予定人数									計
		世話役	普通作業員	特殊作業員	配管工	電工	運転手（一般）	・・・・・	・・・・・	・・・・・	

※入札時に工事費内訳書を作成した工事（空家修繕工事、及び小修理）を対象として作成すること。

様式７

建設副産物の搬出地

建設副産物	数量（m^3）	受入れ予定箇所	受入れ会社	受入れ価格（単価）	運搬距離（km）	備考

様式８

建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

品名	運搬予定者	規格・型式	単位	数量	使用予定量（台数）	受入れ予定箇所又は 工事理由	運搬距離（ｋｍ）	運搬予定者への支払予定額（円/日･台当たり）	備考

様式９

品質確保体制（品質管理のための人員体制）

区分（元請・下請）	立場	会社名 所属	氏名	資格	実施事項				諸費用						備考
					実施内容	実施方法	頻度	対象	費用計上の有無	費用負担（元請・下請）	計上した工種等	見込額	技術者単価（千円）	数量	
元請	品質証明員	㈱○○建設 ○○支店	○○○○	・技術士（建設部門） ・土木施工管理1級 ・・・・	①協力会社への品質管理に係る指導 ②品質・出来形の社内検査	①講習会の実施 ②立会・書面による確認	①工事着手前（各工種） ②社内検査基準に基づき実施	①協力会社の主任技術者・職長	有	下請			○千円	○日	①協力会社の主任技術者・職長

※入札時に工事費内訳書を作成した工事（空家修繕工事、及び小修理）を対象として作成すること。

様式10

品質確保体制(品質管理計画書)

施工箇所	工種	品質管理項目					諸費用							試験実施（委託）者				品質管理責任者			備考
		試験項目	試験方法	実施時期 (実施頻度)	基準及び 規格値	外部委託 の有無	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (元請・下請)	計上した工 種等	見込額	単価 (千円)	数量	元請・下 請区分	会社名 所属	立場	責任者	会社名 所属	立場	試験結果 確認方法	

様式11

品質確保体制(出来形管理計画書)

施工箇所	工種	出来形管理項目					諸費用							検査実施（委託）者				品質管理責任者			備考
		検査項目	検査方法	実施時期 (実施頻度)	基準及び 規格値	外部委託 の有無	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (元請・下請)	計上した工 種等	見込額	単価 (千円)	数量	元請・下 請区分	会社名 所属	立場	責任者	会社名 所属	立場	検査結果 確認方法	

様式12

安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

実施事項	実施内容	実施頻度及び所要時間	実施責任者			参加予定者		諸費用							適用法令等	備考
			元請・下請区分	会社名所属	立場	元請	下請	費用計上の有無	費用内容	費用負担(元請・下請)	計上した工種等	見込額	単価(千円)	数量		
安全・訓練	・安全活動のビデオ等による教育 ・当該工事内容等の周知徹底 ・安全・訓練等としての必要な事項	毎月　半日以上	元請	(株)○○	元方安全責任者	全員	全員	有	①外部講師(全4回) ②資料印刷費(全12回)	元請	現場管理費		①○千円 ②○千円	○回		

※入札時に工事費内訳書を作成した工事(空家修繕工事、及び小修理)を対象として作成すること。

様式13

安全衛生管理体制（点検計画）

点検項目	点検対象	対象区間	時期・頻度	点検実施者			諸費用						適用法令等	備考
				元請・下請区分	会社名所属	立場	費用計上の有無	費用負担（元請・下請）	計上した工種等	見込額	技術者単価（千円）	数量		

様式14

令和　　年　　月　　日

施　工　体　制　台　帳

［会 社 名］ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名］ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許可	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	令和　年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	令和　年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所	〒		
工期	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	契約日	令和　年　月　日

	区分	名称	住所
契約営業所	元請契約		
	下請契約		

		健康保険		厚生年金保険	雇用保険
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	加入 ・ 未加入 ・ 適用除外		加入 ・ 未加入 ・ 適用除外	加入 ・ 未加入 ・ 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

（記入要領）

1 この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書（様式例-2）を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。

2 上記は、自社に関して記載しますが、発注者との請負契約書や下請負契約書の記載事項と一致している項目については、その契約書の写しを添付することにより記載を省略できる。また、右側の《下請負人に関する事項》においても、下請負契約書の記載事項と一致している項目については、その契約書の写しを添付することにより記載　を省略できる。ただし、別添契約書のとおりと記載する。

3 監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。

4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）

5 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。

① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。

② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。

③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 TEL		
工事名称及び工事内容			
工期	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	契約日	令和　年　月　日

	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）　年月日
建設業の許可	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	令和　年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	令和　年　月　日

		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	加入 ・ 未加入 ・ 適用除外	加入 ・ 未加入 ・ 適用除外	加入 ・ 未加入 ・ 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

※［主任技術者、専門技術者の記入要領］

1 主任技術者の配属状況について［専任・非専任］のいずれかに○印を付すこと。

2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
（一式工事の主任技術者が、専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために、複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。

3 主任技術者の資格（該当するものを選んで記入する。）

① 経験年数による場合
1) 大学卒［指定学科］3年以上の実務経験
2) 高校卒［指定学科］5年以上の実務経験
3) その他　10年以上の実務経験

② 資格等による場合
1) 建設業法「技術検定合格証明書」
2) 建築士法「建築士免許証」
3) 技術士法「技術士登録証」
4) 電気工事士法「電気工事士免状」
5) 電気事業法「電気主任技術者免状」
6) 消防法「消防設備士免状」
7) 職業能力開発促進法「技能検定合格証書」

※［健康保険等の加入状況の記入要領］

1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。

2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。

3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※［建設業法施行規則第14条の2第1項に係る添付書類］

1 建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険等の加入等の状況、被共済者（建退共等）であるか否かの別、安全衛生に関する教育を受けているときはその内容、建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格が分かる書類を添付すること

※［外国人建設就労者・技能実習生の従事状況の記入要領］

1 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の技能実習の在留資格を決定されたもの（以下「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

2 同法別表第1の5の表の擾乱の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

3 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格を決定されたもの（以下「特定技能外国人」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

入 札 （ 見 積 ） 心 得 書

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する工事、測量、調査、設計その他の請負契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札保証金）

第２条　競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に、見積金額の100分の５以上の額で機構が定める額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

（入札又は見積り）

第３条　競争入札・見積（合せ）執行通知書により機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、単価契約書（機構が特に指定した工事については、「契約不適合等に関する覚書」を含む。以下同じ。）案、図面、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書、図面及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書又は見積書は、書留郵便をもって提出するものとする。封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札又は見積り日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、入札書又は見積書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

３　前項の入札書又は見積書は、入札書又は見積書の提出期限までに到着しないものは無効とする。

４　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

５　入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

６　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第３条の２　入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札書又は見積書の提出期限までに到着するものに限る。）して行う。

二　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明

記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3　入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第３条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第４条　入札又は見積りに当たっては、予め入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかねばならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第５条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第６条　入札参加者等は、入札書又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第７条　次の各号の一に該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四　入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五　再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六　１人で同時に２通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　第３条第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）
第８条　開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせたうえで、第３条第１項の通知書に示した場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不要とする。
２　見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。
（落札者の決定）
第９条　競争入札による場合は、技術提案及び開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最高の評価値を得た者を落札者とする。ただし、予定価格が1,000万円を超える場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるときは、その者に代えて、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
２　前項ただし書に該当する入札を行った者は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査に協力しなければならない。
３　見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とする。
（再度の入札又は見積り）
第10条　開札又は見積りの結果、落札者がないときは、別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。
２　前項の再度の入札又は見積りは、原則として１回を限度とする。
（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第11条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、別途通知した日に、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
（契約保証金）
第12条　落札者は、落札決定後速やかに契約金額の10分の１以上の額で機構が定める額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
（入札参加者等の制限）
第13条　次の各号の一に該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。
一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関し、不正の行為があった者
二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
六　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（現場説明）

第14条　理由なく現場説明書等を受領しない者は、入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

（契約書等の提出）

第15条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。この場合入札保証金のあるときは、落札者の入札保証金は機構に帰属するものとする。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第16条　入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、図面、契約書案及び現場説明書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

入札に係る提出書類について

1　　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**参考様式１「使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む)」**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）**を提出してください。

（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長２年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**参考様式２「年間委任状」**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）**を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長２年間))。

また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

3　　代理人の方が入札される場合：**参考様式３「委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む)」**を提出してください。

4　提出方法等

掲示文兼入札説明書 11（1）のとおり

以　上

入札に係る提出書類について

1　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**参考様式1「使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）」**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。

（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。

（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**参考様式2「年間委任状」**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

3　代理人の方が入札される場合：**参考様式3「委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）」**を提出してください。

以　上

（参考様式１）

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印

殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

（参考様式１）

（使用印鑑届）

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印　実印又は使用印　　実印　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日←**提出日**

住　　所　　○○○○○○○○○○○○
会 社 名　　○○○○株式会社
代 表 者　　代表取締役　○○　○○　印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構　○○
○○長　○○　○○　殿

使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏名

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

（参考様式２）

年　間　委　任　状

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　　田中　伸和　　殿

（委任者）住所
　　商号又は名称
　　氏名　　印

（受任者）住所
　　商号又は名称
　　氏名　　印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構の発注する、
［建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務］に関し、下記の通り権限を委任します。

１　委任事項
(1)　入札及び見積に関する件
(2)　契約の締結及び履行に関する件
(3)　契約代金の請求及び受領に関する件
(4)　復代理人の選任に関する件
(5)　契約保証に関する件
(6)　共同企業体に関する件
(7)　その他契約に関する一切の件

２　委任期間
　　年　　月　　日　から令和５年３月 31 日　まで

代理人（受任者） 使用印鑑	

注１　委任期間は競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。
注２　郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
注３　年間委任を届け出る機構の本支社、事務所ごとに作成し、提出すること。

（参考様式３）

※代理人により入札又は見積りを行う場合

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「令和３年度〇〇団地他リニューアル工事」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札及び見積りに関する一切の件

２．

代理人使用印鑑	

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　田中　伸和　殿

（参考様式4）

入　札　書

金　　円也

但し、 令和３年度〇〇団地他リニューアル等工事

上記の金額で上記の工事を工事等を受注したく、競争入札執行通知書、入札説明書、入札（見積）心得書、契約書案及び現場説明書等承諾の上入札します。

令和　　年　　月　　日

※登録番号							

住　所　　〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

商号又は名称　株式会社〇〇建設

氏　名　　代表取締役社長　〇〇　〇〇〇　　(印)

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長　　田　中　伸　和　殿

連絡先	※ 開札結果通知先ＦＡＸ番号	
	※ 連絡先担当者名	
	※ 連絡先電話番号	

※「登録番号」は、競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記入してください。
※「開札結果通知先ＦＡＸ番号」、「連絡先担当者名」及び「連絡先電話番号」は、開札日時において必ず受信確認可能な番号及び担当者名を記入してください。
なお、開札日に「開札結果通知書」のＦＡＸが届かない場合は、必ずご連絡ください。

入札書（郵便入札）

（注意）

1　数字は算用数字を用いてください。なお、金額欄の訂正は無効です。

2　入札者欄には、住所、商号若しくは名称、代表者職及び氏名を記入したうえ、使用印鑑届により届出た印を押印してください。

年間受任者により入札する場合には、別に年間委任状を提出したうえで行うものとし、年間受任先たる住所、名称、受任者役職及び氏名を記入のうえ、年間委任状により届出た印を押印してください。

共同企業体の場合には、企業体名を冠しその「代表者」と明示したうえで、当該企業体の代表会社の住所、商号若しくは名称、代表者職及び氏名を記入し届出印を押印してください。

（参考様式５）

表

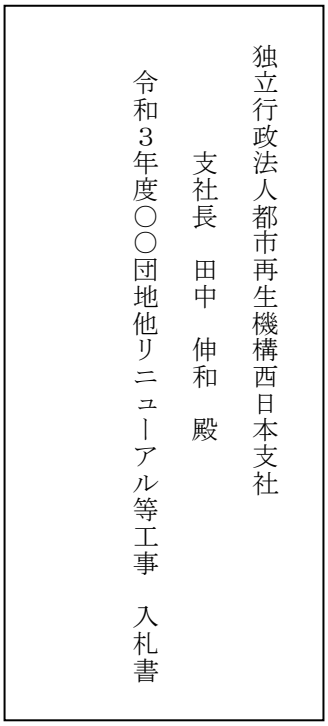
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　田中　伸和　殿
令和３年度〇〇団地他リニューアル等工事　入札書

裏

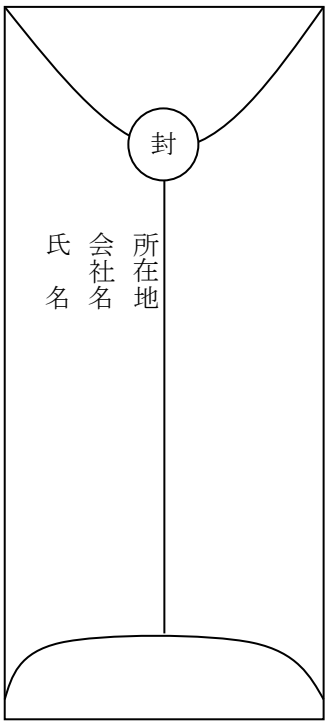
封
所在地
会社名
氏名

社会保険等未加入対策について

１）　受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合において、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

二 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

三 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

２）①　上記１）にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合において、特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。ただし、その際、受注者は当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）を速やかに提出しなければならない。なお、二次下請負契約以下の下請負人にあっては、特別事情申請書に代えて、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するように書面で通知した日から発注者の指定する期間内に未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認できる書類の提出とすることができる。

②　①の場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出を行い、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

３）　受注者が、上記１）及び２）①に違反している場合、又は上記２）①に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず上記２）②に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、次の各号に掲げる違約罰を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であった場合、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の１に相当する額

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人（二次以下の下請負人）が社会保険等未加入建設業者であった場合、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の５に相当する額

４）　施工体制台帳を通じて、受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結している（二次以下の下請契約を含む。）事実を確認した場合、発注者は国土交通省建設業担当部局に当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報する。

５）　上記３）、４）に加え、受注者に対して指名停止措置及び工事成績評定点の減点を行うものとする。

以　上

施工計画の履行に係る覚書（案）

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者○○○○○○○（以下「受注者」という。）は令和　年　月　日付けで締結した別紙に掲げる契約（以下、別紙に掲げる各々の契約を「各契約」という。）の入札説明書に規定する総合評価方式の施工計画の履行に関し、次に掲げる事項について、覚書を交換する。

１　発注者が各契約ごとに評価した施工計画は別紙（様式１）のとおりとする。

２　発注者は、各契約ごとに、周辺の状況の変化等により、施工計画の全部又は一部について、実施することが不適切と判断した場合は、受注者に文書による通知（様式２）の上、当該施工計画の実施を中止又は停止することができるものとする。その場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、中止又は停止に伴い、受注者に損害が発生した場合の費用は発注者の負担とする。

３　受注者は、工事の着工に先立ち、施工計画に関して具体の施工方法及び履行の確認方法並びに時期等を明示した施工計画書（チェックシート（様式３）含む）を発注者の監督員に提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微なものは、監督員と協議の上、その一部を省略することができるものとする。

４　受注者は、現場や周辺状況等受注者の責によらない理由により施工計画を履行できない場合を除き、施工計画について上記施工計画書に基づき確実に実施するものとし、発注者は、上記施工計画書に基づきその履行を確認するものとする。

５　受注者の責めによらない理由により、施工計画書に基づき施工計画の内容を実施できない状況となった場合又は施工計画書に記載された内容（数量又は実施範囲等）のとおり実施できない場合は、その理由等を発注者の監督員に書面（様式４）及び内容を修正した施工計画書を提出し、承諾を得るものとする。発注者は判断の結果を書面（様式５）により提出するものとする。

６　発注者は、受注者が上記５の手続きを行わずに施工計画書に基づく施工計画の内容を実施しなかった場合は、１項目につき５点、また、未実施についての発注者による指摘

後、受注者が施工計画書に基づき施工計画の内容を実施した場合は、１項目につき１点、各契約のうち該当する契約の工事成績評定点を減ずることとし、項目数に関わらず最大20点を減ずることができるものとする。

7　受注者が施工計画を実施しないことが工事目的物の契約不適合等に該当する場合、発注者は各契約の単価契約書に基づき、契約不適合等の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求できるものとし、上記６とは別に該当する契約の工事成績評定を減点できるものとする。

この覚書交換の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所

氏名　　印

受注者　住所

氏名　　印

以　上

（別紙）

契約一覧

令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事

（様式１）

別紙

「施工計画」において機構が評価した項目

工事件名：○○

受注者名：○○

評価項目	評価した内容
品質確保に関する取組	・～～～を実施
	・～～～を実施
環境配慮に関する取組	・～～～を実施
	・～～～を実施
	・～～～を実施

以　上

（様式２）

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇

支店長　〇〇　〇〇殿

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　田中　伸和

当機構が評価した「施工計画」の中止（又は停止）
について（通知）

施工計画の履行に係る覚書２に基づき、以下の提案について履行を中止（又は停止）するよう通知します。

速やかに、以下の提案について履行の中止（又は停止）を行い、その状況について監督員の確認を受けてください。本通知にもかかわらず履行を中止（又は停止）しない場合は、工事成績評定における減点対象となります。

なお、当該提案の中止（又は停止）については、当機構の判断によるものであり、当該提案の中止（又は停止）に基づく請負代金の減額変更は行いません。

工事件名：〇〇

評価項目	中止（又は停止）の理由
品質の確保に関する取組 ・～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当機構に提出されており、当機構としても履行を続けることが適切ではないと判断したため
環境の配慮に関する取組 ・～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため
・～～～を実施	法令の変更により〇〇の使用ができなくなったため

以　上

（様式３）

総括監督員　　（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿

監督員　　（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿

検査員　　（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿

施工計画に係る実施状況の確認書（ﾁｪｯｸﾘｽﾄ）

工事件名：〇〇

受注者名：〇〇

評価項目	評価した内容	実施確認予定時期	機構記入欄				
			監督員		総括監督員確認	成績評定減点	実施状況の考察
			実施確認	未実施の指摘			
品質の確保に関する取組	・～～～を実施	年/月頃	未実施	年/月/日	未実施	▲5	一部実施されるが、施工計画書に基づく全数実施されず
	・～～～を実施	年/月頃	未実施	年/月/日	未実施	▲5	施工計画書とは別の・・・による方法により実施されていた。
環境配慮に関する取組	・～～～を実施	年/月頃	年/月/日	年/月/日	年/月/日	▲1	未実施の指摘に基づき、～～～が実施された。
	・～～～を実施	年/月頃	年/月/日	なし	年/月/日	0	
	・～～～を実施	年/月頃	実施不可文書提出	―	―	0	

※1 未実施の指摘については、別途文書により受注者に指示するものとする。　　合計▲11　⇒最終減点⇒　▲11

※2 未実施（一部実施の場合も含む）の場合は 5 点減点、指摘後実施の場合は 1 点減点、最大減点は 20 点減点

以　上

（様式４）

令和〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　田中　伸和　殿

株式会社〇〇

支店長　〇〇　〇〇

機構により評価された「施工計画」の中止（又は停止）
について（依頼）

施工計画の履行に係る覚書５に基づき、以下の提案について履行の中止（又は停止、若しくは内容変更）を依頼します。

工事件名：〇〇

評価項目	中止（又は停止）の理由
品質確保に関する取組 ・～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当社にあり、工事を円滑に進めるためには、履行を続けることが適切ではないと判断したため
環境配慮に関する取組 ・～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため
・～～～を実施	～～～により、施工計画書の数量とおり、～～～を実施できないため 変更後の施工計画書は別添のとおり

（添付書類）

施工計画書　一式

以　上

（様式５）

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇

支店長　〇〇　〇〇殿

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　田中　伸和

「施工計画」の中止（又は停止）依頼について（回答）

令和〇年〇月〇日付で依頼いただきました「機構により評価された「施工計画」の中止（又は停止）について（依頼）」について以下のとおり回答いたします。

なお、当該提案の中止（又は停止）については、当機構としても適当であると判断できることから、当該提案の中止（又は停止）に基づく減額変更は行いませんが、提案履行の中止（又は停止）依頼を承諾しない項目について、貴社の判断で中止（又は停止）した場合は、工事成績評定における減点対象となります。

工事件名：〇〇

評価項目	中止（又は停止）の理由	回答	回答の理由
品質確保に関する取組 ・～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当社にあり、工事を円滑に進めるためには、履行を続けることが適切ではないと判断したため	承諾	中止（又は停止）の理由を適当と判断できるため
環境配慮に関する取組 ・～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため	承諾せず	中止（又は停止）の理由を〇〇により適当とは判断できないため
・～～～を実施	～～～により、施工計画書の数量とおり、～～～を実施できないため	承諾	施工計画書の内容変更を〇〇により適当と判断できるため

以　上

確　認　書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と○○○○○○○（以下「受注者」という。）は、下記１の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１　確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記２の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者、受注者が確認する。

第２　確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３　工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

第４　主任技術者等の追加

受注者は、施工体制の一層の強化のため、施工体制について、主任技術者等と同等の資格要件を有する専任の技術者を１名追加配置するものとする。

第５　品質及び安全の確保等に関すること

受注者は、工事の実施にあたり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めると共に施工に際しては、工事用車両等の交通安全及び騒音・振動、粉塵等に配慮し、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう行うものとする。

また、労務・資材の調達について、責任を持って確保し、品質及び工事工程に支障をきたさないようにするものとする。

第６　変更契約に関すること

受注者は、工事施工に際し、設計変更等が生じた場合は、発注者の指示に基づき誠実に対応するものとする。

また、変更契約において、今回契約の査定（落札率）を勘案することを了承するものとする。

第７ その他

受注者は、賃金・下請代金等の不払及び支払遅延をしないと確約するものとする。

記

1　契約対象工事名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　低入札価格調査による確認事項　（別紙）

令和　年　月　日

発注者　住所

氏名　独立行政法人都市再生機構○○支社
○○支社長　○○　○○　印

受注者　住所

氏名　社名
代表取締役　○○　○○　印

別紙

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1　○○○に関すること。

① △▽▲▼
② ◇◆◇◆
③ ・・・・

2　◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼
② ◇◆◇◆
③ ・・・・

3　※※※に関すること。

以　上

個人情報等の保護に関する特約条項（案）

発注者及び受注者が令和　年　月　日付けで締結した別紙に掲げる契約（以下、別紙に掲げる各々の契約を「各契約」という。）に関し、受注者が、各契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一　個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（令和15年法律第59号）第２条第２項に規定する個人情報をいう。）

二　公表されていない情報であり、漏えい等することによって、発注者の権利利益を侵害するおそれがある情報

三　業務を行うために発注者から提供を受けた個人情報

四　受注者が業務に関して知り得た個人情報

（個人情報等の取扱い）

第２条　受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第３条　受注者は、個人情報等について、各契約ごとに、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式１）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、各契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第５条　受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第６条　受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、各契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第８条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第９条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

２　受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して､本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

３　前２項の規定は、第１項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条　受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、各契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

２　受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

（事故等の報告）

第12条　受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条　受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、各契約の契約期間が１年以上の場合においては契約の始期から６か月後の月末までに（以降は、直近の報告から１年後の月末までに)、各契約ごとに、書面（別紙様式２）により報告しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

３　受注者は、第１項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条　受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、その

違反に対応する各契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　住所

氏名　　印

受注者　住所

氏名　　印

（別紙）

契約一覧

令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事

（別添）

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

１　個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
※業務終了後についても同じ

２　個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1)　書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2)　データ

①　データを保存するＰＣ及び通信端末やＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

②　①に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

３　個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2)　送付及び持出し等の手順

①　郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

②　ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

・送信先への事前連絡
・複数人で宛先番号の確認
・送信先への着信確認
※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③　電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④　持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4　個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5　個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6　個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7　個人情報等の返還等について

①　業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

②　発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8　個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。

(2)　必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等)、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
(3)　電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。)は、業務上必要なものに限定する。
(4)　個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9　事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10　その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第７条第２項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11　特記事項

※必要に応じ記載

別紙様式１

令和　年　月　日

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

１　取扱責任者及び取扱者

	部　署 役　職	氏　名	取扱う範囲等
取扱責任者	○○部△△課 課長		
取扱者	○○部△△課 係長		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課 主任		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課		＊＊＊地区に係る～～～

２　管理及び実施体制図

（様式任意）

別紙様式２

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構
　○○支社　○○部長　○○　○○　殿

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

１　確 認 日　　令和　年　月　日

２　確 認 者　　取扱責任者　○○　○○

３　確認結果　　別紙のとおり

以　上

（別紙）管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

確　認　内　容	確認結果	備考
1　管理及び実施体制		
令和　　年　　月　　日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2　秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3　安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
①　個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
②　データを保存するＰＣ及び通信端末やＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③　アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④　②に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
①　発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
②　送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③　郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送		

確　認　内　容	確認結果	備考
付している。		
④ ＦＡＸについては、原則として禁止しており、やむを得ずＦＡＸ送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ ｅメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ １回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
４　収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
５　利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
６　複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
７　再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
８　返還等		

確　認　内　容		確認結果	備考
	① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
	② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9　通信端末の使用			
	① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
	② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
	③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
	④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10　事故等の報告			
	特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11　取扱手順書の周知・徹底			
	個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12　その他報告事項			
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）			

※　確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

＊「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項（案）

発注者及び受注者が令和　年　月　日付けで締結した別紙に掲げる契約（以下、別紙に掲げる各々の契約を「各契約」という。）に関し、受注者が、各契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（ＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第２条　受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第３条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、その違反に対応する各契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　住所　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
氏名　独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　田中　伸和　　印

受注者　住所　○○○○○○○○○○
氏名　○○○○○○
代表取締役　○○　○○　　印

（別紙）

契約一覧

令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事
令和３年度○○団地他リニューアル等工事

（別添）

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

(1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。

(2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。

① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。

・外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。

・郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採るとともに、親展で送付する。

・携行の場合には、封筒、書類鞄等に収め、当該封筒、書類鞄等の盗難、置き忘れ等に注意する。

② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。

(3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

単価契約書（案）

１　工 事 名　　令和３年度○○団地他リニューアル等工事
２　工事場所　　別紙のとおり
３　契約期間　　令和３年 10 月１日から
　　令和６年９月 30 日まで
　工事を施工しない日又は時間帯　　設計図書のとおり。
４　契約単価　　別冊単価表のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。）

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　住所
　　氏名　　印

受注者　住所
　　氏名　　印

（〔注〕　受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。）

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書並びに施工指示のために交付する指図書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　受注者は、設計図書に定める期間において契約書記載の工事を施工するものとし、発注者は、頭書の契約単価（以下「契約単価」という。）に基づく代金を支払うものとする。
３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するための必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場

合を除き、受注者がその責任において定める。
4　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
5　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
6　この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
7　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
8　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。
9　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工程表）

第３条　受注者は、着工に先立ち、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
2　工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
2　受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 12 条第２項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第５条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第６条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第６条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

二　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

三　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一　受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

二　前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

３　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の１に相当する額

二　社会保険等未加入建設業者が前項第２号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の５に相当する額

（特許権等の使用）

第７条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合におい

て、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第８条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第９条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一　現場代理人

二　主任技術者（建設業法第 26 条第２項の規定に該当する場合には、監理技術者又は監理技術者補佐（建設業法第 26 条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。））。なお、当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、建設業法第 26 条第３項の工事の場合には、専任の者でなければならない。監理技術者補佐は、監理技術者を使用する場合において、建設業法第 26 条第３項ただし書の規定に基づき監理技術者が兼務する場合に使用する。また、同法第 26 条第５項の工事にも該当する場合には、監理技術者資格証の交付を受けた専任の監理技術者でなければならない。

三　専門技術者（建設業法第 26 条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約単価及び請負代金額の変更、指図書に示す期間の変更、請負代金の請求及び受領、第 11 条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知、同条第４項の請求、同条第５項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
4　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
5　現場代理人、主任技術者、監理技術者等（監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第 10 条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第 11 条　発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者、監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2　発注者又は監督員は、主任技術者、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
3　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
4　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
5　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第 12 条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
2　受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
3　監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
5　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された

工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第 13 条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第 14 条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該

支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは指図書に示す期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第 15 条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第 16 条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは指図書に示す期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　監督員は、受注者が第 12 条第２項又は第 13 条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
3　前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
4　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
（条件変更等）
第 17 条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。
三　設計図書の表示が明確でないこと。
四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　　発注者が行う。
二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　　発注者が行う。
三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは指図書に示す期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（設計図書の変更）

第 18 条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは指図書に示す期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第 19 条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは指図書に示す期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による期間の延長）

第 20 条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により指図書に示す期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に当該期間の延長変更を請求することができる。

（発注者の請求による期間の短縮等）

第 21 条　発注者は、特別の理由により指図書に示す期間を短縮する必要があるときは、当該期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、この契約書の他の条項の規定により指図書に示す期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる期間に満たない期間への変更を請求することができる。

３　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第 21 条の２　発注者は、指図書に示す期間の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（期間の変更方法）

第 22 条　契約期間又は指図書に示す期間（以下本条において「契約期間等」という。）の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約期間等の変更事由が生じた日（第20条の場合にあっては、発注者が契約期間等変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が契約期間等変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（新たな契約単価の設定等）

第23条　単価表に記載のない項目が生じた場合その他単価表によることが不適当な場合は、発注者は指図書において新たな単価（以下「未契約単価」という。）を表示し、受注者に通知するものとする。

２　受注者は未契約単価について協議を希望する場合は、指図書を受領した日から数えて３日以内に協議書を提出するものとし、期限までに提出のない場合、受注者は未契約単価を承諾したものとする。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（特殊な要因等による契約単価の変更）

第24条　契約単価については、原則１年に１度見直すものとするほか、特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、契約単価が不適当となったときは、発注者又は受注者は前条第１項の規定によるほか、契約単価の変更を請求することができる。

２　予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前条第１項及び前項の規定にかかわらず、契約単価の変更を請求することができる。

３　前２項の場合において、契約単価の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項又は第２項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第25条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約単価に基づく請負代金額の範囲において

負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第 26 条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第 28 条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 43 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 27 条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただしその損害（第 43 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 28 条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 43 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 12 条第２項、第 13 条第１項若しくは第２項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち指図書において示された目的物等に係る請負代金額の 100 分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「指図書において示された目的物等に係る請負代金額の 100 分の１を超える額」とあるのは「指図書において示された目的物等に係る請負代金額の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（検査及び引渡し）

第 29 条　受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に書面をもって通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第 30 条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を、発注者の定める方法により支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（第三者による代理受領）

第 31 条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（契約不適合責任）

第 32 条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 33 条　発注者は、工事が完了するまでの間は、次条又は第 35 条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

（発注者の催告による解除権）

第 34 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　第４条に規定する発注者の承諾を得ず、又は虚偽の申請により承諾を得てこ

の契約を第三者に承継させたとき。
二　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
三　指図書に示す期間内に完成しないとき又は指図書に示す期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
四　第９条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。
五　正当な理由なく、第 32 条第１項の履行の追完がなされないとき。
六　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
（発注者の催告によらない解除権）
第35条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一　第４条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
二　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
三　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないものであるとき。
四　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
五　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
六　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
七　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
八　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
九　第 37 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
十　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関

与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十一　第 40 条の２第１項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 36 条　第 34 条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第 37 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第38条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 39 条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、受注者がこの契約に基づき施工中であった工事を完成できない場合は、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7　第３項前段及び第４項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 34 条、第 35 条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第 33 条又は第 37 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段、第４項後段及び第５項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第40条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一　指図書に示す期間内に工事を完成することができないとき。

二　この工事目的物に契約不適合があるとき。

三　第34条又は第35条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の１に相当する額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。次条において同じ。）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第34条又は第35条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。(ﾀ)(ﾑ)

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

5　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年（365 日当たり）３パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合等の違約金等）

第40条の２　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第２号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第２号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

2　この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する契約単価に予定数量を乗じた額の10分の１に相当する額のほか、契約単価に予定数量を乗じた額の100分の５に相当する額を

違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第８項又は第９項の規定の適用があるとき。

二　前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　受注者が前２項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365 日当たり）３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

４　受注者は、契約の履行を理由として、第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

５　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 41 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第 37 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第 30 条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365 日当たり）2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 42 条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 29 条第４項又は第５項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が

経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第 43 条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等に設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。

2　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3　受注者は、工事目的物及び工事材料等に第１項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

第 44 条　受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年（365 日当たり）３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365 日当たり）３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第45条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による〔　〕建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

〔注〕〔　〕の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名称を記入する。

2　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している

下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 11 条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第 46 条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

第 47 条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

以　上

別　紙

団地名	工事場所	担当エリア（※）
A団地	○区○　○-○	○○区 ○○区
B団地	○区○　○-○	
C団地	○区○　○-○	

※　担当エリアにて、上記「団地名」以外の団地において新たにリニューアル等工事が発生する場合には、発注者は受注者に、協議の上、追加指示出来るものとする。

単価契約書　別添１

仲裁合意書

工 事 名　　令和３年度○○団地他リニューアル等工事
工事場所　　別紙のとおり

令和３年○月○日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。(ﾍ)

管轄審査会名　　建設工事紛争審査会

（管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の９第１項又は第２項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。）

令和○年○月○日

発注者　住　所
　　氏　名　　印

受注者　住　所
　　氏　名　　印

(裏面)

仲裁合意書について

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも 1 人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

図　面　目　録

表紙		
番号	図面目録	縮尺
EA-01	図面目録	—
EA-02	特記仕様書（一般事項）	—
EA-03	特記仕様書（エントランス）	—
EA-04	○号棟　平面図（1階、基準階）	1/150
EA-05	○号棟　平面図（4階、屋根伏図）	1/150
EA-06	○号棟　エントランス改修図	1/30

エントランス改修工事設計図（建築）		
番号	図面目録	縮尺
DZ-01	特記仕様書（土木・造園編）	
DZ-02	住棟入口部（中層）	
DZ-03	サイン詳細図	
DZ-04	手すり詳細図	

番号	図面目録	縮尺

UR 都市機構　西日本支社	設計事務所	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
		○○団地○号棟エントランス改修工事（中層）	図面目録	——	EA-01

特 記 仕 様 書(一 般 事 項)

Ⅰ. 工 事 概 要

1, 工 事 名 称　　○○団地○号棟エントランス改修工事(中層)

2, 工 事 場 所　　担当エリアにおいて機構職員が指示する団地

3, 工事対象建物概要・工事種目　　エントランス改修工事 (一般住棟:1棟 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建 24戸)

4, 工事対象部分

1階エントランスの図面表示の部分

Ⅱ. 特 記 事 項

1.一般共通事項

(1)本工事の一般共通事項は、保全工事共通仕様書、総則編1章一般共通事項、同建築編、一般共通事項による。

(2)本工事は、本設計図書によるものの他、下記の図書による。これらの優先順位は、下記による。

1．現場説明書、追加説明及び質疑応答書
2．本特記仕様書
3．設計図書
4．機構住宅標準詳細設計図集(第2版)
5．保全工事共通仕様書 機材及び工法の品質判定基準 仕様登録集(平成29年版)(以下「仕様登録集」という。)
6．機材の品質判定基準 (平成29年7月版)
7．保全工事共通仕様書(平成29年版)建築編(以下「保・共・仕」という。)
8．都市再生機構工事特記基準 (平成29年7月版)
9．公共住宅建設工事共通仕様書 (平成28年度版) (以下「公・住・仕」という。) ※「機材の品質・性能基準」を含む
10．保全工事マニュアル

(3)建物(内外部及び木・鉄部共)の色彩は、別途「色彩計画書」による。但し、事前に表-A「既存色調査報告書」及び表-B「色彩計画書」を発注担当課に提出する。
塗板見本の作成、使用材料サンプルの提出の指示があった場合には、これに協力すること。

(4)本工事と他工事(別途工事)が同時期に行われる場合は、発注担当課・監督員・他工事(別途工事)受注者及び監督員と下記の事項について事前に協議及び調整を行うこと。

1．工事工程の調整。
2．本工事と他工事(別途工事)が取り合う部分については、お互いの工事範囲及び工事内容を工事着工前に確認調整すること。

(5)工事中に疑義及び異常等が生じた場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けること。

(6)本工事前に、工事対象範囲を調査し、補修した方が望ましい箇所を監督員に報告すること。

(7)本工事に伴い、新たに補修及び塗装等した方が望ましい個所を発見した場合は、監督員と協議の上、適切に処理すること。尚、数量については、監督員立会い確認の上、後日別途設計変更処理とする。

(8)本工事の支障となる居住者の財産の移動については、居住者の負担により行うよう周知徹底を図ること。

2.工程管理

(1)本工事の工事管理は「保・共・仕」総則編, 1章, 一般共通事項による。

(2)本工事の施工に際し、保全工事マニュアルを遵守するとともに、下請業者への周知徹底を図り、その教育指導計画及び成果確認手法について文書で監督員に報告すること。

3. 外壁修繕工事(保・共・仕3章1節～5節)

(1)外壁修繕

1.モルタル浮き補修

1)モルタル修繕に先立ち「保・共・仕」3. 2. 3－2浮き等の調査により、工事対象部分について調査を行い、監督員に報告する。

2)モルタル塗り面が浮いている部分について、「保・共・仕」3. 2. 3. エポキシ樹脂注入工法及びピン併用エポキシ樹脂注入工法により、モルタル浮き修繕工事を行う。

3)エポキシ樹脂注入工法及びピン併用エポキシ樹脂注入工法の適用範囲は下記による他、「保・共・仕」3. 2. 1表、工法の適用範囲による。
又、庇鼻先等将来剥落する恐れのある部分(災害危険度の大きい壁面)には、ピン併用エポキシ樹脂注入工法を適用する。

① 階段室、共用廊下、ELVホール等の壁面については、エポキシ樹脂注入工法とする。
② 階段室、共用廊下、ELVホール、1階外壁等の腰壁(H≦1,200mm)については、0.5㎡/ヶ所以上の浮き部分を原則として、注入の対象とする。
③ 階段室、共用廊下、ELVホール等の天井面については、エポキシ樹脂注入工法とする。
但し、天井の先端部分(外部側)でモルタルの破片等が路上等に直接落下する恐れがある部分については、ピン併用エポキシ樹脂注入工法による。
④ 大屋根庇上裏、窓庇上裏等の天井面については、ピン併用エポキシ樹脂注入工法とする。
⑤ モルタル浮きが連続して広範囲に及んでいる場合は、監督員と協議すること。
⑥ 防水工事に伴う床浮き、巾木浮き等に対するエポキシ樹脂注入については、監督員と協議すること。

4)ピン併用エポキシ樹脂注入工法に使用する注入口付きアンカーピンは、「保・共・仕」3.2.3-3-(2)による。尚、モルタル厚過大により既製ピン使用不可の場合は監督員と協議の上、使用ピン長を決定すること。

5)エポキシ樹脂注入工法施工に先立ち「保・共・仕」3. 2. 3-5現場試験(1)・(2)に定める試験を、エポキシ樹脂注入後、エポキシ樹脂注入工法及びピン併用エポキシ樹脂注入工法別に「保・共・仕」3. 2. 3-5現場試験(3)・(4)に定める試験を行う。但し、タイル面についての(4)の試験は、監督員と協議の上、決定する。尚、試験写真を撮影すること。

6)エポキシ樹脂注入工法及びピン併用エポキシ樹脂注入工法の施工に先立ち、上記のことを考慮し「施工計画書」(注入の適用範囲を含む)を作成し、監督員の承諾を得ること。

7)大庇天端、鼻先側のモルタル浮き及びクラック等により上裏に雨漏りしている部分については、監督員と協議すること。

2.モルタルひび割れ修繕

1)モルタル塗り面のモルタル浮きを伴わないひび割れ又は下地コンクリート面のひび割れの修繕を、ひび割れの巾毎に以下の修繕方法により修繕を行う。
尚、モルタル浮きを伴うひび割れ修繕は、前記モルタル浮き修繕により修繕を行う。

ア)巾0. 3mm未満　　ひび割れ廻りの脆弱モルタル・仕上げ材部分を完全ケレンの上、セメント系下地調整材にて補修する。(塗装工事下地処理も含む)
イ)巾0. 3mm以上1.0mm未満　　1.ひび割れ廻りの脆弱モルタル・仕上げ材部分を完全ケレンの上、セメント系フィラーにて補修する。(塗装工事下地処理も含む)
2.手摺壁等両面に及ぶ場合・・・ひび割れ線上に穴明けを行い、エポキシ樹脂注入工法にて補修する。
ウ)巾1. 0mm以上(モルタル層又は、仕上面を貫通しコンクリート層)・・・・・Uカット可とう性エポキシ樹脂充填にて補修する。
エ)下地コンクリート面のひび割れが原因と思われるモルタル面のひび割れについては、その部分を完全ケレンし下地コンクリート面のひび割れを自動式低圧樹脂注入工法にて修繕を行い、セメント系下地調整材にて補修する。

2)セメントフィラー補修方法は、「保・共・仕」8. 6. 1の下地処理8. 6. 1表による。

3)エポキシ樹脂注入工法は、「保・共・仕」3. 2. 3エポキシ樹脂注入工法による。但し、ピッチ及び注入量は、監督員と協議すること。

4)Uカット可とう性エポキシ樹脂充填は、「保・共・仕」3. 2. 2 Uカット可とう性エポキシ樹脂充填による。

5)自動式低圧樹脂注入工法は、「保・共・仕」3. 4. 2 自動式低圧樹脂注入工法による。

6)上記、イ)－2、ウ)、エ)については監督員立会い確認の上、別途設計変更処理とする。

3.モルタル欠損部修繕

1)モルタル塗り面のモルタル欠損部分について、「保・共・仕」3. 2. 5 モルタル欠損部修繕工事により補修工事を行う。

2)塗り替え面欠損補修跡については、周囲の旧塗装面に模様を合わせること。

4.コンクリート打放し面・PC版面については上記1、2、3モルタル修繕に準じて修繕を行う。

5.タイル張り修繕

1)タイル下地のモルタル浮き、タイル面の浮き、浮きを伴うひび割れ修繕 「保・共・仕」3. 3. 2 エポキシ樹脂注入工法及びピン併用エポキシ樹脂注入工法による。

2)既存タイル目地に合わせて目地切りを行い、周辺タイルと色合わせを行う。

3)タイル剥離部分、タイル欠け部分修繕 「保・共・仕」3. 3. 3 タイル部分張替え工法による。下地モルタルの浮き部分については、モルタル浮き修繕により修繕を行う。

4. 塗装工事(保・共・仕8章1節～6節)

(1)工事範囲

1. 下記改修仕上表に基づき、コンクリート、モルタル、木部、金属、ボード類及び外装仕上げ材塗装の塗り替え工事を行なう。

表－3 改修仕上表

記号	部位	既存仕上	下地処理		改修仕上	備考
			仕様	「保.共.仕」		
W-1	一般外壁、バルコニー手摺壁、階段踊場手摺外面、大庇見付、バルコニー手摺内外面	コンクリート素地の上 MR-CS塗	高圧洗浄	「保.共.仕」8.6.1.2	可とう形改修塗材E(KE-EP-G)	
W-2	階段室内壁、階段踊場手摺内面 南北バルコニー内の外壁面	コンクリート素地の上 MR-CS塗	ブラシ清掃	「保.共.仕」8.6.1.2	可とう形改修塗材E(KE-EP-G)	
W-3	小庇見付・上面・下面	コンクリート素地の上 MR-CS塗トップコート	高圧洗浄	「保.共.仕」8.6.1.2	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G-C塗り)	
W-4	集合郵便受設置壁 (新設:ケイ酸カルシウム板面)				つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G-B塗り)	
C-1	バルコニー天井、大庇上裏	コンクリート素地の上 SE吹付	高圧洗浄	「保.共.仕」8.6.1.2	リフレッシュペイント(RP塗り)	
C-2	階段室天井、階段段裏、階段室出入口屋根下面	コンクリート素地の上 SE吹付	ブラシ清掃	「保.共.仕」8.6.1.2	リフレッシュペイント(RP塗り)	
R-1	階段室出入口屋根上面、階段最上階庇上面	MR-CS塗トップコート			ウレタンゴム系塗膜防水(非歩行)	2回目
F-1	バルコニー床	コンクリート素地			ウレタンゴム系塗膜防水(歩行)	1回目
F-2	階段室床	コンクリート素地			超速硬化ウレタン吹付工法	2回目
T-1	鋼製建具類、階段手摺	OFP－B塗り	3種ケレン	「保.共.仕」8.2.1	ワンディフィニッシュペイント(S-OFP-B-2塗り)	
T-2	タラップ、屋上マンホール	SOP塗り	3種ケレン	「保.共.仕」8.2.1	合成樹脂調合ペイント塗り(S-SOP-C-2塗り)	

※ 1. 設計図書及び仕上表を基に現場調査を行うこと。
2. 使用材料の選定については、見本又はカタログ等を取り寄せ、不燃認定品の証明書等を監督員に提出すること。

(2)一般事項等

「保・共・仕」8. 1. 2～5によるほか、以下による。

1)施工は気象条件、作業環境に留意して行う。特に外壁表面等が降雨等により未乾燥の場合は、仕上塗り工事等の施工をしてはならない。

2)下地処理の完了時及び各工程時は監督員の確認を受けた後、次の工程に移る。

3)外壁仕上材等の色彩及び模様については、施工に先立ち、塗り見本を作製する。

4)現場において、仕上がりの程度等の判断のため、試験施工を行い、監督員の承諾を受ける。

5)材料の保管場所は、総則編1.5.7によるものとし、十分な養生を施す。特に、溶剤の含まれる材料の保管、取扱いは、関係法令等に従う。

6)材料は直射日光、雨露を避け、湿気の少ない場所に保管する。また、保管場所は極度に低温、高温にならない場所を選定し、床面を上げ保管する。

7)旧塗膜の付着試験については、「保・共・仕」8. 6. 1. 1による。

8)旧塗膜の下地処理については、「保・共・仕」8. 6. 1. 2下地処理によることとし、汚れ、付着物ならびに旧塗膜の浮き及び脆弱部分等は、研磨紙、スクレーパー、かわすき、サンダー等を使用し、図示の部位については高圧水を併用し除去する事。

9)外壁塗装の際、給排気口には塗装養生をしてはならない。

(3)リフレッシュペイント塗り(RP塗り)

1)本工事は、「保・共・仕」8. 6. 2リフレッシュペイント塗り(RP塗り)による。

(4)つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G塗り)

1)本工事は、「保・共・仕」8・6・4及び8・4・3つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G塗り)による。

(5)可とう形改修塗材E塗り(KE-EP-G塗り)

1)本工事は、「保・共・仕」8. 6. 5可とう形改修塗材E塗り(KE-EP-G塗り)つや有合成樹脂エマルションペイントによる。

5. エントランス改修工事

(1)本設計図に示すエントランスの改修工事を行う。 別紙「エントランスホール改修工事 特記仕様書」 EA-02 参照

UR UR都市機構 西日本支社	設計事務所	工事名称 ○○団地○号棟エントランス改修工事(中層)	図面名称 特記仕様書(一般事項)	縮尺 ―	図面番号 EA-02

特 記 仕 様 書(エントランス)

(1)工事範囲

1) 工事対象棟は、下記による。
- ○号棟　各階段出入口のエントランスとする。

(2)工事内容

1) 工事内容及び共通事項は下記による他、特記仕様書(一般事項)及び「保.共.仕」、「公.住.仕」の内容による。
- 工事科目別は、下記による。
  - ① 撤去工事
  - ② 鉄骨工事(軽量鉄骨)
  - ③ 防水工事
  - ④ 金属工事
  - ⑤ 部品・その他工事

2) 工事範囲は、図面番号 EA-01～(建築) 、DZ-01～(土木・造園)の本工事設計図による図示の範囲とする。

3) 下記の内容について、十分に調査及び調整・確認等を行うこと。
- 工事着手前の設計図書と現場確認調査。 調査時に設計図書と相違があった場合、監督員と調整を行うこと。
- 各階段出入口のエントランスの調査終了後、施工図を作成し監督員の了承を得ること。
- 建築工事、土木工事及び造園工事の工事工程の調整を行うこと。 又、他工事が有る場合も調整を行うこと。
- 各工事内容毎に製作図及び見本又はカタログを提出し、監督員の了承を得ること。
- 本工事に使用する仕上及び接着剤等は、ホルムアルデヒド放散等級等は全てF☆☆☆☆とする。
  F☆☆☆☆認定の材料及び製品がどうしても無い場合は、監督員と協議の上で決定すること。
- 工事着手前に現況の確認を行い監督員に報告すること。
  又、本工事着手前について下記の項目について事前調査を行い工事に影響のある部分を発見した場合は速やかに監督員に報告し適切な処置を行うこと。
  - ① 居住者の安全に関わる事項
  - ② 既存撤去をすることによる他の部分への影響(躯体、居住者の所有物等)
  - ③ 躯体への影響(撤去方法等の確認)
  - ④ 新規取付け支持部の状況確認(躯体への影響及び取り付け方法の確認)
  - ⑤ 新規取付け部分の下地状況(ひび割れ、モルタル浮き、コンクリート欠損、取り付けアンカーの位置等)

(3) 撤去工事　「保.共.仕」 総則編1.2.14、1.2.15

1) 撤去範囲は、各図面による。
2) 本工事の撤去範囲は、必要最小限の範囲とし工法等は、撤去以外の部分に損傷等を与えない工法とする。

(4) 鉄骨工事(軽量鉄骨「公.住.仕」 建築編 第7章

1) 鉄骨工事の仕様は、設計図書による。
2) 取り付け方法及び寸法等を設計図書・現場を確認の上、施工図を作成し監督員の了承を得ること。
3) 鋼製部材は全て錆止め塗装を行うこと。 錆止め塗装の仕様は、下記による。
- 錆止め塗装 JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント塗り 屋外・屋内用 「公.住.仕」 建築編 第17章3節

4) あと施工アンカー
- 設計図書に示す部分に、あと施工アンカーを使用する。
- 施工前に施工場所の壁厚及び鉄筋位置を探査機等により確認・墨出しを行い施工すること。
- あと施工アンカー工事に従事できる作業者は、(社) 日本建築あと施工アンカー協会(以下(JACC))が確認した有資格者(あと施工アンカー主任技士)とし、監督員の了承を得ること。
- 使用するあと施工アンカー、JACCの承認製品とし接着系アンカーとする。
- アンカー筋の種別は、JIS G 3112で規定するSD295Aとする。
- 接着剤は、JCAAが認証している有機系 ガラス管タイプのものを使用すること。
- 品質管理・試験方法は下記による。
  原則として、あと施工アンカーの施工・品質は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の解説書及び品質基準による。 参考書籍:あと施工アンカー施工指針(案)・同解説、あと施工アンカー・品質基準
  本工事についての試験については、監督員の指示による。 全ての接着系アンカーについては、打音試験を行う。

(5) 防水工事　「保.共.仕」 建築編 第2章、「公.住.仕」 建築編 第9章

1) 使用するシーリングの寸法及び材質は、設計図書による。
2) 図示に示す以外に必要と思われる部分には、シーリング処理を行うこと。

(6)金属工事　「公.住.仕」 建築編 第14章

1) 軽量鉄骨壁下地 「公.住.仕」建築編第14章第4節による。
2) 軽量鉄骨天井下地 「機構住宅標準詳細図設計集(第2版)」AE-804～AE-806及び「公.住.仕」建築編第14章第5節による。
3) 化粧アルミジョイナー及び壁見切り材工事
- 設計図書に示す部分にアルミジョイナー及び壁見切り材を施工する。
- 材質は、アルミ製とする。
- 仕上は、アルマイト仕上げとする。
- 寸法は、DT-1:見切り材は厚1.5mm 曲げ加工品とする。その他の見切り及びジョイナー部は既製品とする。

4) ステンレス製巾木工事
- 設計図書に示す部分にステンレス製巾木材を施工する。
- 材質は、SUS 304 製とする。
- 仕上は、ヘアライン仕上げとする。
- 寸法は、H=100 厚1.5mm 曲げ加工品とする。 取り合い部は、シーリング処理すること。

5) 本工事の施工場所は、図面による。 又、取り付け方法は、図面による他、製造所の指定工法による。
6) 監督員へ見本及びカタログの提出を行い了承を得ること。
7) 上記の施工に伴い施工図及び割付図を作成し、監督員の了承を得ること。

(9)部品・その他工事

1) 本工事は、「公.住.仕」第20章 部品・その他工事 による。
2) 施工場所及び数量は、設計図による。
3) 監督員に見本を提出の上、承認を得ること。
4) 掲示板設置工事
- 仕様は「機構住宅標準詳細設計図集 第2版」AE-812による。
- 既設掲示板及び住居表示板を撤去し、掲示板を新設する。 撤去数量及び寸法は、設計図書による。
- 設置位置に関しては、墨出し等を行い監督員の了承を得ること。
- 掲示物に関しては、機構担当者と協議を行い取り外し再取り付けとする。
- 使用する材料は、F☆☆☆☆認定品とする。

掲示板 撤去 W000×H000

棟番号	○号棟						合計
数量	ヵ所						ヵ所

掲示板新設 W000×H000

棟番号	○号棟						合計
数量	ヵ所						ヵ所

6) 集合郵便受取替工事
- 集合郵便受取付壁を新設する。
- 既存集合郵便受を撤去して1階出入口にSUS製前入り前出しの集合郵便受とSUS製点検口を新設する。
- 集合郵便受及び点検口廻りはウレタンシーリング(10×10)打ちを行う。
- 各階段出入口にアルミ方立風除スクリーンを新設する。
- 集合郵便受設置壁に75φ通気口を上下2ヶ所に設置する。
- 集合郵便受設置壁と階段上裏、階段壁、床面との接合部にはウレタンシーリング(10×10)打ちを行う。

- 取替える郵便受箱は、角2封筒の大きさの郵便物が収納できるものを標準(W360×H120×D280)とし、「公.住.仕」「機材の品質・性能基準」によるものとする。
  - ① 構成部品は、以下による。
  - ② 天板、側板、底板、背板(前板)、扉、施錠装置(又は仮締り錠、掛金具)、丁番、ネームプレート受けとする。
  - ③ 扉の材質は、SUS304又はアルミダイキャストとする。扉の材質は、0．7mm以上とする。
  - ④ 扉の開き勝手は、【横開き式・上開き式】とする。 扉は、一定角度以上開かない構造とする。
  - ⑤ 施錠の方法は、仮締り錠(南京錠方式)とする。
  - ⑥ 箱の深さが150mm以下の場合は、郵便物の抜き取り防止の為に、抜き取り防止機能付のものとする。
  - ⑥ ネームプレートカバーは、備え付けとする。
  - ⑦ 郵便受箱の扉部に記載する内容は、棟番号と部屋番号を各郵便受箱に明記できる仕様とする。
  - ⑧ 書式等は、見本を取り寄せ監督員の承認を得ること。

棟番号	○号棟						合計
撤去数量	(6戸用) 3ヵ所						(6戸用) 3ヵ所
新設数量	(A4型) 24戸						(A4型) 24戸

UR UR都市機構 西日本支社	設計事務所	工事名称 ○○団地○号棟エントランス改修工事(中層)	図面名称 特記仕様書(エントランスホール)	縮尺 —	図面番号 EA-03

2・3階平面図

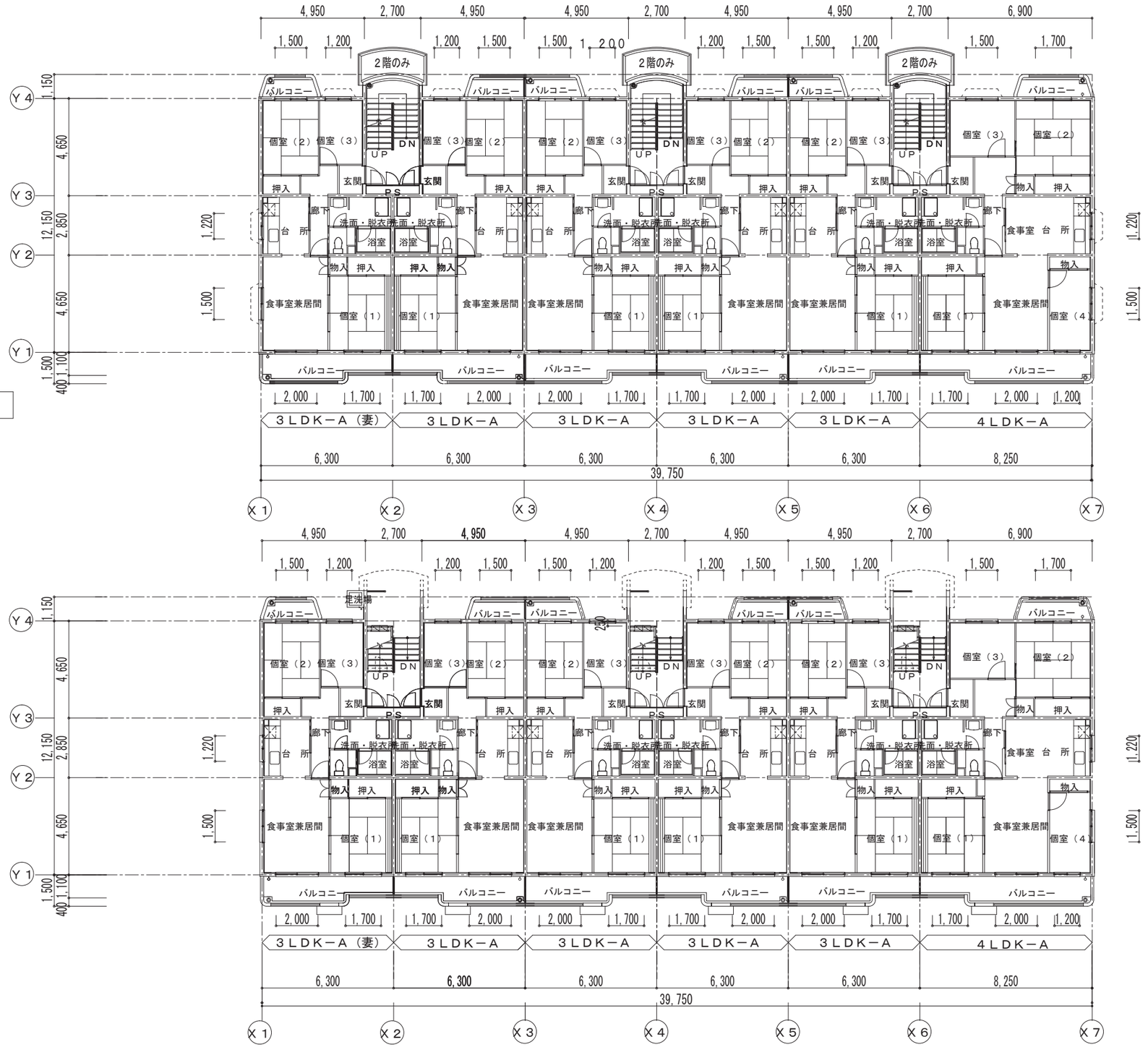

1階平面図

日付		部長	次長	○○○○ チームリーダー	チーム	設計事務所	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
	UR 都市再生機構 西日本支社						○○団地○号棟エントランス改修工事	○号棟 1階・基準階平面図	1／150	EA−04

R階平面図

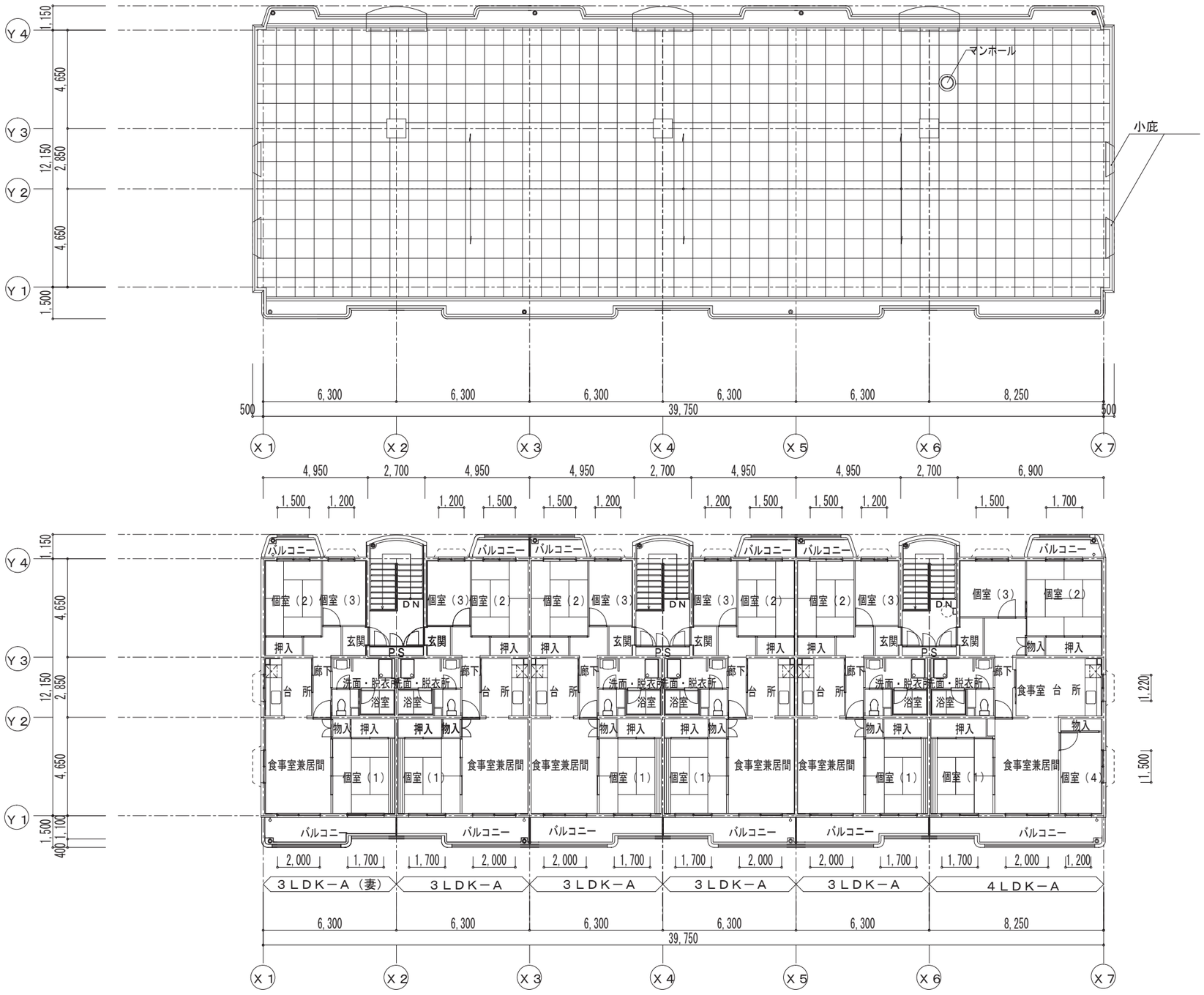

4階平面図

日付	UR 都市再生機構 西日本支社	部長	次長	○○○○ チームリーダー	チーム	設計事務所	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
							○○団地○号棟エントランス改修工事	○号棟 4階平面図・屋根伏図	1／150	EA− 05

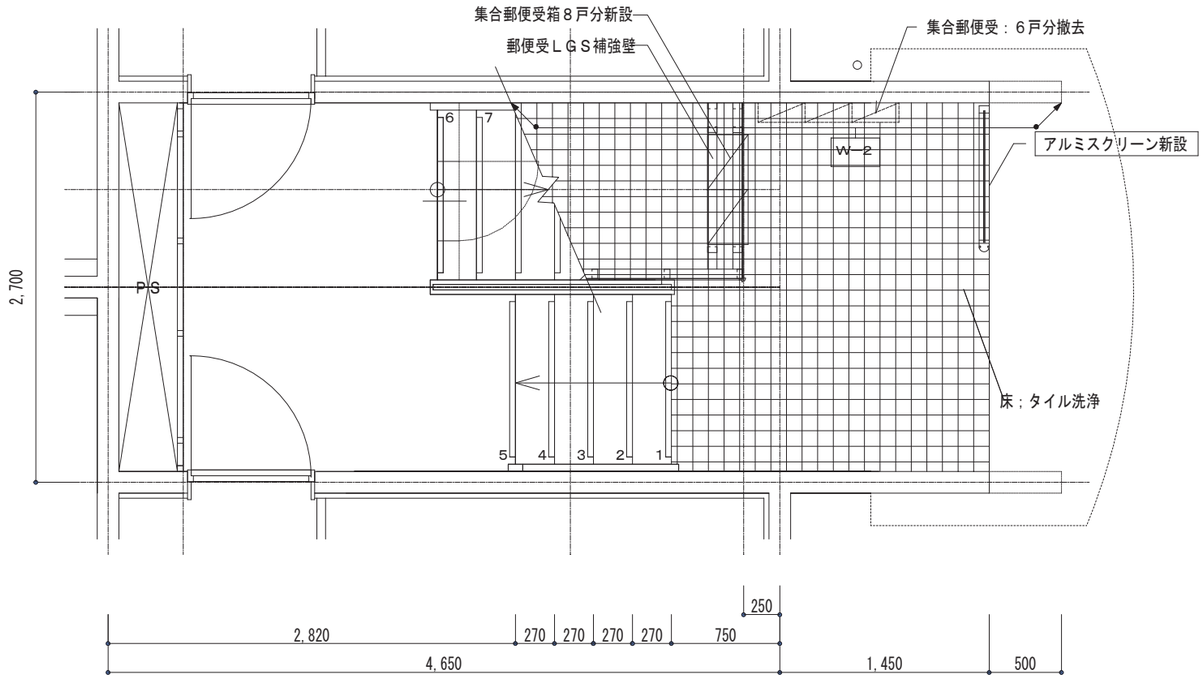

１階平面図

凡　例

記号	改修仕上	下地処理	既存仕上	部位
Ｗ－１	可とう形改修塗材Ｅ（ＫＥ－ＥＰ－Ｇ）	（高圧洗浄）	コンクリート素地の上ＭＲ－ＣＳ	
Ｗ－２	可とう形改修塗材Ｅ（ＫＥ－ＥＰ－Ｇ）	（ブラシ清掃）	コンクリート素地の上ＭＲ－ＣＳ	
Ｗ－３	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ－Ｃ塗り）	（高圧洗浄）	コンクリート素地の上ＭＲ－ＣＳトップコート	
Ｗ－４	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ－Ｂ塗り）			集合郵便受設置壁 （新設：ケイ酸カルシウム板面）
Ｃ－１	リフレッシュペイント（ＲＰ）塗り	（高圧洗浄）	コンクリート素地の上　　ＳＥ吹付	
Ｃ－２	リフレッシュペイント（ＲＰ）塗り	（ブラシ清掃）	コンクリート素地の上　　ＳＥ吹付	
Ｒ－１	ウレタン系塗膜防水（非歩行用）		コンクリート素地の上ＭＲ－ＣＳトップコート	
Ｆ－１	ウレタン系塗膜防水（歩行用）		コンクリート素地	
Ｆ－２	超速硬化ウレタン吹付け工法		コンクリート金ゴテ押え	
Ｔ－１	ワンディフィニッシュペイント（Ｓ－ＯＦＰ－Ｂ－２塗り）	３種ケレン	ＯＦＰ－Ｂ塗り	
Ｔ－２	合成樹脂調合ペイント塗り（Ｓ－ＳＯＰ－Ｃ－２塗り）	３種ケレン	ＳＯＰ塗り	

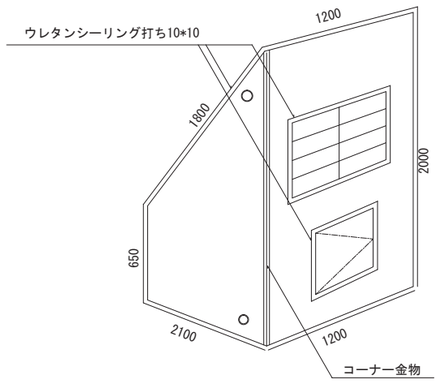

集合郵便受取付壁面

換気孔75φ廻りウレタンシーリング10*10打ち

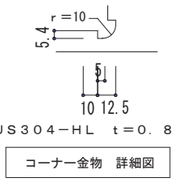

ＳＵＳ３０４－ＨＬ　ｔ＝０．８

コーナー金物　詳細図

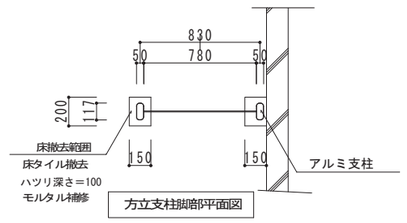

方立支柱脚廻部平面図

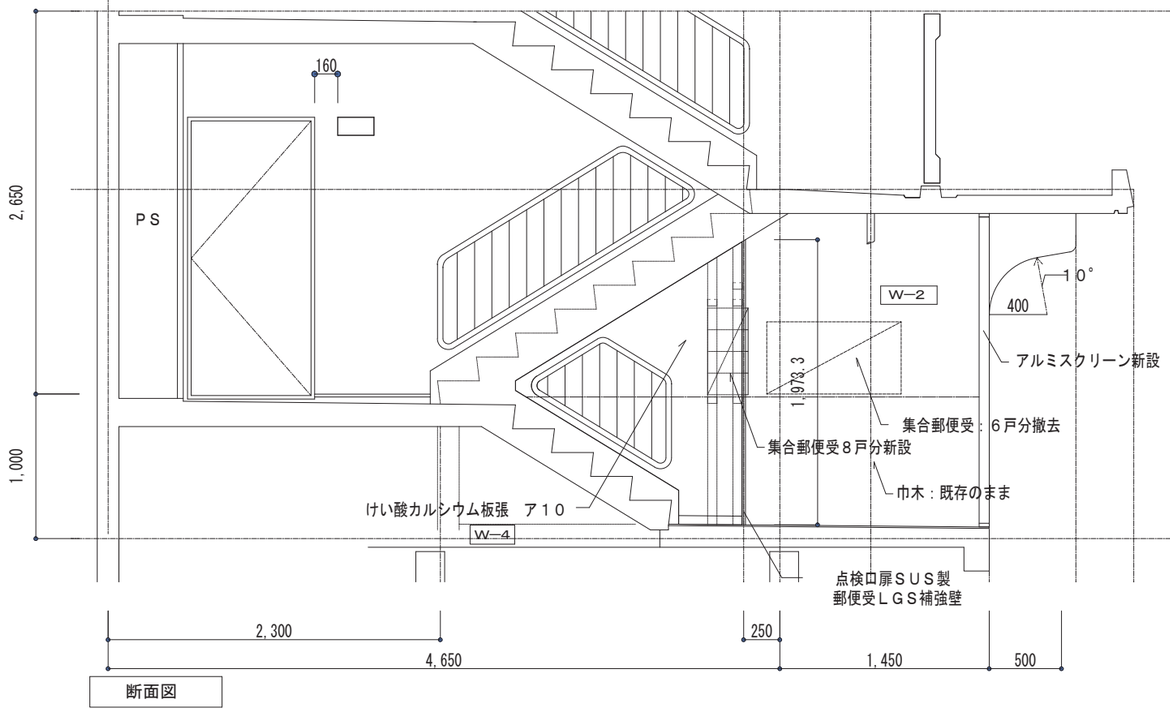

断面図

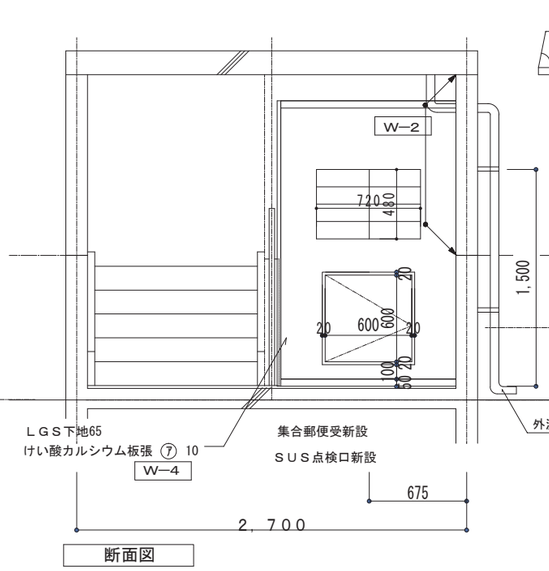

断面図

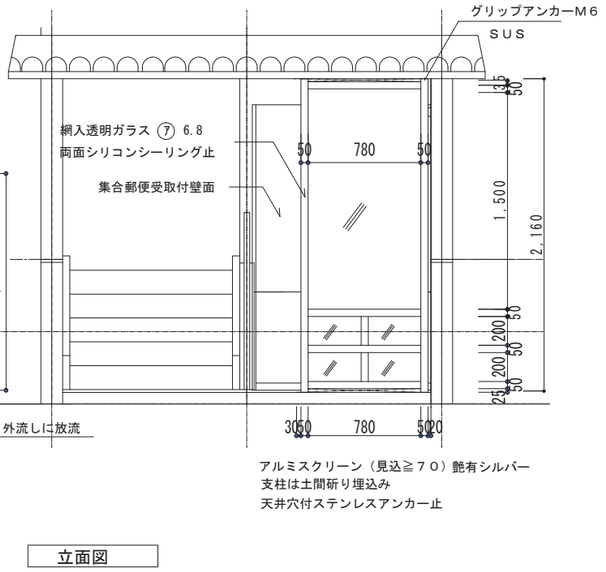

立面図

日付	UR 都市再生機構　西日本支社	部　長	次　長	○○○○ チームリーダー	チーム	設計事務所	工事名称	図面名称	縮　尺	図面番号
							○○団地○号棟エントランス改修工事	84T-3N-3LDK/4LDK-PC(24戸) ○号棟　ｴﾝﾄﾗﾝｽ改修図	１：３０ １：　５	ＥＡ－06

■特記仕様書（土木・造園編）

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称
〇〇団地〇号棟エントランス改修工事

2. 工事場所
〇〇県〇〇市1丁目1番〇号棟

3. 工事期間

Ⅱ. 適用仕様書

1. 設計図書
本工事の施工は本設計書および、以下に記載の図書による。
1）基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準（平成28年度版）
2)保全工事共通仕様書（平成29年版）
3)公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）
4)撤去・移設等標準設計図集（土木造園編）（平成11年版）
5)土木工事標準設計図集（平成24年版）
6)造園施設標準設計図集（平成24年版）

Ⅲ. 特記事項

1. 一般事項
1）標準図集等
本設計書において［　　］の記号で表示しているものは「造園施設標準設計図集」（平成24年版）、
［　　］の記号で表示しているものは「土木工事標準設計図集」（平成24年版）
〇［　　］の記号で表示されているものは「撤去・移設等標準設計図集（土木・造園編）」（平成11年版）に記載施設の記号を示す。
2）残土処分
本工事で発生する残土は場内敷均しとする
3）発生材処分
本工事による解体材及び発生材は廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処置する。
また、本工事によるものでない解体材及び発生材により工事に支障が生じた場合は、設計担当者などと 協議の上適切に処置する。
4）粗骨材
本設計書におけるコンクリートの粗骨材最大寸法は、砂利の場合は25㎜、砕石または高炉スラグ砕石の場合は20㎜とする。
なお、土木工事標準設計図集（平成24年度版）及び造園施設標準設計図集（平成24年度版）におけるコンクリートの粗骨材25は20㎜の砕石または高炉スラグ砕石に読み替えることができる。
5）その他
・建築物など、他の構造物に連続して構造物を設置する場合は、接続部分に伸縮目地を必ず設け、完全に縁切りを行う。伸縮目地は杉板1等ア9㎜を標準とする。
・地上に現れるコンクリート構造物の天端・角部・端部は、特記のないかぎり10㎜の面取りを施し、天端は金ゴテ仕上げとする。
・コンクリート構造物などの型枠の継ぎ目はサンダー仕上げとし、端部なども同様に仕上げるものとする。

2. 中層タイプ（図面名称：住棟入口部（中層） 図面番号：DZ-2）については、1住棟当たり住棟入口部3箇所とする。

3. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に関する事項
本工事で使用する資材及び建設機械は関連する設計図書等の仕様によるほか別表によるものとする。
また、資材の品質基準については「土木・造園材料仕様書」によるものとする。

別表

分類	品目分類	品目名	判断の基準	本工事における工種等
資材	路盤材	再生骨材等	コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	すべての基礎、路盤
	混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。	すべてのモルタル
			備考）「高炉セメント」についてはJIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。	
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	① 原料に再生材料（別表2の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合はそれらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。	すべての舗装用ブロック（焼成）
			備考）判断の基準③についてはJIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表3に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。	すべての型枠
			備考）1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。	
建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）に基づく排出ガス及び黒煙量の基準値に適合する建設機械を使用すること。	対象建設機械を使用するすべて
			備考）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。	
		低騒音型建設機械	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日付国土交通省告示第487号）に基づく騒音基準値に適合する建設機械を使用すること。	

※調達が困難な場合は別途協議とする

別表2

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
砕石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
建設廃材	
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化または溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

別表3

再生材料の原料となるものの分類区分
廃プラスチック
古紙パルプ

日付		設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社		〇〇団地〇号棟エントランス改修工事		特記仕様書（土木・造園編）		DZ-1

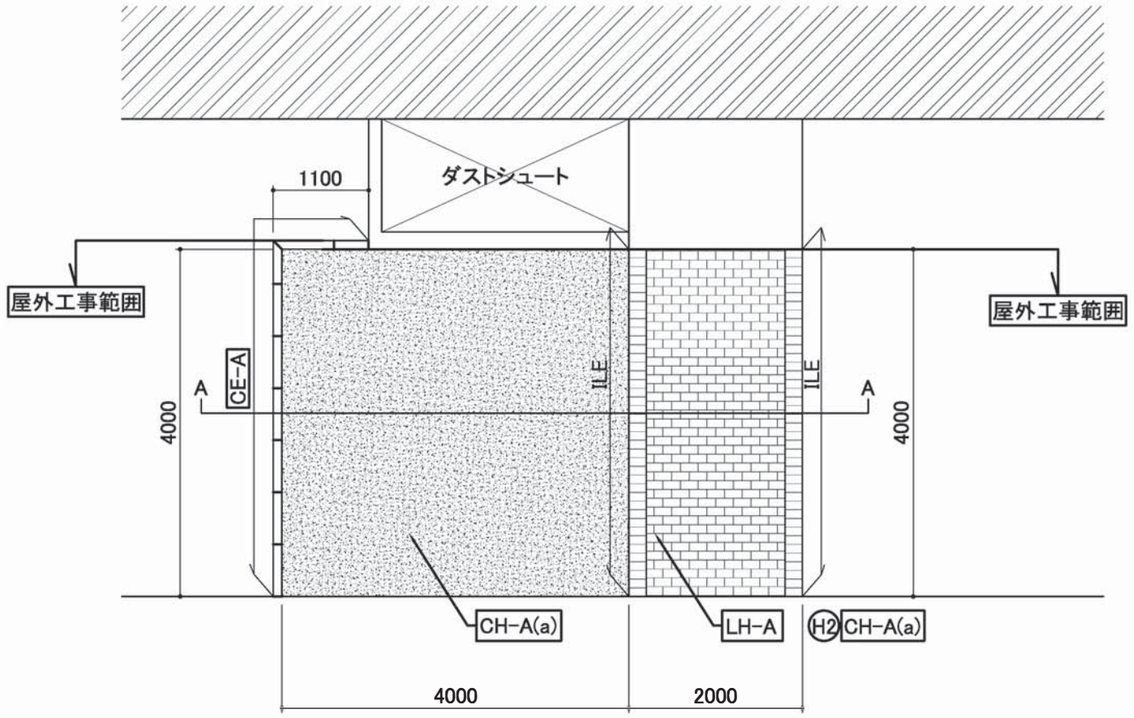

平面図 S=1:100

工事区分・工 種・種 別	表 示	細 別	規 格	単位	備 考
基盤整備					
施設撤去工					
構造物取壊し工		舗装版取り壊し	インターロッキング舗装撤去	㎡	T2 LH-A
		舗装版取り壊し	コンクリート舗装撤去	㎡	H2 CH-A(a)
		殻運搬処理	コンクリート	式	
施設整備					
園路広場整備工					
コンクリート系舗装工		インターロッキング舗装	t=60	㎡	LH-A
		コンクリート舗装	t=70	㎡	CH-A(a)
園路縁石工		コンクリート縁石	100*100*600	m	CE-A
		インターロッキング縁石	t=60	m	ILE
サービス施設整備工					
サイン施設工		サイン	H=1448,W=544	基	SN
管理施設整備工					
柵工		手すり	H=650850	箇所	TS
車止め工	○	車止めB	Φ114.3 H=730	基	KU-GB(b)
		車止め10	Φ60.5 H=800 W=1000	基	KUB-10
施設仕上げ工					
高圧洗浄工		高圧洗浄		㎡	※

図面表示箇所以外で、別途施工を指示する箇所に以下を施工する。

1. 舗装版取り壊し	インターロッキング舗装撤去	23.1㎡	T2 LH-A
2. サイン	H=1448,W=544	住棟当たり 1基	SN
3. 手すり	H=650,850	住棟当たり 1箇所	TS
4. 車止めB	Φ114.3 H=730	1基	KU-GB(b)
5. 車止め10	Φ60.5 H=800 W=1000	1基	KUB-10
6. 高圧洗浄		1.8㎡	

※ 高圧洗浄 は10～15Mpa程度の高圧ポンプを使用して行うこと。

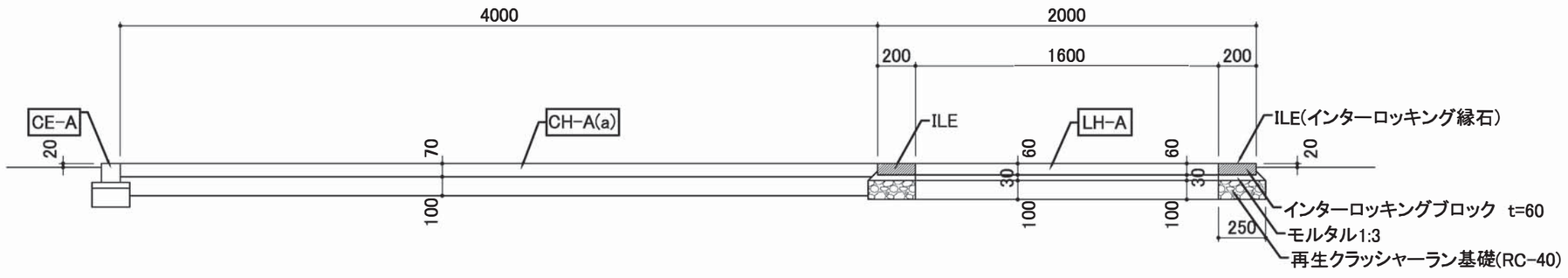

A－A 断面図 S=1:40

日付		設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社		○○団地○号棟エントランス改修工事		住棟入口部(中層)	図示	DZ-2

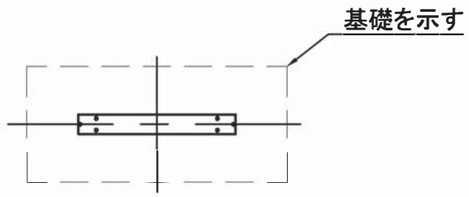

平面図　S=1:30

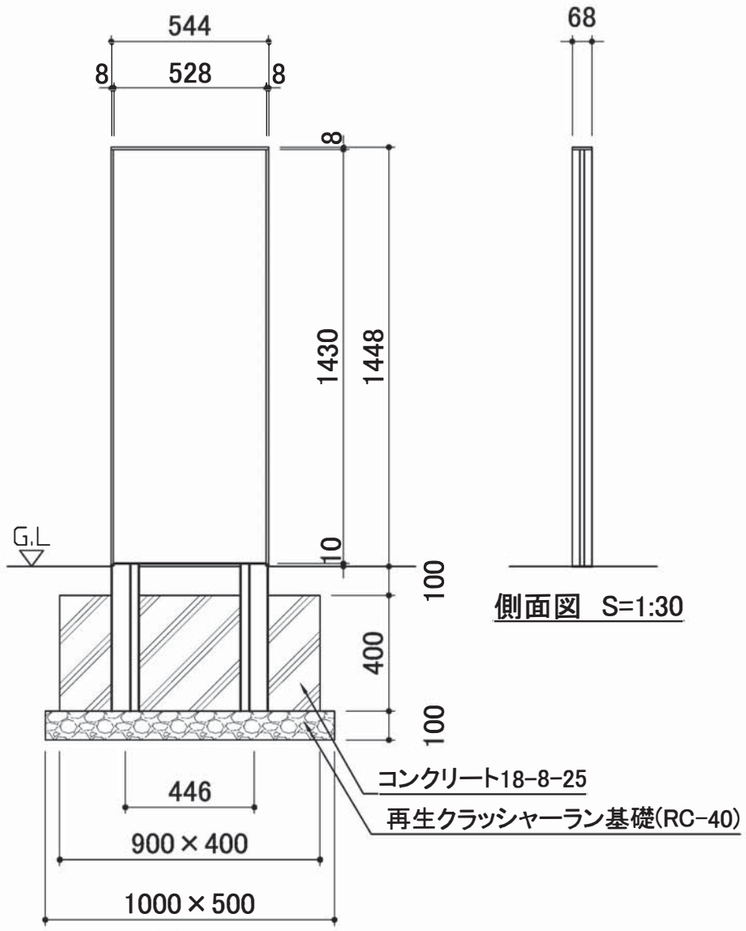

側面図　S=1:30

正面図　S=1:30

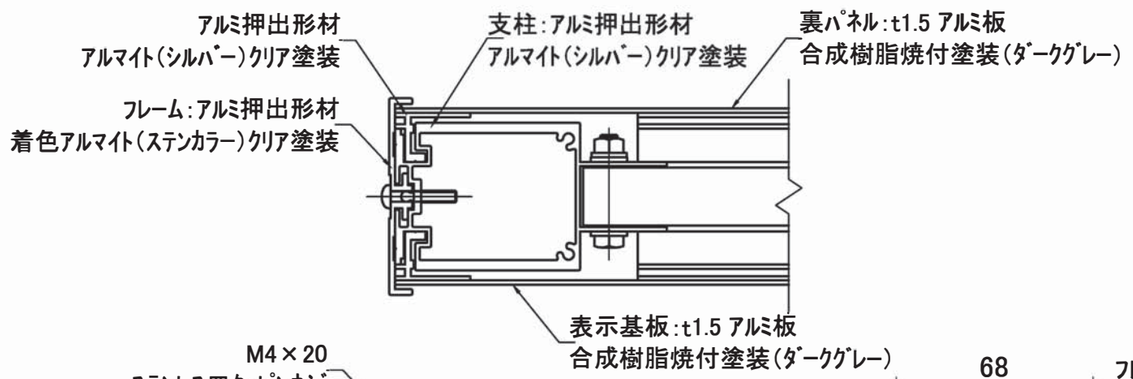

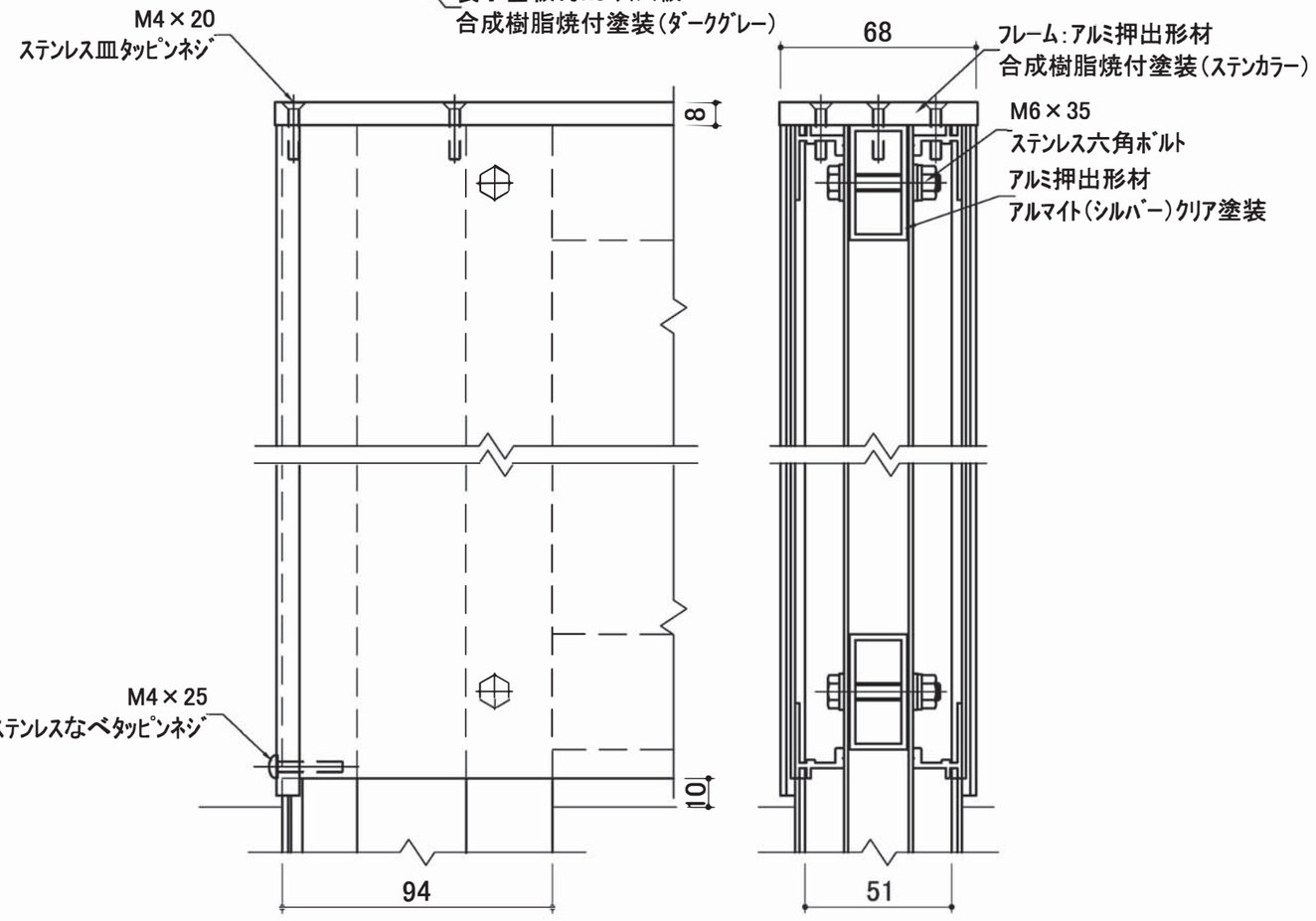

詳細図　S=1:3

フレーム　:アルミ押出形材、着色アルマイト(ステンカラー)クリア塗装
　　アルミ押出形材、合成樹脂焼付塗装(ステンカラー)
表示基板　:t1.5 アルミ板、合成樹脂焼付塗装(ダークグレー)
裏パネル　:t1.5 アルミ板、合成樹脂焼付塗装(ダークグレー)
※印刷は高硬度・高耐候性インクジェット印刷とする。(版下制作費は別途とする。)

日付		設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	UR 独立行政法人 都市再生機構 西日本支社		○○団地○号棟エントランス改修工事		サイン 詳細図	図示	DZ-3

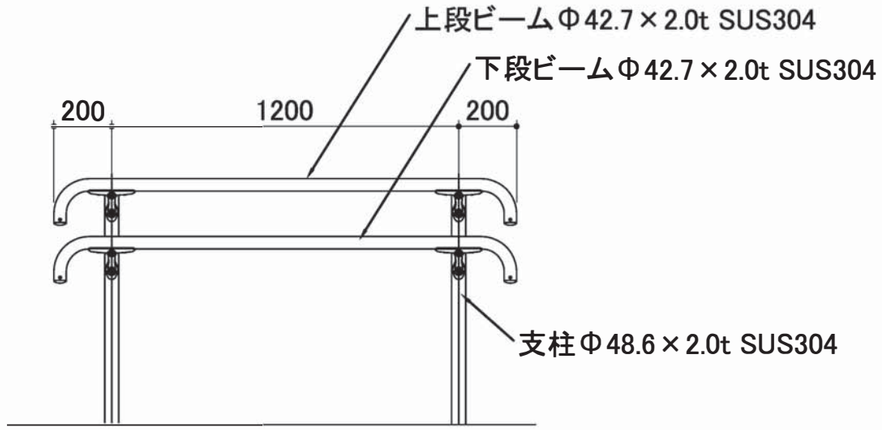

立面図　S=1:30

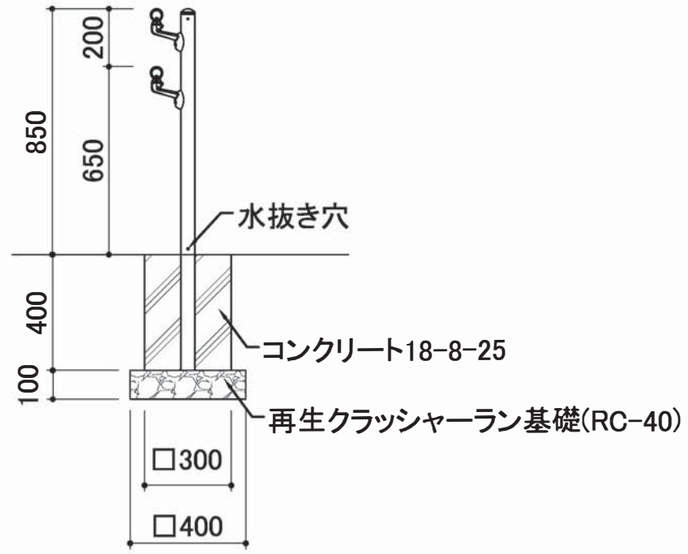

側面図　S=1:30

主要部材寸法表

部　材　名	外径x厚さ	材　　質	表面処理･塗装
支柱	Φ48.6x2.0t	ｽﾃﾝﾚｽ形材 SUS304	ｽﾃﾝﾚｽ形材 ﾍｱｰﾗｲﾝ･ﾊﾞﾌ研磨 #400
ﾋﾞｰﾑ	上段ﾋﾞｰﾑ　Φ42.7x2.0t	ｽﾃﾝﾚｽ形材 SUS304	ｽﾃﾝﾚｽ形材 ﾊﾞﾌ研磨 #400
	下段ﾋﾞｰﾑ　Φ42.7x2.0t		
ﾌﾞﾗｹｯﾄ	――――	ｱﾙﾐﾀﾞｲｶｽﾄ ADC12	焼付塗装
		ｱﾙﾐ鋳物 AC3A	

日付		設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	UR 独立行政法人 都市再生機構 西日本支社		○○団地○号棟エントランス改修工事		手すり 詳細図	図示	DZ-4

図　面　目　録

表紙

番号	図面目録	縮尺
EA-01	図面目録	—
EA-02	特記仕様書（一般事項）	—
EA-03	特記仕様書（エントランスホール）	—
EA-04	○号棟　エントランスホール平面詳細図	1/50
EA-05	○号棟　エントランスホール天井伏図	1/50
EA-06	○号棟　既存（撤去）・改修（新設）　メールコーナー廻り平面詳細図	1/30
EA-07	○号棟　既存（撤去）・改修（新設）　メールコーナー展開図	1/50
EA-08	共通　詳細図－1	1/10、1/20
EA-09	共通　詳細図－2	1/10
EA-10	共通　郵便受詳細図	1/15

エントランスホール改修工事設計図（建築）

番号	図面目録	縮尺
EE-01	電気設備工事特記仕様書	—
EE-02	電気設備工事特記仕様書（LED照明器具編）	—
EE-03	防犯カメラ機器仕様書・システム図　機器参考姿図	—
EE-04	新設照明器具姿図	—
EE-05	凡例表	—
EE-06	○号棟　電灯設備　撤去配線図	1/60
EE-07	○号棟　電灯設備　改修配線図	1/60
EE-08	○号棟　共用灯分電盤改造図	—
EE-09	○号棟　防犯カメラ設備　改修配線図	1/60

エントランスホール改修工事設計図（電気）

番号	図面目録	縮尺
DZ-01	特記仕様書（土木・造園編）	
DZ-02	住棟入口部（高層）	
DZ-03	サイン詳細図	
DZ-04	手すり詳細図	

UR　UR都市機構　西日本支社

設計事務所	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
	○○団地○号棟エントランス改修工事（高層）	図面目録	——	EA-01

特 記 仕 様 書(一 般 事 項)

Ⅰ. 工 事 概 要

1, 工 事 名 称　　○○団地○号棟エントランス改修工事(高層)

2, 工 事 場 所　　○○県○○市○○1丁目1番 ○号棟

3, 工事対象建物概要・工事種目　　エントランス改修工事 (一般住棟:1棟 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 10階建 65戸)

4, 工事対象部分

本設計図に示すエントランスの改修工事を行う。 別紙「エントランスホール改修工事 特記仕様書」 EA-02 参照。

Ⅱ. 特 記 事 項

1.一般共通事項

(1)本工事の一般共通事項は、保全工事共通仕様書、総則編1章一般共通事項、同建築編、一般共通事項による。

(2)本工事は、本設計図書によるものの他、下記の図書による。これらの優先順位は、下記による。

1．現場説明書、追加説明及び質疑応答書
2．本特記仕様書
3．設計図書
4．機構住宅標準詳細設計図集(第2版)
5．保全工事共通仕様書 機材及び工法の品質判定基準 仕様登録集(平成29年版)(以下「仕様登録集」という。)
6．機材の品質判定基準 (平成29年7月版)
7．保全工事共通仕様書(平成29年版)建築編(以下「保・共・仕」という。)
8．都市再生機構工事特記基準 (平成29年7月版)
9．公共住宅建設工事共通仕様書 (平成28年度版) (以下「公・住・仕」という。) ※「機材の品質・性能基準」を含む
10．保全工事マニュアル

(3)建物(内外部及び木・鉄部共)の色彩は、別途「色彩計画書」による。但し、事前に表-A「既存色調査報告書」及び表-B「色彩計画書」を発注担当課に提出する。
塗板見本の作成、使用材料サンプルの提出の指示があった場合には、これに協力すること。

(4)本工事と他工事(別途工事)が同時期に行われる場合は、発注担当課・監督員・他工事(別途工事)受注者及び監督員と下記の事項について事前に協議及び調整を行うこと。

1．工事工程の調整。
2．本工事と他工事(別途工事)が取り合う部分については、お互いの工事範囲及び工事内容を工事着工前に確認調整すること。

(5)工事中に疑義及び異常等が生じた場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けること。

(6)本工事前に、工事対象範囲を調査し、補修した方が望ましい箇所を監督員に報告すること。

(7)本工事に伴い、新たに補修及び塗装等した方が望ましい個所を発見した場合は、監督員と協議の上、適切に処理すること。尚、数量については、監督員立会い確認の上、後日別途設計変更処理とする。

(8)本工事の支障となる居住者の財産の移動については、居住者の負担により行うよう周知徹底を図ること。

2.工程管理

(1)本工事の工事管理は「保・共・仕」総則編. 1章. 一般共通事項による。

(2)本工事の施工に際し、保全工事マニュアルを遵守するとともに、下請業者への周知徹底を図り、その教育指導計画及び成果確認手法について文書で監督員に報告すること。

3. 外壁修繕工事(保・共・仕3章1節～5節)

(1)外壁修繕

1.モルタル浮き補修

1)モルタル修繕に先立ち「保・共・仕」3．2．3－2浮き等の調査により、工事対象部分について調査を行い、監督員に報告する。

2)モルタル塗り面が浮いている部分について、「保・共・仕」3．2．3．エポキシ樹脂注入工法及びピン併用エポキシ樹脂注入工法により、モルタル浮き修繕工事を行う。

3)エポキシ樹脂注入工法及びピン併用エポキシ樹脂注入工法の適用範囲は下記による他、「保・共・仕」3．2．1表、工法の適用範囲による。
又、庇鼻先等将来剥落する恐れのある部分(災害危険度の大きい壁面)には、ピン併用エポキシ樹脂注入工法を適用する。

① 階段室、共用廊下、ELVホール等の壁面については、エポキシ樹脂注入工法とする。
② 階段室、共用廊下、ELVホール、1階外壁等の腰壁(H≦1,200mm)については、0.5㎡/ヶ所以上の浮き部分を原則として、注入の対象とする。
③ 階段室、共用廊下、ELVホール等の天井面については、エポキシ樹脂注入工法とする。
但し、天井の先端部分(外部側)でモルタルの破片等が路上等に直接落下する恐れがある部分については、ピン併用エポキシ樹脂注入工法による。
④ 大屋根庇上裏、窓庇上裏等の天井面については、ピン併用エポキシ樹脂注入工法とする。
⑤ モルタル浮きが連続して広範囲に及んでいる場合は、監督員と協議すること。
⑥ 防水工事に伴う床浮き、巾木浮き等に対するエポキシ樹脂注入については、監督員と協議すること。

4)ピン併用エポキシ樹脂注入工法に使用する注入口付きアンカーピンは、「保・共・仕」3.2.3-3-(2)による。尚、モルタル厚過大により既製ピン使用不可の場合は監督員と協議の上、使用ピン長を決定すること。

5)エポキシ樹脂注入工法施工に先立ち「保・共・仕」3．2．3-5現場試験(1)・(2)に定める試験を、エポキシ樹脂注入後、エポキシ樹脂注入工法及びピン併用エポキシ樹脂注入工法別に「保・共・仕」3．2．3-5現場試験(3)・(4)に定める試験を行う。但し、タイル面についての(4)の試験は、監督員と協議の上、決定する。尚、試験写真を撮影すること。

6)エポキシ樹脂注入工法及びピン併用エポキシ樹脂注入工法の施工に先立ち、上記のことを考慮し「施工計画書」(注入の適用範囲を含む)を作成し、監督員の承諾を得ること。

7)大庇天端、鼻先側のモルタル浮き及びクラック等により上裏に雨漏りしている部分については、監督員と協議すること。

2.モルタルひび割れ修繕

1)モルタル塗り面のモルタル浮きを伴わないひび割れ又は下地コンクリート面のひび割れの修繕を、ひび割れの巾毎に以下の修繕方法により修繕を行う。
尚、モルタル浮きを伴うひび割れ修繕は、前記モルタル浮き修繕により修繕を行う。

ア)巾0．3mm未満　　ひび割れ廻りの脆弱モルタル・仕上げ材部分を完全ケレンの上、セメント系下地調整材にて補修する。(塗装工事下地処理も含む)
イ)巾0．3mm以上1.0mm未満　　1.ひび割れ廻りの脆弱モルタル・仕上げ材部分を完全ケレンの上、セメント系フィラーにて補修する。(塗装工事下地処理も含む)
2.手摺壁等両面に及ぶ場合・・・ひび割れ線上に穴明けを行い、エポキシ樹脂注入工法にて補修する。
ウ)巾1．0mm以上(モルタル層又は、仕上面を貫通しコンクリート層)・・・・・Uカット可とう性エポキシ樹脂充填にて補修する。
エ)下地コンクリート面のひび割れが原因と思われるモルタル面のひび割れについては、その部分を完全ケレンし下地コンクリート面のひび割れを自動式低圧樹脂注入工法にて修繕を行い、セメント系下地調整材にて補修する。

2)セメントフィラー補修方法は、「保・共・仕」8．6．1の下地処理8．6．1表による。

3)エポキシ樹脂注入工法は、「保・共・仕」3．2．3エポキシ樹脂注入工法による。但し、ピッチ及び注入量は、監督員と協議すること。

4)Uカット可とう性エポキシ樹脂充填は、「保・共・仕」3．2．2 Uカット可とう性エポキシ樹脂充填による。

5)自動式低圧樹脂注入工法は、「保・共・仕」3．4．2 自動式低圧樹脂注入工法による。

6)上記、イ)－2、ウ)、エ)については監督員立会い確認の上、別途設計変更処理とする。

3.モルタル欠損部修繕

1)モルタル塗り面のモルタル欠損部分について、「保・共・仕」3．2．5 モルタル欠損部修繕工事により補修工事を行う。

2)塗り替え面欠損補修跡については、周囲の旧塗装面に模様を合わせること。

4.コンクリート打放し面・PC版面については上記1、2、3モルタル修繕に準じて修繕を行う。

5.タイル張り修繕

1)タイル下地のモルタル浮き、タイル面の浮き、浮きを伴うひび割れ修繕 「保・共・仕」3．3．2 エポキシ樹脂注入工法及びピン併用エポキシ樹脂注入工法による。

2)既存タイル目地に合わせて目地切りを行い、周辺タイルと色合わせを行う。

3)タイル剥離部分、タイル欠け部分修繕 「保・共・仕」3．3．3 タイル部分張替え工法による。下地モルタルの浮き部分については、モルタル浮き修繕により修繕を行う。

4. 外装仕上材塗工事(保・共・仕8章6節)

(1)工事範囲

1．下記改修仕上表に基づき、外装仕上材塗りの塗り替え工事を行なう。

表－3 改修仕上表

記号	部 位	既存仕上	下地処理		改修仕上	備考
			仕様	「保.共.仕」		
F-1	1階エントランスホール床	タイル張り	―	―	薬品洗浄	
F-2			既存シート撤去の上、下地補修	「保.共.仕」10.12.2	防滑ビニル床シート t2.5新設	
F-3			下地調整	「保.共.仕」2.11.1.2	超速硬化ウレタン吹付	エンボス加工
F-4			下地調整	「保.共.仕」2.9.1.2	ウレタンゴム系塗膜防水(非歩行)	2回目
F-5			下地調整	「保.共.仕」2.9.1.2	ウレタンゴム系塗膜防水(非歩行)	1回目
F-6			下地調整	「保.共.仕」2.8.1.3	ウレタンゴム系塗膜防水(歩行)	1回目
F-7			下地調整	「保.共.仕」2.9.1.2	ウレタンゴム系塗膜防水(歩行)	2回目
W-1	1階エントランスホール内壁、外壁	タイル張り	―	―	薬品洗浄	
W-2			高圧洗浄	「保.共.仕」8.6.1.2	可とう形改修塗材E(KE-EP-G)	既存仕上パターンに合わす。
W-3			ブラシ清掃	「保.共.仕」8.6.1.2	可とう形改修塗材E(KE-EP-G)	既存仕上パターンに合わす。
W-4	1階エントランスホール床	タイル張り	ブラシ清掃	「保.共.仕」8.6.1.2	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G-B塗り)	既存仕上パターンに合わす。
W-5			3種ケレン	「保.共.仕」8.4.1	可とう形改修塗材E(KE-EP-G)	既存仕上パターンに合わす。
W-6			3種ケレン	「保.共.仕」8.4.1	可とう形改修塗材E(KE-EP-G)	既存仕上パターンに合わす。
C-1			ブラシ清掃	「保.共.仕」8.6.1.2	リフレッシュペイント(RP塗り)	
C-2			―	「保.共.仕」8.6.1	リフレッシュペイント(RP塗り)	
C-3	エントランスホール	岩綿吸音板	LGS下地+仕上撤去		LGS下地＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞt9.5+岩綿吸音板t15(リブ付)新設	ｱﾙﾐ製廻り縁 撤去・新設
C-4			高圧洗浄	「保.共.仕」8.6.1.2	リフレッシュペイント(RP塗り)	

※ 1. 設計図書及び仕上表を基に現場調査を行うこと。
2. 使用材料の選定については、見本又はカタログ等を取り寄せ、不燃認定品の証明書等を監督員に提出すること。

(2)一般事項等

「保・共・仕」8．1．2～5によるほか、以下による。

1)施工は気象条件、作業環境に留意して行う。特に外壁表面等が降雨等により未乾燥の場合は、仕上塗り工事等の施工をしてはならない。

2)下地処理の完了時及び各工程時は監督員の確認を受けた後、次の工程に移る。

3)外壁仕上材等の色彩及び模様については、施工に先立ち、塗り見本を作製する。

4)現場において、仕上がりの程度等の判断のため、試験施工を行い、監督員の承諾を受ける。

5)材料の保管場所は、総則編1.5.7によるものとし、十分な養生を施す。特に、溶剤の含まれる材料の保管、取扱いは、関係法令等に従う。

6)材料は直射日光、雨露を避け、湿気の少ない場所に保管する。また、保管場所は極度に低温、高温にならない場所を選定し、床面を上げ保管する。

7)旧塗膜の付着試験については、「保・共・仕」8．6．1．1による。

8)旧塗膜の下地処理については、「保・共・仕」8．6．1．2下地処理によることとし、汚れ、付着物ならびに旧塗膜の浮き及び脆弱部分等は、研磨紙、スクレーパー、かわすき、サンダー等を使用し、図示の部位については高圧水を併用し除去する事。

9)外壁塗装の際、給排気口には塗装養生をしてはならない。

(3)リフレッシュペイント塗り(RP塗り)

1)本工事は、「保・共・仕」8．6．2リフレッシュペイント塗り(RP塗り)による。

(4)つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G塗り)

1)本工事は、「保・共・仕」8･6･4及び8･4･3つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G塗り)による。

(5)可とう形改修塗材E塗り(KE-EP-G塗り)

1)本工事は、「保・共・仕」8．6．5可とう形改修塗材E塗り(KE-EP-G塗り)つや有合成樹脂エマルションペイントによる。

(6)タイル洗浄工事

1)工事範囲
本設計図書に基づき、タイル面の洗浄工事を行う。

2)薬品(酸)洗い
イ. 使用薬品は、クリンストン液(クリンストン製造株式会社)又は同等品とする。
ロ. 本工事に先立ち監督員立ち会いの上、試験施工(施工範囲各1m×1m)を行い、使用薬品番号、表面下地処理の有無、放置時間及び中和剤塗布の有無を決定する。
ハ. 塗布は刷毛塗りとし、下から上へと塗り上げる。
ニ. 中和剤、水湿し、水洗い及び工程等は製造所の仕様による。
ホ. 本工事の施工に際し、酸によって悪影響の恐れがある部分については、シート類を用いて養生する。

UR 都市機構 西日本支社	設計事務所	工事名称 ○○団地○号棟エントランス改修工事(高層)	図面名称 特記仕様書(一般事項)	縮尺 ― / 図面番号 EA-02

特 記 仕 様 書(エントランスホール)

(1)工事範囲

1) 工事対象棟は、下記による。
- ○号棟　1階エントランスホールの内部とする。

(2)工事内容

1) 工事内容及び共通事項は下記による他、特記仕様書(一般事項)及び「保.共.仕」、「公.住.仕」の内容による。
- 工事科目別は、下記による。
  - ① 撤去工事
  - ② 鉄骨工事(軽量鉄骨)
  - ③ 防水工事
  - ④ 木工事
  - ⑤ 金属工事
  - ⑥ 内装工事
  - ⑦ 部品・その他工事

2) 工事範囲は、図面番号 EA-01～(建築) 、 EE-01～(電気) 及び DZ-01～(土木・造園)の本工事設計図による図示の範囲とする。

3) 下記の内容について、十分に調査及び調整・確認等を行うこと。
- 工事着手前の設計図書と現場確認調査。 調査時に設計図書と相違があった場合、監督員と調整を行うこと。
- エントランスホール内部の調査終了後、施工図を作成し監督員の了承を得ること。
- 建築工事、電気工事、土木工事及び造園工事の工事工程の調整を行うこと。 又、他工事が有る場合も調整を行うこと。
- 各工事内容毎に製作図及び見本又はカタログを提出し、監督員の了承を得ること。
- 本工事に使用する仕上及び接着剤等は、ホルムアルデヒド放散等級等は全てF☆☆☆☆とする。
  F☆☆☆☆認定の材料及び製品がどうしても無い場合は、監督員と協議の上で決定すること。
- 工事着手前に現況の確認を行い監督員に報告すること。
  又、本工事着手前について下記の項目について事前調査を行い工事に影響のある部分を発見した場合は速やかに
  監督員に報告し適切な処置を行うこと。
  - ① 居住者の安全に関わる事項
  - ② 既存撤去をすることによる他の部分への影響(躯体、居住者の所有物等)
  - ③ 躯体への影響(撤去方法等の確認)
  - ④ 新規取付け支持部の状況確認(躯体への影響及び取り付け方法の確認)
  - ⑤ 新規取付け部分の下地状況(ひび割れ、ﾓﾙﾀﾙ浮き、ｺﾝｸﾘｰﾄ欠損、取り付けｱﾝｶｰの位置等)

(3) 撤去工事　「保.共.仕」 総則編1.2.14、1.2.15

1) 撤去範囲は、各図面による。
2) 本工事の撤去範囲は、必要最小限の範囲とし工法等は、撤去以外の部分に損傷等を与えない工法とする。

(4) 鉄骨工事(軽量鉄骨「公.住.仕」 建築編 第7章

1) 鉄骨工事の仕様は、設計図書による。
2) 取り付け方法及び寸法等を設計図書・現場を確認の上、施工図を作成し監督員の了承を得ること。
3) 鋼製部材は全て錆止め塗装を行うこと。 錆止め塗装の仕様は、下記による。
- 錆止め塗装 JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント塗り 屋外・屋内用 「公.住.仕」 建築編 第17章3節

4) あと施工アンカー
- 設計図書に示す部分に、あと施工アンカーを使用する。
- 施工前に施工場所の壁厚及び鉄筋位置を探査機等により確認・墨出しを行い施工すること。
- あと施工アンカー工事に従事できる作業者は、(社) 日本建築あと施工アンカー協会(以下(JACC))が確認した
  有資格者(あと施工アンカー主任技士)とし、監督員の了承を得ること。
- 使用するあと施工アンカー、JACCの承認製品とし接着系アンカーとする。
- アンカー筋の種別は、JIS G 3112で規定するSD295Aとする。
- 接着剤は、JCAAが認証している有機系　ガラス管タイプのものを使用すること。
- 品質管理・試験方法は下記による。
  原則として、あと施工アンカーの施工・品質は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の解説書及び
  品質基準による。 参考書籍:あと施工アンカー施工指針(案)・同解説、あと施工アンカー・品質基準
  本工事についての試験については、監督員の指示による。 全ての接着系アンカーについては、打音試験を行う。

(5) 防水工事　「保.共.仕」 建築編 第2章、「公.住.仕」 建築編 第9章

1) 使用するシーリングの寸法及び材質は、設計図書による。
2) 図示に示す以外に必要と思われる部分には、シーリング処理を行うこと。

(6) 木工事　「公.住.仕」 建築編 第12章

1) 当該工事に使用する木材の場所及び樹種・寸法は、設計図書による
2) 仕上は、ウレタン塗装とする。 事前に監督員へ見本及びカタログ等を提出し了承を得ること。
3) 取り付け方法は、(4)鉄骨工事(軽量鉄骨)へ直接固定し強固な固定方法とする。
   上記の取り付け方法によらない場合は、製造所の推奨する固定方法を採用すること。

(7)金属工事　「公.住.仕」 建築編 第14章

1) 軽量鉄骨壁下地 「公.住.仕」建築編第14章第4節による。
2) 軽量鉄骨天井下地 「機構住宅標準詳細図設計集(第2版)」AE-804～AE-806及び「公.住.仕」建築編第14章第5節による。
3) 化粧ｱﾙﾐｼﾞｮｲﾅ-及び壁見切り材工事
- 設計図書に示す部分にｱﾙﾐｼﾞｮｲﾅ-及び壁見切り材を施工する。
- 材質は、ｱﾙﾐ製とする。
- 仕上は、ｱﾙﾏｲﾄ仕上げとする。
- 寸法は、DT-1:見切り材は厚1.5mm 曲げ加工品とする。その他の見切り及びｼﾞｮｲﾅ-部は既製品とする。

4) ｽﾃﾝﾚｽ製巾木工事
- 設計図書に示す部分にｽﾃﾝﾚｽ製巾木材を施工する。
- 材質は、SUS 304 製とする。
- 仕上は、ﾍｱﾗｲﾝ仕上げとする。
- 寸法は、H=100 厚1.5mm 曲げ加工品とする。 取り合い部は、ｼｰﾘﾝｸﾞ処理すること。

5) 本工事の施工場所は、図面による。 又、取り付け方法は、図面による他、製造所の指定工法による。
6) 監督員へ見本及びカタログの提出を行い了承を得ること。
7) 上記の施工に伴い施工図及び割付図を作成し、監督員の了承を得ること。

(8)内装工事　「公.住.仕」 建築編 第19章

1) せっこうﾎﾞｰﾄﾞ、その他ボード及び合板張り
- 本工事は、「公.住.仕」 建築編 第19章 第9節 せっこうﾎﾞｰﾄﾞ、その他ボード及び合板張りによる。
- 施工場所及び厚さは、設計図書による。

2) 岩綿吸音板張り
- 本工事は、各エントランスホール内部・外部の天井面の張替え及び新設を行う。
- 厚さは、15mmとしリブ付きとする。 見本及びカタログを提出し、監督員の了承を得ること。
- 天井の高さが変更になってる部分は、施工上の取り合いを注意すること。
- 本工事の施工部には、ｱﾙﾐ製廻り縁を設けること。

3) メラミン不燃化粧板張り
- 本工事は、各エントランスホール新設壁部分の壁仕上げに施工する。
- 捨て張りに使用する材料は、石膏ボード 厚12.5(不燃) を使用する。
- 使用する メラミン不燃化粧板の不燃認定品とする。
- 参考メーカー アイカ工業㈱ セラール NM-2183 又は 同等品とする。
- 厚さ 3mm とし、エンボス加工品とする。

4) 本工事を施工する前に、見本及びカタログ等を監督員へ提出し了承を得ること。
5) 施工図及び割付図の作成を行い、監督員の了承を得ること。

(9)部品・その他工事

1) 本工事は、「公.住.仕」第20章 部品・その他工事 による。
2) 施工場所及び数量は、設計図による。
3) 監督員に見本を提出の上、承認を得ること。
4) 掲示板設置工事
- 仕様は「機構住宅標準詳細設計図集 第2版」AE-812による。
- 既設掲示板及び住居表示板を撤去し、掲示板を新設する。 撤去数量及び寸法は、設計図書による。
- 設置位置に関しては、墨出し等を行い監督員の了承を得ること。
- 掲示物に関しては、機構担当者と協議を行い取り外し再取り付けとする。
- 使用する材料は、F☆☆☆☆認定品とする。

住居表示板 撤去

棟番号	○号棟						合計
940*870	1ヵ所						1ヵ所

掲示板 撤去

棟番号	○号棟						合計
900*600	2ヵ所						2ヵ所

掲示板新設 W1800×H900

棟番号	○号棟						合計
数量	1ヵ所						1ヵ所

5) サイン設置工事
- 設置位置に関しては、墨出し等を行い監督員の了承を得ること。
- 仕様 ステンレス製 厚3mm、寸法250×250 とする。
- 基材部分をエッジング仕上げ(着色:黒)とし、文字部分をHL仕上げとする。
- 文字の内容は、棟番号と当該建物の住所を記載すること。 住所は、現場に設置してある住所と同じとする。
- 取り付け方法は、仕上げ面に固定ボルトが見えないようにすること。

棟番号	○号棟						合計
数量	1ヵ所						1ヵ所

6) 郵便受 A4化工事
- 取替える郵便受箱は、角2封筒の大きさの郵便物が収納できるものを標準とし、「公.住.仕」「機材の品質・性能基準」によるものとする。
  - ① 構成部品は、以下による。
  - ② 天板、側板、底板、背板(前板)、扉、施錠装置(又は仮締り錠、掛金具)、丁番、ネームプレート受けとする。
  - ③ 扉の材質は、SUS304又はアルミダイキャストとする。扉の材質は、0．7mm以上とする。
  - ④ 扉の開き勝手は、【横開き式・上開き式】とする。 扉は、一定角度以上開かない構造とする。
  - ⑤ 施錠の方法は、仮締り錠(南京錠方式)とする。
  - ⑥ 箱の深さが150mm以下の場合は、郵便物の抜き取り防止の為に、抜き取り防止機能付のものとする。
  - ⑥ ネームプレートカバーは、備え付けとする。
  - ⑦ 郵便受箱の扉部に記載する内容は、棟番号と部屋番号を各郵便受箱に明記できる仕様とする。
  - ⑧ 書式等は、見本を取り寄せ監督員の承認を得ること。
- 取付は、製造所の仕様による。
- 郵便受箱の取付け壁面のひび割れ、モルタル浮き及び欠損等の下地補修は、「保.共.仕」3.2.3及び3.2.5による。
- 既設受箱と新規受箱の製品寸法が合致せず、壁面に不陸が生じた場合は、初期補修用プレミックスポリマーセメントモルタル等にて不陸調整を行う。
  また、新規受箱周囲に色違い等が生じた場合は、既存の仕上材料に合わせて仕上げる。
- 複数の郵便受箱を縦方向に設置し、連結部に隙間等が生じた場合には、側面の化粧板を取付ける。
- 空家住宅等の集合郵便受箱にチラシ等の投函を防止する必要がある場合は、投函防止用ﾌﾟﾚｰﾄを設置すること。
- 撤去・新設数量は、設計図書による。
- 郵便受け廻りの納まり・取り付け方法等は、施工図を作成の上、監督員の承認を得ること。

棟番号	○号棟						合計
撤去数量	65ヵ所						65ヵ所
新設数量	70ヵ所						70ヵ所

7) 腰掛設置工事
- 設置位置に関しては、墨出し等を行い監督員の了承を得ること。
- 仕様:柱脚ステンレス製とし寸法等は、設計図書による。

棟番号	○号棟						合計
数量	1ヵ所						1ヵ所

UR UR都市機構 西日本支社	設計事務所	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
		○○団地○号棟エントランス改修工事(高層)	特記仕様書(エントランスホール)	―	EA-03

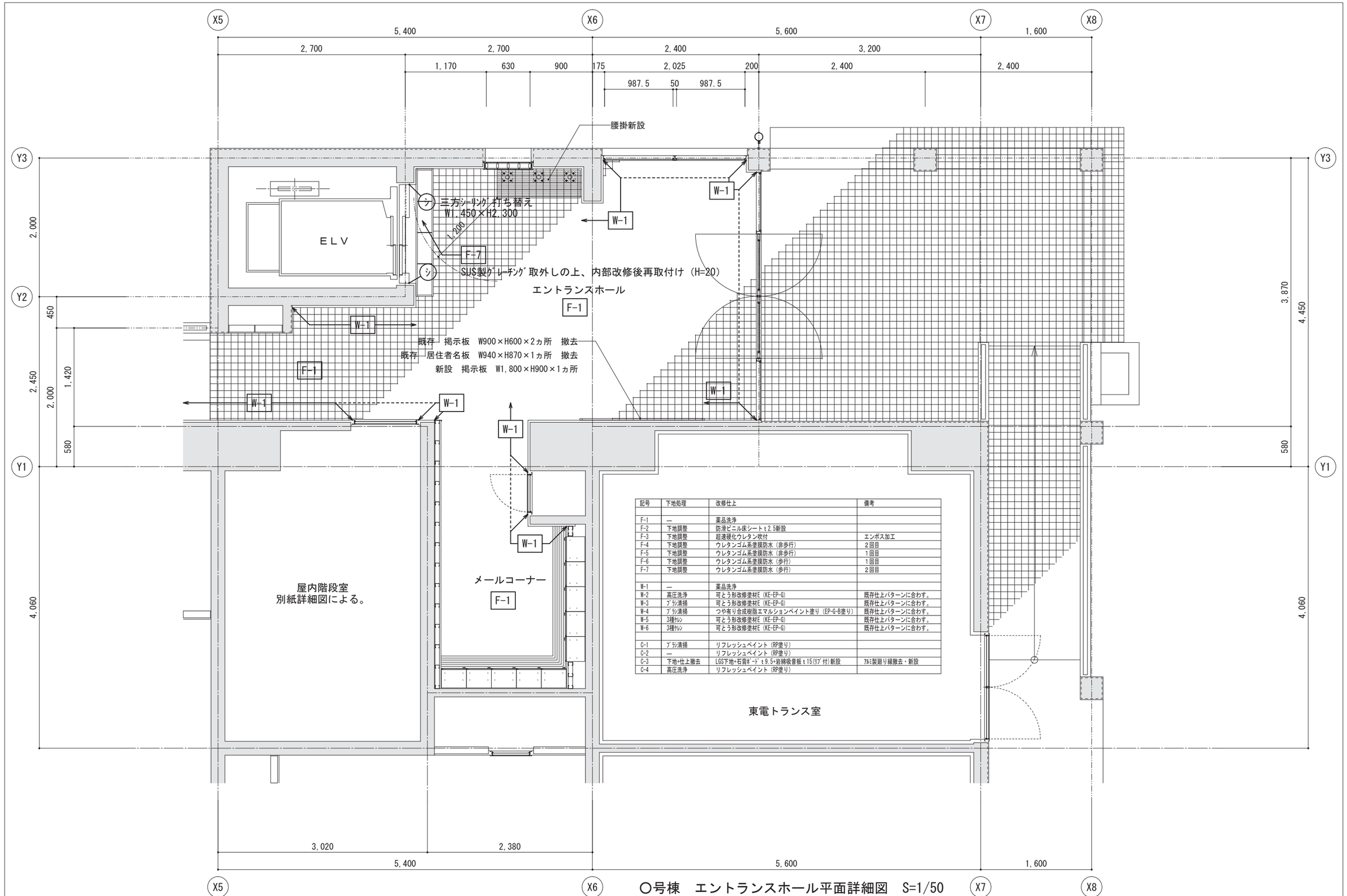

記号	下地処理	改修仕上	備考
F-1	—	薬品洗浄	
F-2	下地調整	防滑ビニル床シートt2.5新設	
F-3	下地調整	超速硬化ウレタン吹付	エンボス加工
F-4	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（非歩行）	2回目
F-5	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（非歩行）	1回目
F-6	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（歩行）	1回目
F-7	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（歩行）	2回目
W-1	—	薬品洗浄	
W-2	高圧洗浄	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
W-3	ﾌﾞﾗｼ清掃	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
W-4	ﾌﾞﾗｼ清掃	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G-B塗り）	既存仕上パターンに合わす。
W-5	3種ｹﾚﾝ	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
W-6	3種ｹﾚﾝ	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
C-1	ﾌﾞﾗｼ清掃	リフレッシュペイント（RP塗り）	
C-2	—	リフレッシュペイント（RP塗り）	
C-3	下地+仕上撤去	LGS下地+石膏ﾎﾞｰﾄﾞt9.5+岩綿吸音板t15(ﾘﾌﾞ付)新設	ｱﾙﾐ製廻り縁撤去・新設
C-4	高圧洗浄	リフレッシュペイント（RP塗り）	

○号棟　エントランスホール平面詳細図　S=1/50

日付			設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	UR 独立行政法人 都市再生機構 西日本支社			○○団地○号棟 エントランス改修工事		○号棟　ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ平面詳細図	1/50	EA-04

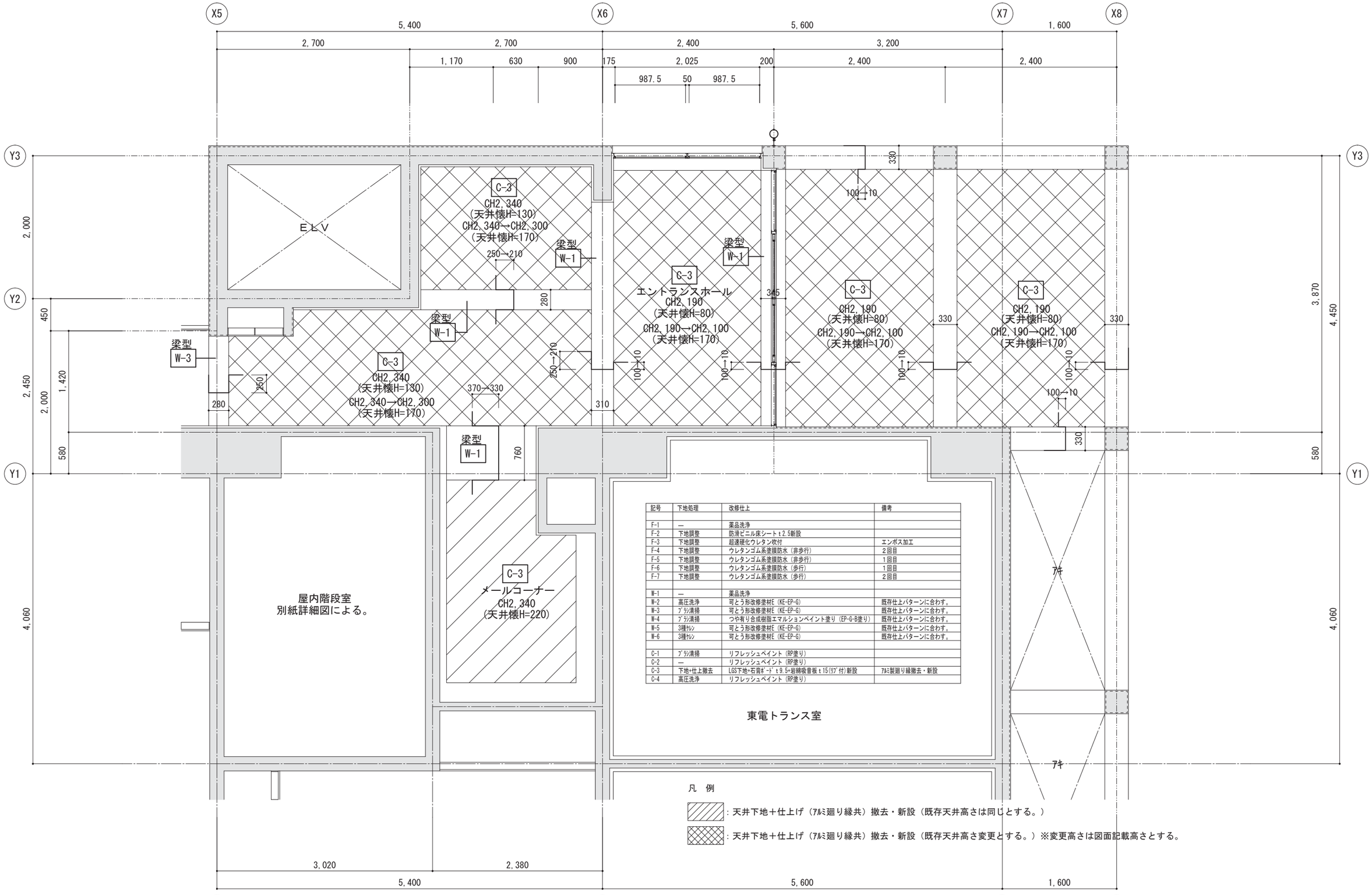

記号	下地処理	改修仕上	備考
F-1	—	薬品洗浄	
F-2	下地調整	防滑ビニル床シート t2.5新設	
F-3	下地調整	超速硬化ウレタン吹付	エンボス加工
F-4	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（非歩行）	2回目
F-5	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（非歩行）	1回目
F-6	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（歩行）	1回目
F-7	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（歩行）	2回目
W-1	—	薬品洗浄	
W-2	高圧洗浄	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
W-3	ﾌﾞﾗｼ清掃	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
W-4	ﾌﾞﾗｼ清掃	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G-B塗り）	既存仕上パターンに合わす。
W-5	3種ｹﾚﾝ	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
W-6	3種ｹﾚﾝ	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
C-1	ﾌﾞﾗｼ清掃	リフレッシュペイント（RP塗り）	
C-2	—	リフレッシュペイント（RP塗り）	
C-3	下地+仕上撤去	LGS下地+石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9.5+岩綿吸音板 t15(ﾘﾌﾞ付)新設	ｱﾙﾐ製廻り縁撤去・新設
C-4	高圧洗浄	リフレッシュペイント（RP塗り）	

凡　例

：天井下地＋仕上げ（ｱﾙﾐ廻り縁共）撤去・新設（既存天井高さは同じとする。）

：天井下地＋仕上げ（ｱﾙﾐ廻り縁共）撤去・新設（既存天井高さ変更とする。）※変更高さは図面記載高さとする。

○号棟　エントランスホール天井伏図　S=1/50

日付			設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社			○○団地○号棟 エントランス改修工事		○号棟　ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ天井伏図	1/50	EA-05

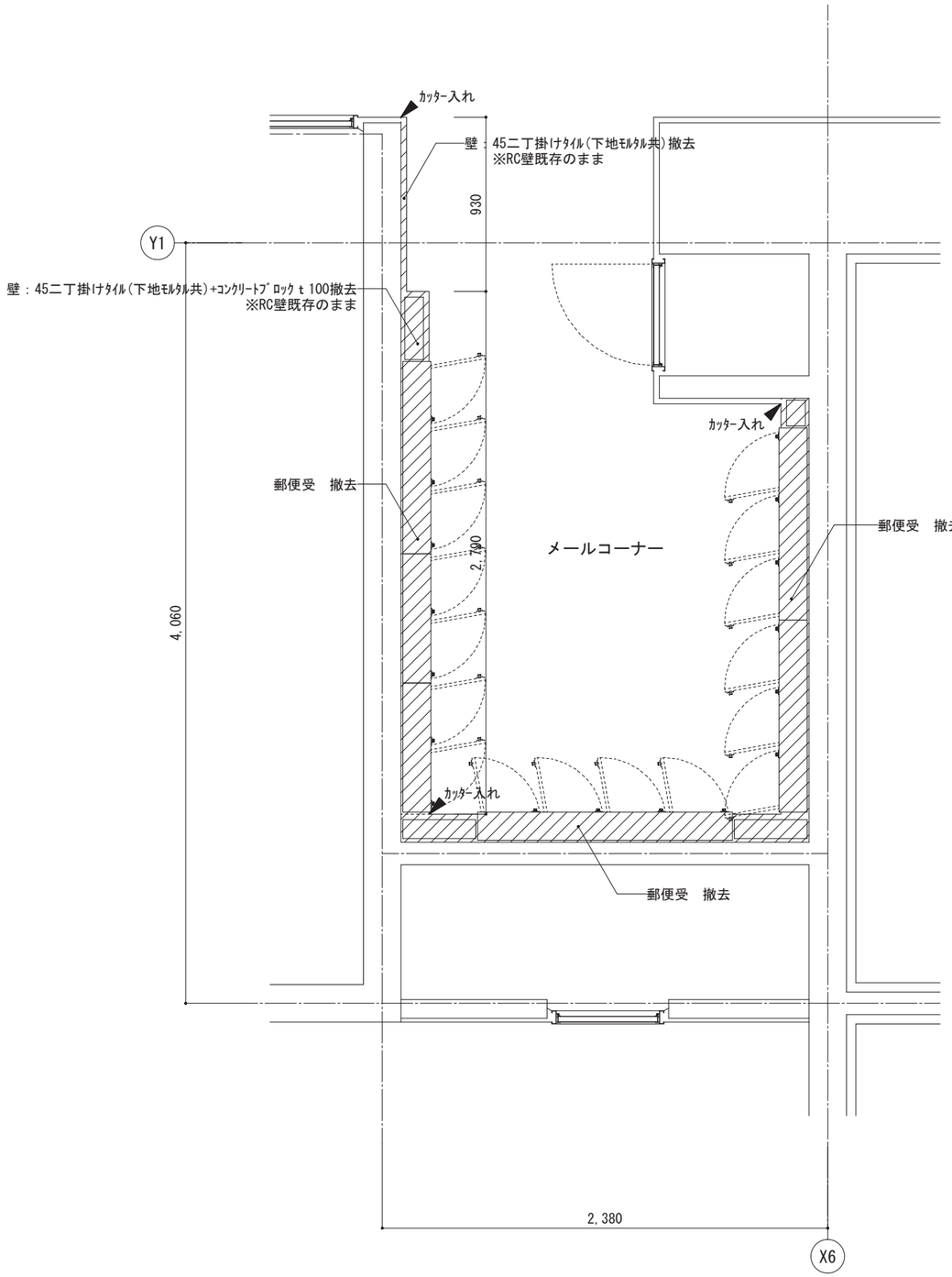

凡　例

：撤去範囲を示す。

○号棟　既存（撤去）メールコーナー廻り平面詳細図　S=1/30

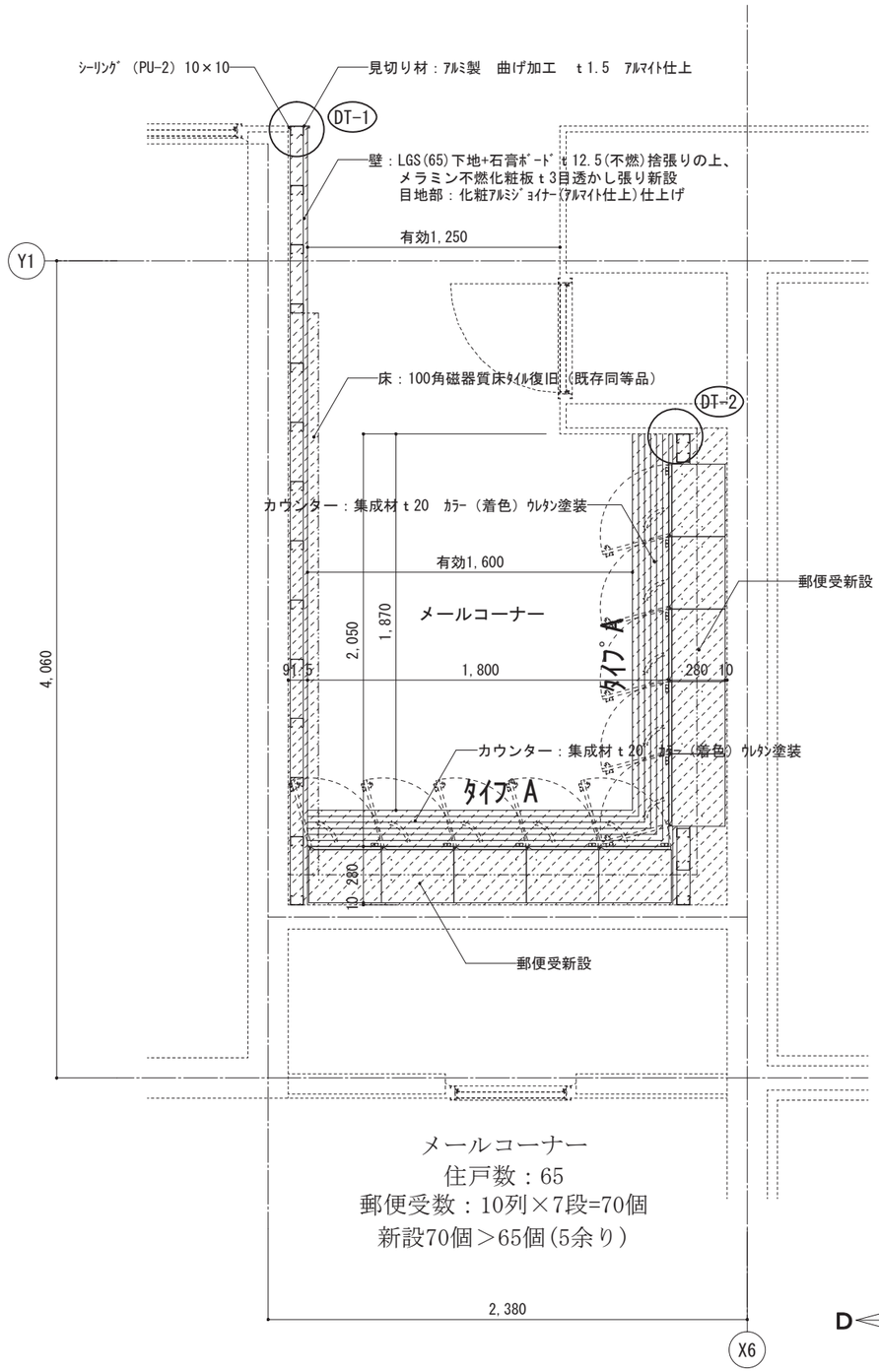

凡　例

：新設範囲を示す。

○号棟　改修（新設）メールコーナー廻り平面詳細図　S=1/30

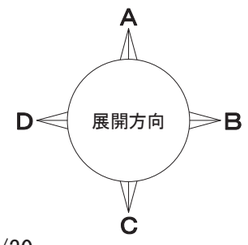

日付			設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構　西日本支社			○○団地○号棟 エントランス改修工事		○号棟　既存(撤去)・改修(新設) メールコーナー廻り平面詳細図	1/30	EA-06

既存（撤去）　メールコーナー展開図　S=1/50

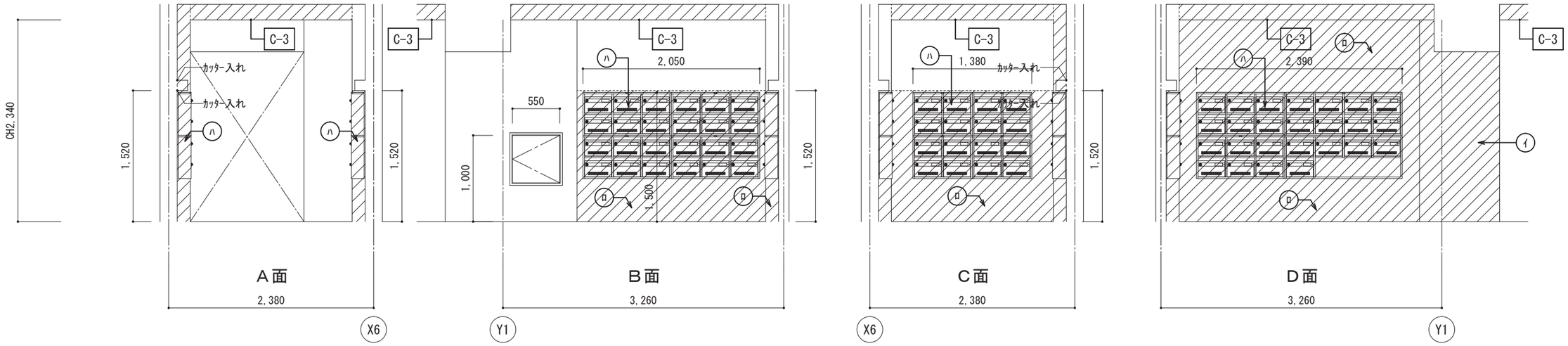

改修（新設）　メールコーナー展開図　S=1/50

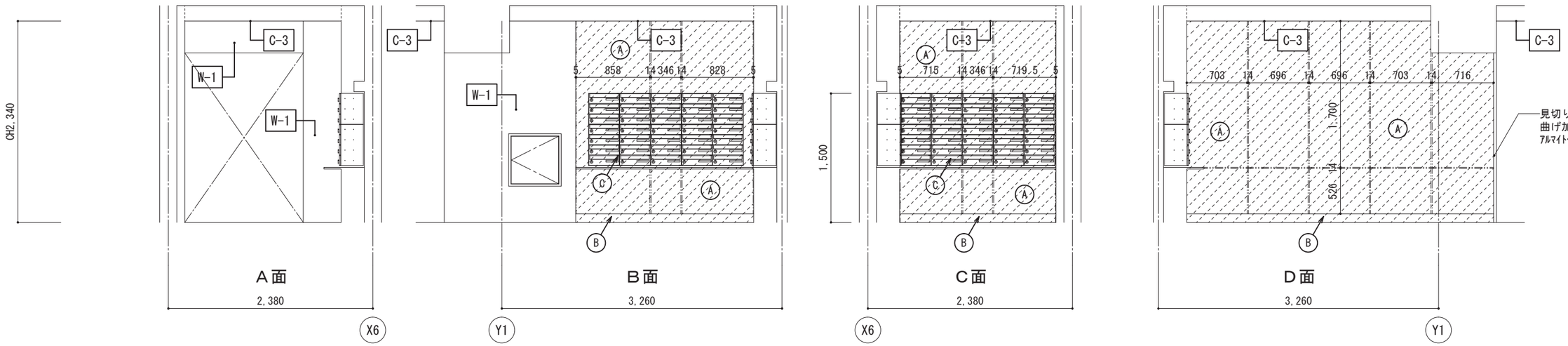

記号	下地処理	改修仕上	備考
F-1	—	薬品洗浄	
F-2	下地調整	防滑ビニル床シート t2.5新設	
F-3	下地調整	超速硬化ウレタン吹付	エンボス加工
F-4	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（非歩行）	2回目
F-5	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（非歩行）	1回目
F-6	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（歩行）	1回目
F-7	下地調整	ウレタンゴム系塗膜防水（歩行）	2回目
W-1	—	薬品洗浄	
W-2	高圧洗浄	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
W-3	ﾌﾞﾗｼ清掃	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
W-4	ﾌﾞﾗｼ清掃	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G-B塗り）	既存仕上パターンに合わす。
W-5	3種ｹﾚﾝ	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
W-6	3種ｹﾚﾝ	可とう形改修塗材E（KE-EP-G）	既存仕上パターンに合わす。
C-1	ﾌﾞﾗｼ清掃	リフレッシュペイント（RP塗り）	
C-2	—	リフレッシュペイント（RP塗り）	
C-3	下地+仕上撤去	LGS下地+石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9.5+岩綿吸音板 t15(ﾘﾌﾞ付)新設	ｱﾙﾐ製廻り縁撤去・新設
C-4	高圧洗浄	リフレッシュペイント（RP塗り）	

凡　例

：撤去範囲を示す。

：新設範囲を示す。

既存（撤去）凡例

(イ)　：壁　45二丁掛けﾀｲﾙ(下地ﾓﾙﾀﾙ共)撤去　　※RC壁既存のまま

(ロ)　：壁　45二丁掛けﾀｲﾙ(下地ﾓﾙﾀﾙ共)+ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ t100撤去　　※RC壁既存のまま

(ハ)　：郵便受け撤去

改修（新設）凡例

(A)　：壁　LGS(65)下地+石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12.5(不燃)捨張りの上、
メラミン不燃化粧板 t3目透かし張り新設
目地部：化粧ｱﾙﾐｼﾞｮｲﾅｰ(ｱﾙﾏｲﾄ仕上)仕上げ

(B)　：SUS製　巾木　H=100　新設

(C)　：郵便受及びカウンター新設

日付		設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構　西日本支社		○○団地○号棟 エントランス改修工事		○号棟　既存(撤去)・改修(新設) メールコーナー展開図	1/50	EA-07

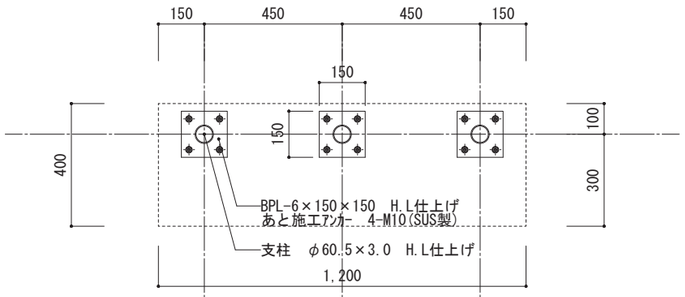

共通　ＥＶ前腰掛脚部平面図　S=1/20

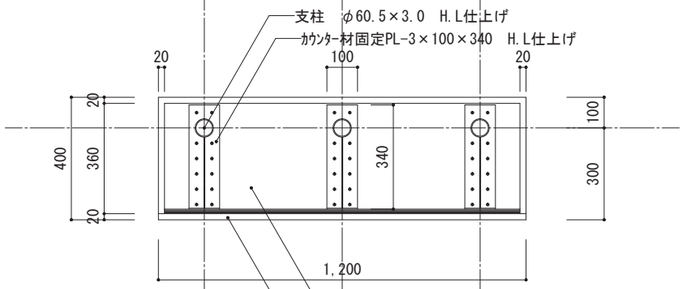

共通　ＥＶ前腰掛見上げ平面図　S=1/20

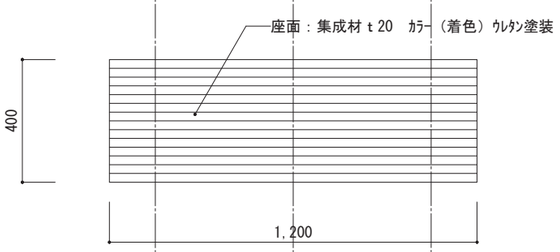

共通　ＥＶ前腰掛平面図　S=1/20

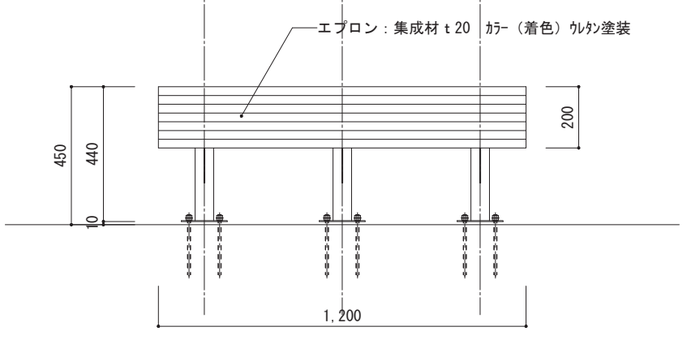

共通　ＥＶ前腰掛立面図　S=1/20　　数量1ヵ所

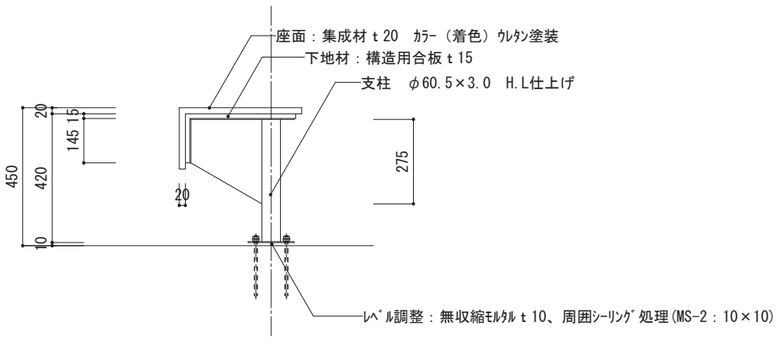

共通　ＥＶ前腰掛側面図　S=1/20

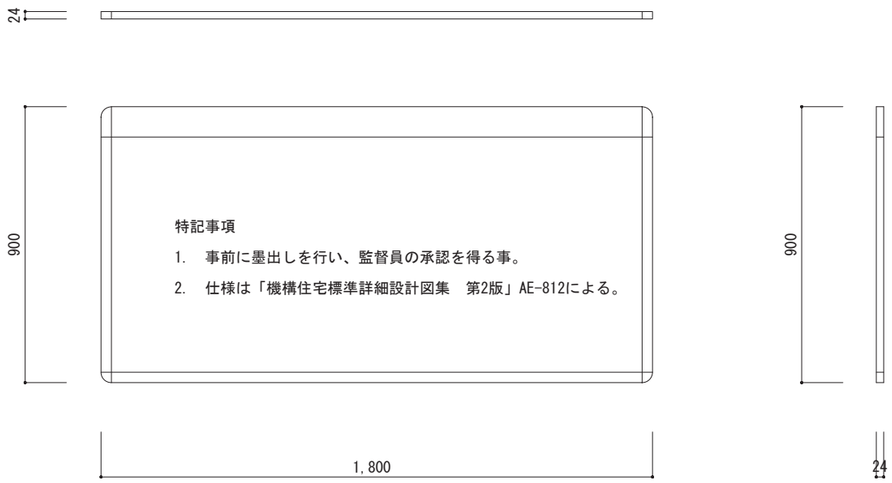

共通　掲示板姿図　S=1/20　　数量1ヵ所

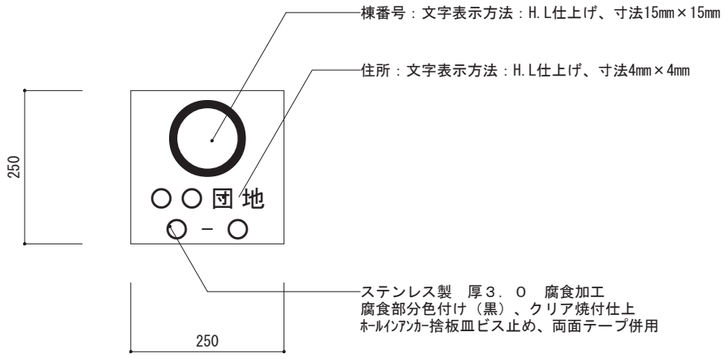

共通　サイン詳細図　S=1/20　　数量1ヵ所

棟別数量表

	腰掛	掲示板	サイン
○号棟	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所
合計	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所

特記事項

1.　事前に墨出しを行い、監督員の承認を得る事。
2.　座面に使用する集成材及び塗装後の見本を監督員に提出し、承認を得る事。
3.　座面及び構造用合板の固定方法は、製造所の使用による。

日付			設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構　西日本支社			○○団地○号棟 エントランス改修工事		共通　詳細図－１	1/10・1/20	EA-08

DT-1 見切り納まり図 1/10

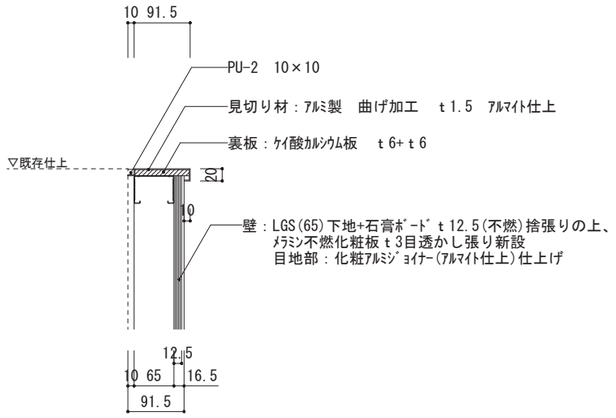

DT-2 入り隅納まり図 1/10

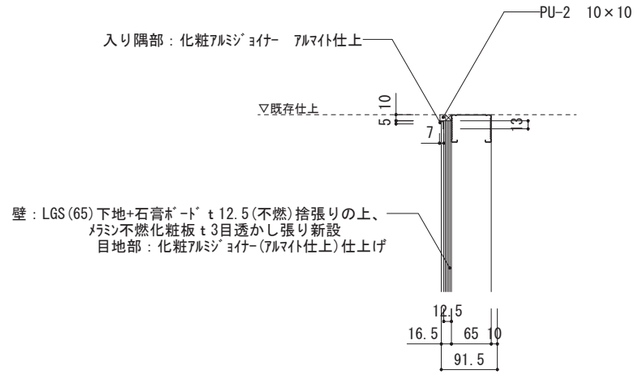

DT-3 入り隅納まり図 1/10

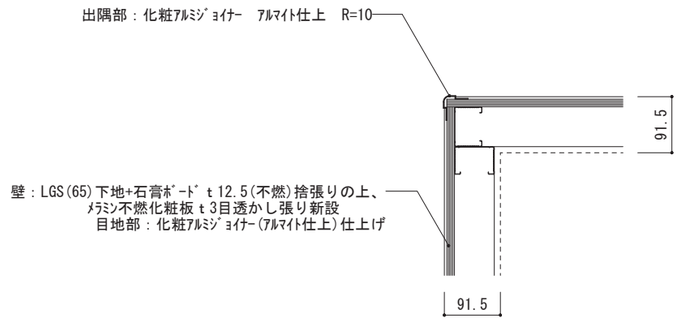

DT-4 額縁納まり図 1/10

既存

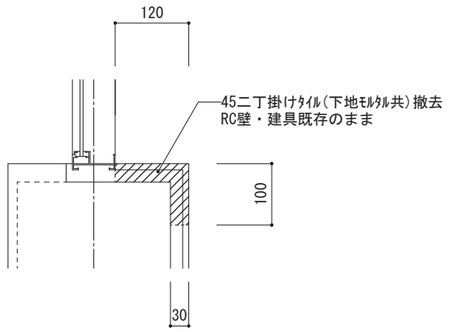

改修

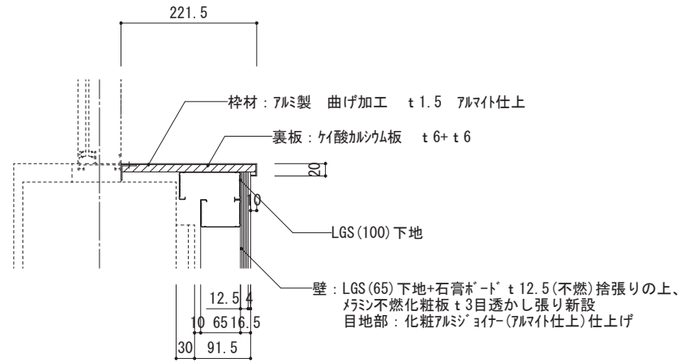

共通 一般壁納まり図 1/10

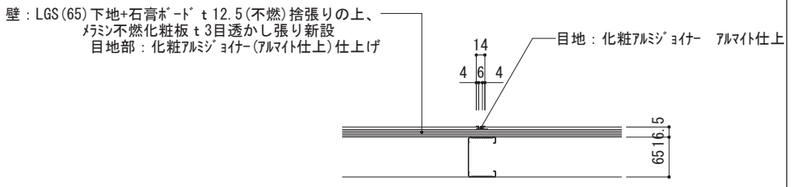

DT-5 額縁納まり図 1/10

既存

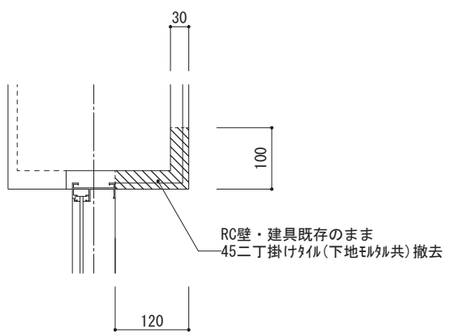

改修

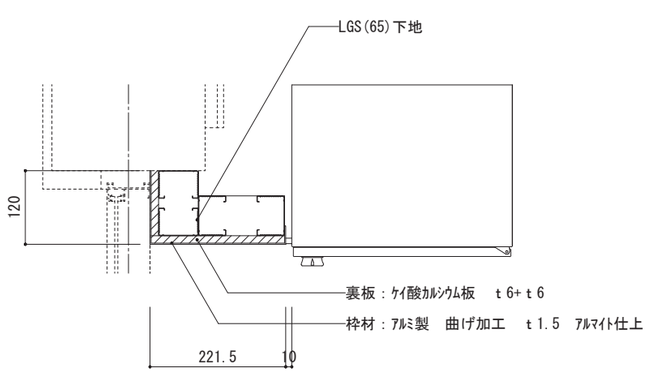

DT-6 折上げ天井納まり図

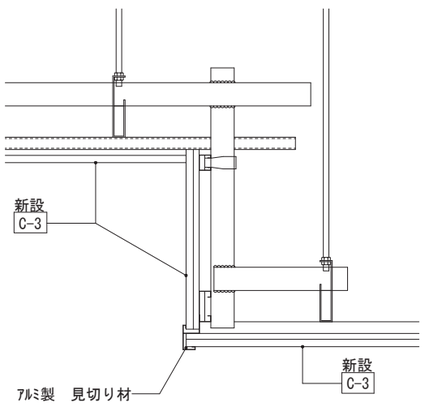

日付			設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社			○○団地○号棟 エントランス改修工事		共通 詳細図－2	1/10	EA-09

タイプ　A

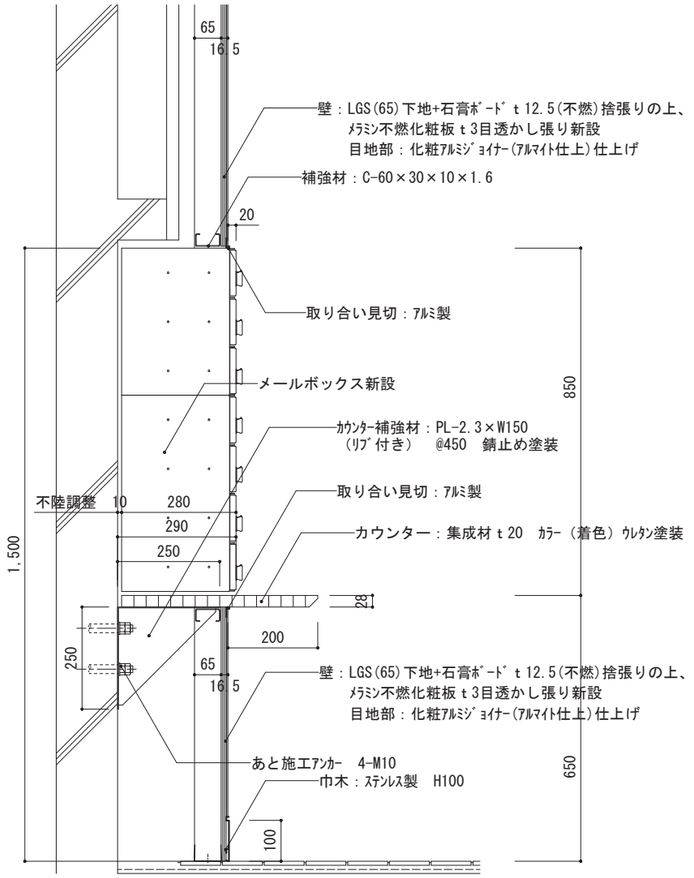

〇号棟　郵便受断面図　S=1/15

日付	独立行政法人 都市再生機構　西日本支社		設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
				〇〇団地〇号棟 エントランス改修工事		共通　郵便受詳細図	1/15	EA-10

電気設備工事　特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事名称　　〇〇団地〇号棟エントランス改修工事　（電気設備工事）

2．工事場所　　〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番〇号棟

3．工事科目

（1）	電灯設備工事	改修・撤去工事	一式
（2）	防犯カメラ設備工事	新設工事	一式

4．工事内容　　本工事は当該団地エントランス改修工事に伴う電気設備工事を行う。

Ⅱ　工事基準

1．本工事は本特記仕様書の他、設計図書、下記別冊図書及び関連法令並びに監督員の指示に従い施工する。

（1）	現場説明書、追加説明書及び質疑応答書	
（2）	電気設備標準詳細設計図集　ＥＣ（施工編）	第１１版（平成２７年度）
	電気設備標準詳細設計図集　ＥＦ（機器・部品編）	第１１版（平成２７年度）
（4）	保全工事共通仕様書	平成２６年版
（5）	都市再生機構工事特記基準	平成２６年５月版
（6）	公共住宅建設工事共通仕様書 機材の品質・性能基準	平成２８年度版
（7）	公共施設用照明器具（ＪＩＬ）　５００４－２０１５	２０１６年
（8）	保全工事マニュアル	

Ⅲ　特記事項

1．一般共通事項

（1）　施工に先立ち、所轄住まいセンター及び当該団地管理サービス事務所に工事概要を説明し、その指示に従う。

（2）　居住者に対して掲示等で工事概要及び工事協力依頼の周知を十分行う。

（3）　入居済み団地内での作業なので、「保全工事共通仕様書総則編１章」の一般共通事項に規程された事柄を厳守する。
なお、団地内での車両運行速度は時速１０ｋｍ以下とし、特に幼児、児童には万全の注意を払う。

（4）　既設物に損傷を与えないよう充分注意して施工し、万一損傷を与えた場合は監督員に報告すると共に、受注者の責任において速やかに現状復旧、損害賠償を行う。

（5）　本設計図により難い施工箇所が生じた場合は書面で監督員に報告し、その指示に従い施工する。

（6）　本工事着手前に既設設備の状況、障害有無の調査検討を行い施工計画を作成する。

（7）　本工事施工前及び完了後、絶縁抵抗測定（回路一括）、照度測定、総合動作試験等の確認を行い、試験結果成績表を監督員に提出する。なお、絶縁測定結果が基準値に満たない場合は回路ごとの測定を実施し、速やかに監督員に報告して指示を仰ぐこと。また、蓄電池内蔵の器具は、全数停電試験を行うこと。

（8）　新設照明器具には、トレーサビリティ情報管理事業者が指定したシールを貼付し、同事業者が保有する情報管理システムへ登録する。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

（9）　工事に伴う発生材は発生材数量報告書を監督員に提出し、その指示を受けること。
また、産業廃棄処分、リサイクル処分及び運搬にかかる費用は設計変更処理とする。

（１０）　本工事着手前に関係諸機関に申込み及び協議を行う。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

（１１）　既設設備との接続等を行なう場合は監督員と充分打合せを行い支障のない様施工する。

（１２）　工事に際して、共用灯不点灯、電話不通等の必要が生じる場合は事前に住まいセンターと打合せを行い、また掲示ビラ等で居住者に十分周知のうえ作業するものとし、作業が短時間で完了できるよう計画する。

（１３）　工事完成時には監督員の指示により完成図書に下記のものを作成・添付する。
保存用完成図書（完成図Ａ３　機器完成図Ａ４　取扱説明書Ａ４）
引継用完成図書（完成図Ａ３及びＰＤＦ、ＤＸＦ　機器完成図Ａ４及びＰＤＦ　取扱説明書Ａ４及びＰＤＦ）

2．施工細目

（1）　施工に着手する前に既設配管、配線並びに機器類等の調査を行い、やむを得ず配線経路等の変更が必要な場合は、文書にて監督員に報告し、協議後施工する。

（2）　建物の外壁、通路等で、居住者の目にふれる場所に設置する配管等の色彩は、周囲と整合するよう留意し当該場所に布設する鋼製電線管は塗装するものとする。
また、樹脂製線ぴ等はメーカー標準色とし、壁等と調和する色彩のものを使用する。

（3）　壁、床等を貫通する箇所は、事前にX線探査等の調査を行い鉄筋及び配管等を損傷しないように注意し、ダイヤモンドコア抜きとする。
またX線探査費用は設計変更処理とし探査箇所、探査写真、X線写真をセットにし監督員に提出する。

（4）　本工事で取り扱う電線等には要所で配線仕様、行先を表示した札を取り付ける。

3．工事科目別細目

（1）　電灯設備工事

イ．本工事は、設計図によりエントランス廻りの照明器具、配線器具及び関連配線等の撤去、新設を行う。
なお、一部照明器具等は既設機器を清掃し再使用する。またその際ランプ等消耗品は交換する。

（2）　防犯カメラ設備工事

イ．使用する機器類は防犯カメラ設備特記仕様書による他、「保全工事共通仕様書電気編７章７節」による。

ロ．防犯カメラの設置位置及び撮像範囲は監督員と協議のうえ決定する。

ハ．録画間隔、タイトルジェネレータの名称等録画装置の設定は監督員と協議のうえ決定する。

ニ．防犯カメラの画質調整は、昼間、夜間の両方行い、良質な画質となるよう総合調整する。

ホ．エントランスには防犯カメラ作動中の表示を行うものとし、取付位置は監督員と協議のうえ決定する。

ヘ．モニターは収納ラック内に設置を標準とするが、設置が困難な場合は監督員と協議のうえ決定する。

日付			設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	UR 独立行政法人 都市再生機構　西日本支社			〇〇団地〇号棟 エントランス改修工事		電気設備工事　特記仕様書	―	EE-01

電気設備工事特記仕様書（ＬＥＤ照明器具編）

１．適用範囲

本仕様書は、ＵＲ賃貸住宅（共用部）に設置するＬＥＤ照明器具に適用する。
（１）使用するＬＥＤ照明器具は、電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）に適合するものとする。
（２）本特記仕様書に定めのない用語及び定義は、ＪＩＳ Ｃ ８１０５－３「照明器具-第３部：性能要求事項通則（平成２３年１２月２０日改定）」による。

２．一般共通事項

２．１　適用規格

本特記仕様書及び設計図書（表紙記載の工事共通仕様書等を含む）に定めのない仕様で、ＪＩＳ Ｃ ８１０５－３「照明器具-第３部：性能要求事項通則」に規定される規格は、これに準拠する又は同等の性能を有するものとする。

２．２　種類

ＬＥＤ照明器具の種類は、以下のとおり定義する。
（１）一体形
　ＬＥＤ又はＬＥＤモジュールとＬＥＤ制御装置及び器具本体が一体となったもので、破壊しないと分解できないもの。
（２）独立形
　ＬＥＤモジュール又は交換形ＬＥＤランプとＬＥＤ制御装置及び器具本体で構成されたもので、ＬＥＤモジュール又は交換形ＬＥＤランプが故障した際などに容易に取替えが可能なもの。
　なお、交換形ＬＥＤランプとは、ＪＩＳ Ｃ ８１５６「一般照明用電球形ＬＥＤランプ（電源電圧５０Ｖ超）-安全仕様」で定義する電球形ＬＥＤランプ及び使用者が交換することを前提としたその他のＬＥＤランプのことをいう。

２．３　電源電圧

ＬＥＤ照明器具の定格入力電圧は、単相交流１００Ｖ又は単相交流２００Ｖとする。

３．性能仕様特記事項

３．１　無負荷時の電力

独立形のＬＥＤ照明器具においては、ＬＥＤモジュール又は交換形ＬＥＤランプを取り外した状態のときに、通常使用時と比較して、消費電力が増加せず、かつ、照明器具のＬＥＤ制御装置等に高い電力負荷が生じないものであること。

３．２　演色評価数

ＬＥＤ、ＬＥＤモジュール及び交換形ＬＥＤランプの平均演色評価数（Ｒａ）は、６５以上であること。なお、照明器具カバー等で演色性が変化する場合は、ＬＥＤ照明器具の平均演色評価数とする。

３．３　耐熱性・耐火性及び耐トラッキング性

ＬＥＤ照明器具は、ＪＩＳ Ｃ ８１０５－１「 照明器具－第１部：安全性要求事項通則」第１３章の「耐熱性・耐火性及び耐トラッキング性」に準拠する又はこれと同等の性能を有するものであること。

３．４　使用周囲温度

ＬＥＤ照明器具は、その周囲温度が５～３５℃の範囲において、正常に点灯できるものであること。

３．５　寿命

ＬＥＤ照明器具の設計寿命は、４０，０００時間以上であること。なお、ＬＥＤモジュールにあっては正常な点灯状態において、点灯しなくなるまでの総点灯時間及びＬＥＤ照明器具から発せられる光束が点灯初期に測定した値から７０%に下がるまでの総点灯時間を４０，０００時間以上有するものとする。

３．６　防水性能

防雨形、防湿形などの防水器具の構造は、次によるものとする。
（１）防雨形は、ＪＩＳ Ｃ ８１０５－１「照明器具－第１部：安全性要求事項通則」９．２．４の「防雨性能」による性能を有すること。
（２）防湿形は、ＪＩＳ Ｃ ０９２０「電気機械器具の外郭による保護等級（ＩＰコード）、同付属書2（参考）照明器具の高温、高湿に対する保護等級」の「３．補助文字」に記載されるＭＰ（高温、高湿形）による性能を有すること。

３．７　耐雷サージ性能

ＬＥＤ照明器具は、ＪＩＳ Ｃ ６１０００－４－５「電磁両立性－第４－５部：試験及び測定技術－サージイミュニティ試験」の規定に準拠するものとし、次によるものとする。
（１）屋内に設置するＬＥＤ照明器具は、レベル３の試験電圧（線間１ｋＶ、対地間２ｋＶ）に対して耐久性を有するものであること。
（２）屋外に設置するＬＥＤ照明器具は、レベル４の試験電圧（線間２ｋＶ、対地間４ｋＶ）に対して耐久性を有するものであること。

３．８　フリッカ（ちらつき）対策

ＬＥＤ照明器具は、電気用品の技術上の基準を定める省令第１項 別表第八 ２（８６の７の２）エル・イー・ディ電灯器具　イ構造（ヌ）の基準に適合するものであること。

３．９　ノイズ（雑音）対策

ＬＥＤ照明器具は、ノイズ（雑音）防止機能等により、電磁波による他の機器への影響を抑える措置が施されているものとし、電気用品の技術上の基準を定める省令第１項 別表第八 １共通事項（５）雑音の強さ若しくは第２項に基づく基準Ｊ５５０１５（電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法）、又はＣＩＳＰＲ１５（国際無線障害特別委員会）の規格に適合する又はこれと同等の安全性及び性能を有するものであること。

３．１０　高調波対策

ＬＥＤ制御装置の入力電流の高調波は、ＪＩＳ Ｃ ６１０００－３－２「電磁両立性 第３－２部：高調波発生電流発生限度値」に準拠するものであること。

３．１１　グレア対策

（１）屋外灯として使用するＬＥＤ照明器具は、鉛直角８５度以上の発光部分の輝度が、２０，０００ｃｄ／㎡以下としたものであること。
（２）光源のまぶしさを低減したものであること。

３．１２　環境対策

ＬＥＤ照明器具は、次の要件を満たすものであること。
（１）固有エネルギー消費効率は、４０１ｍ／ｗ以上であること。
　固有エネルギー消費効率とは、ＬＥＤ照明器具の定格光束（ｌｍ）をその器具の定格消費電力（Ｗ）で除した値とする。
（２）特定の化学物質が含有率基準値（ＪＩＳ Ｃ ０９５０ 「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」による。）を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。
　特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルをいう。

４．機材仕様特記事項

４．１　器具本体

（１）一体型の器具本体は、製造業者の標準とする。
（２）独立形の器具本体（ソケット、端子台、内部配線を含む）は、ＪＩＬ５００４（公共施設用照明器具）の規格で定める基準（構造、材質、材厚、塗装）を満たすものであること。
（３）独立形の器具本体には、ＬＥＤモジュール又はＬＥＤランプの専用器具である旨及び、指定する部品以外の使用を禁止する旨の表示を行うこと。
（４）器具本体には、製造業者名又は責任を負うべき販売業者名、入力電圧、入力電流、定格消費電力、定格周波数、型番・形式及び製造年など、電気用品安全法の技術基準及び日本工業規格（ＪＩＳ）等の基準・規格で定められた表示を行うこと。

４．２　ＬＥＤ制御装置

（１）ＬＥＤ制御装置は、電気用品の技術上の基準を定める省令第１項別表第八の直流電源装置、又は第２項に基づく基準Ｊ６１３４７－２－１３に適合する又はこれと同等の安全性及び性能を有するものであること。かつ、ＪＩＳ Ｃ ８１５３ 「ＬＥＤモジュール用制御装置－性能要求事項」又はＪＩＳ Ｃ ８１４７－２－１３ 「直流又は交流電源用ＬＥＤモジュール用制御装置の個別要求事項」に準拠する又はこれと同等の性能を有するものであること。
（２）ＬＥＤ制御装置に定格入力電圧を加えたときの出力は、定電流又は定電圧のいずれかであること。

４．３　ＬＥＤモジュール

ＬＥＤモジュールは、ＪＩＳ Ｃ ８１５４ 「一般照明用ＬＥＤモジュール－安全仕様」及びＪＩＳ Ｃ ８１５５ 「一般照明用ＬＥＤモジュール－性能要求事項」に準拠する又はこれと同等の安全性及び性能を有するものであること。

４．４　交換形ＬＥＤランプ

（１）直管形ＬＥＤランプの質量は、５００ｇ以下であること。
（２）直管形ＬＥＤランプの配光は、ランプの下方立体角が１２０°以上であること。
（３）直管形ＬＥＤランプの口金において片側にのみ給電するものは、給電側と非給電側の区別を表示したものであること。
（４）電球形ＬＥＤランプは、設置する器具本体に適合したものであること。
（５）電球形ＬＥＤランプは、ＪＩＳ Ｃ ８１５６「一般照明用電球形ＬＥＤランプ（電源電圧５０Ｖ超）－安全仕様」及びＪＩＳ Ｃ ８１５７「一般照明用電球形ＬＥＤランプ（電源電圧５０Ｖ超）－性能要求事項」に適合する又はこれと同等の安全性及び性能を有するものであること。

５．履歴管理（トレーサビリティ）等

受注者は、器具の種類ごとに本特記仕様書への適合、準拠等を示す承認図、試験成績書のほか、以下の内容を確認できる書類を作成し、工事完成時にＵＲへ引き渡すこと。

（１）団地・建物情報
　建物所有者名、団地・建物名、都道府県、市区、町村・丁目・番地・号、号棟
（２）製品情報
　製造業者名（照明器具、ＬＥＤ素子、ＬＥＤモジュール、ＬＥＤ制御装置（電源装置））、照明器具の型式、照明器具の製造年、器具形式、ランプ形式、ランプ数、保証期間（モジュール、制御装置）（年数）、ＬＥＤモジュールの寿命（時間）
（３）設置情報
　工事件名、施工業者（元請）、施工者ＩＤ番号、個別ＩＤ番号、号棟、設置場所階数、工事種別、引渡日（年月）

６．その他

（１）設置するＬＥＤ照明器具等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害してはならないものとする。
（２）使用する機材は、施工前に監督員の確認を受けるものとする。
（３）フリッカ（ちらつき）、雑音ノイズの発生状況については、監督員の確認を受けるものとする。

日付			設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	UR 独立行政法人 都市再生機構 西日本支社			○○団地○号棟 エントランス改修工事		電気設備工事特記仕様書 （ＬＥＤ照明器具編）	―	EE-02

防犯カメラ設備　機器仕様書

名　　称		仕　様　等		その他
ドーム型カメラ	A　屋内露出型	1）カメラ	IP-IF方式のカラーカメラ(低照度時は白黒カメラでも可)	レンズ焦点距離、画角は監視範囲等により決定する
	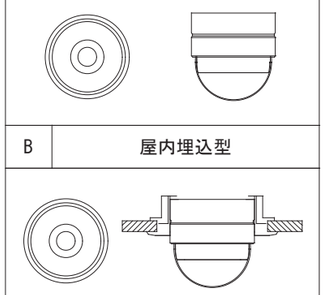	2）電源	IP-IF方式：PoEスイッチングHUBより供給	
		3）水平解像度	IP-IF方式：画像サイズが水平640画像以上･垂直240素以上、フレームレート7.5コマ/秒以上	
		4）S/N比等	IP-IF方式：ノイズ特性値５以下	
	B　屋内埋込型	5）最低被写体照度	IP-IF方式：3lx以下	
		6）必要機能(共通)	オートホワイトバランス機能 逆光補正機能 フリッカー補正機能	
		7）ハウジング(共通)	使用場所、目的に応じ、適切な防塵防水性能を有していること	
スイッチングＨＵＢ		1）電源 2）ポート数 3）給電方式 4）伝送方式	ＡＣ１００Ｖ PoE給電対応が４ポート以上 ＩＥＥＥ802.3af以降に準拠 ＩＥＥＥ802.3以降に準拠	
ネットワークビデオレコーダー		1）電源 2）記録レート 3）記録画質 4）サンプリング解像度 5）記録容量 6）必要機能	AC100V １秒３枚以上で記録ができること 330TV本以上のモードがあること 640×200ドット以上 3、4）のモードにおいて､カメラ１台あたり１秒３枚以上で168時間以上の記録が可能な容量(1TB以上)であること ・録画画像取り出し機能(録画データをアナログ及びデジタ ルデータで取り出せること) ・故障表示機能(機器の故障をLEDの点灯等により表示できること) ・日付・時刻・記録機能(日時の表示及び記録 ができること) ・設定メモリバックアップ機能(入力電源が断たれた状態で168時間以上保てること) ・記録・再生(記録 を停止することなく再生を行うことができること) ・検索機能(日付及び時刻の検索ができること) ・録画自動復旧機能(復電時に自動的に録画状態に回復できること)　UPS別置も可 ・機器前面にスロットやケーブル接続端子を組み込み、設置状態を変更せずデータを取り出せること又は設置状態を変更せず取り出す方法を備えていること ・モーションディテクター機能	
カラーモニター		1）電源 2）解像度（画素数） 3）パネル部 4）モニター 5）その他	ＡＣ１００Ｖ 水平１２８０×垂直１０２４ピクセル以上 ＴＦＴ方式　１７型以上 自立スタンド式 ●号棟開閉器室　ラック設置箇所に１台設置とする	
防犯カメラ機器収納ラック		1）材質 2）規格 3）扉等 4）コンセント 5）その他	鋼製又はアルミ製(放熱穴付) EIA規格，高さ9U（モニターなしの場合）以上、 モニター収納の場合は高さ14U以上とする 前面扉は鍵付とし、側面パネルも容易に解放できない構造とする 2P15A、接地極付100V6ヶ口とする カメラ取付位置図を作成しラック内に納める	

注）上記仕様の他「保全共通仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書（機材の品質・性能基準）」による。
　　施工完了後、「保全共通仕様書　電気編7.7.4」に基づき試験及び確認を行う。

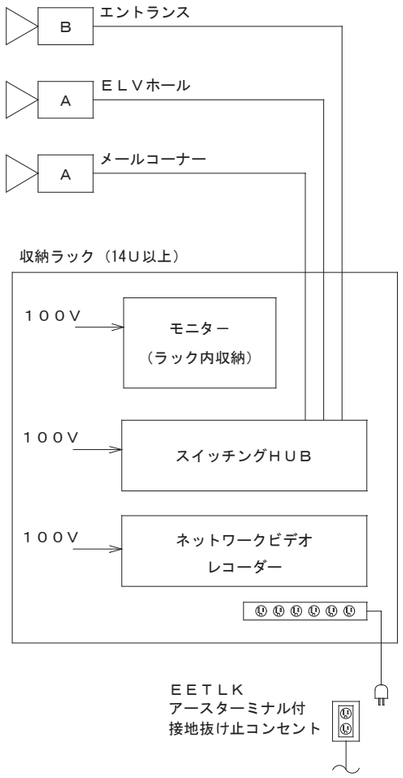

○○号棟　システム系統図

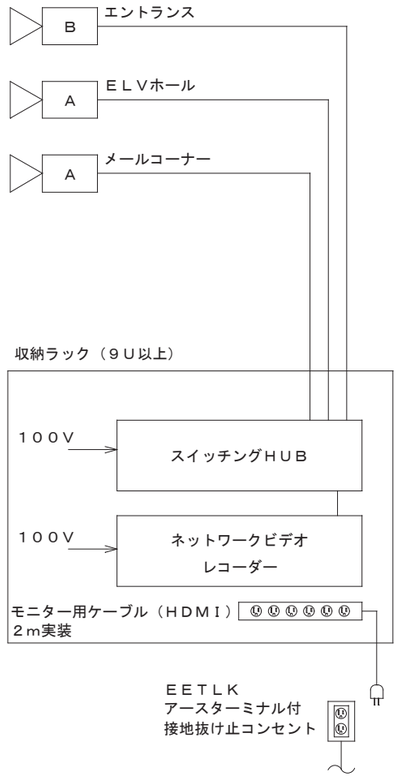

○○号棟　システム系統図

（注）１．ラック内にコンセントバー抜け止め型６個口を収納とする。
　　２．ＩＴＶラックに接地を施す。
　　３．カメラには番号をテプラ等で表示する。

防犯カメラ設備　システム系統図（参考）

仕様　EF-167-2-G2若しくはI2
　　注：表示文字、図柄は参考とし
　　製作前に監督員の承諾を受ける
　　また、取付位置は監督員と協議する。

新設照明器具姿図

Ｄ１

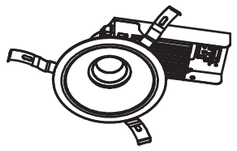

器具仕様	埋込ダウンライト　LED　広角（100°）
本体・枠・ｶﾊﾞｰ	本体：ｱﾙﾐﾀﾞｲｶｽﾄ　枠：AES樹脂 ﾊﾞｰｼﾞﾝﾎﾜｲﾄ
	下面ｶﾊﾞｰ：ｱｸﾘﾙ（拡散）
ﾗﾝﾌﾟ他	消費電力13.5W　器具光束880(lm)　電球色　埋込穴150φ

Ｄ２

器具仕様	埋込ダウンライト　LED　広角（100°）
本体・ｶﾊﾞｰ	本体：ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ ﾊﾞｰｼﾞﾝﾎﾜｲﾄ
	下面ｶﾊﾞｰ：ｱｸﾘﾙ（拡散）
ﾗﾝﾌﾟ他	消費電力7.4W　器具光束350(lm)　電球色　埋込穴100φ

Ｄ３

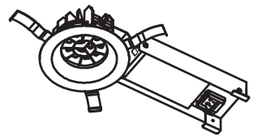

器具仕様	埋込ダウンライト　LED　広角（85°）　軒下用（防雨型）
本体・枠・ｶﾊﾞｰ	本体：ｱﾙﾐﾀﾞｲｶｽﾄ　枠：ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ ﾊﾞｰｼﾞﾝﾎﾜｲﾄ
	下面ｶﾊﾞｰ：ｱｸﾘﾙ（拡散）
ﾗﾝﾌﾟ他	消費電力13.1W　器具光束940(lm)　電球色　埋込穴125φ

Ｄ４

器具仕様	埋込ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ　LED　拡散
枠	枠：ｱﾙﾐﾀﾞｲｶｽﾄ(ﾎﾜｲﾄつや消し)
ﾗﾝﾌﾟ他	消費電力7.1W　器具光束284(lm)　電球色　埋込穴125φ
	照射方向可動型

Ｂ１

器具仕様	直付ﾌﾞﾗｹｯﾄ型　LEDﾕﾆｯﾄ　防雨型
本体・反射板	本体：ｱｼﾐﾀﾞｲｶｽﾄ(ｳｫｰﾑｼﾙﾊﾞｰ)　ﾊﾟﾈﾙ：ｱｸﾘﾙ（乳白）
ﾗﾝﾌﾟ他	消費電力5.4W　器具光束410(lm)　電球色
	参考寸法：135wx345Hx140D

Ｂ２

器具仕様	直付ﾌﾞﾗｹｯﾄ　LED電球　防雨型
本体・反射板	本体：ｱﾙﾐﾀﾞｲｶｽﾄ(ﾀﾞｰｸﾌﾞﾗｳﾝ)　ｶﾊﾞｰ：ｶﾞﾗｽ（乳白つや消し）
ﾗﾝﾌﾟ他	消費電力5.2W　器具光束153(lm)　電球色
	参考寸法：130Wx130Hx190D

Ｆ１

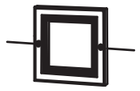

器具仕様	埋込ﾌｯﾄﾗｲﾄ　LED　防雨型
本体・ﾊﾟﾈﾙ	枠：ｱﾙﾐﾀﾞｲｶｽﾄ(ﾐﾃﾞｨｱﾑｸﾞﾚｰﾒﾀﾘｯｸ)　前面ﾊﾟﾈﾙ：ﾎﾟﾘｶｰﾎﾞﾈｰﾄ
ﾗﾝﾌﾟ他	消費電力2.2W　器具光束21.8(lm)　電球色
	参考寸法≒112Wx112Hx84D　既設埋込穴埋め戻し

ＥＪ１，ＥＪ２

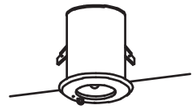

EJ1:K1-IRS4-JE13
EJ2:K1-IRS4-JE30

器具仕様	埋込型非常照明　蓄電池内蔵型　EJ1:JE13W　EJ2:JE30W
枠・反射板	枠：鋼板（ｵﾌﾎﾜｲﾄつや消し）・反射板：ｱﾙﾐ（銀色鏡面仕上）
ﾗﾝﾌﾟ他	非常灯用ﾊﾛｹﾞﾝ電球13型
	（既）は既設再使用を表す

既設照明器具一覧表

記　号	照　明　器　具　仕　様	備　考
Ｈ３２２	直付　Hf32W-2	
Ｄ１１	埋込ダウンライト　FDL18Wx1	
Ｂ１１	ブラケット　FL20W-1	
Ｂ１２	ブラケット　FDL13W-1	
Ｆ１１	直付　FCL9W-1	
Ｆ２１	直付　FL20W-1	
ＥＨ３２２	直付非常灯兼用　Hf32W-2　蓄電池内蔵	
ＥＪ１	天井埋込非常灯　JE13Wx1　蓄電池内蔵	（再）は撤去再使用を表す
ＥＪ２	天井埋込非常灯　JE30Wx1　蓄電池内蔵	（再）は撤去再使用を表す

特　記

１．照明器具外観、寸法、消費電力、光束は参考とする。

日付			設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構　西日本支社			○○団地○号棟 エントランス改修工事		新設照明器具姿図	―	EE-04

改修凡例表

記号	名称	摘要	備考
(キ)	天井ふところ内ころがし配線（一部保護管あり）	VVF2.0-2C 保護管 既設PF管	太線：配管・配線新設 （キ）表示は既設保護管使用 細線：既設
(キ)		VVF2.0-3C 保護管 既設PF管	
(キ)		VVF2.0-2Cx2 保護管 既設PF管	
(キ)		VVF2.0-2C + VVF2.0-3C 保護管 既設PF管	
(キ)		VVF2.0-3Cx2 保護管 既設PF管	
(キ)		VVF2.0-2Cx2 + VVF2.0-3C 保護管 既設PF管	
(キ)		VVF2.0-2C + VVF2.0-3Cx2 保護管 既設PF管	
	露出配線	VVF2.0-3C	
U	天井ふところ内ころがし配線	CAT5E-4P	
U		CAT5E-4Px2	
U(P)	露出配管配線	CAT5E-4P PF(16)	
U(P)		CAT5E-4Px2 PF(22)	
U(P)		CAT5E-4Px3 PF(22)	
U(V)		CAT5E-4P VE(16)	
U(V)		CAT5E-4Px2 VE(22)	
U(E)		CAT5E-4P (19)	
U(E)		CAT5E-4Px2 (25)	
1V	VE製ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ150 x 150 x 100		
1V(WP)	VE製ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ150 x 150 x 100	防水型	
	既設ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ		
	照明器具		新設照明器具姿図参照
	非常用照明器具		新設照明器具姿図参照
2EET	埋込ｺﾝｾﾝﾄ （新設位置ﾎﾞｯｸｽ設置）	EF-106-15-H	
WP	防滴型ｺﾝｾﾝﾄ	2PE15Ax1 ET付	既設
	既設共用灯分電盤		既設又は改造
	防犯ｶﾒﾗ EF-167-2-B	ﾄﾞｰﾑ型	
	防犯ｶﾒﾗ作動中表示ﾌﾟﾚｰﾄ	EF-167-2-H	

撤去凡例表

記号	名称	摘要	備考
	天井ふところ内ころがし配線（一部保護管あり）	VVF2.0-2C	太線：配線撤去 保護管内撤去部は呼び線として使用 細線：残置
		VVF2.0-3C	
		VVF2.0-2Cx2	
		VVF2.0-2C + VVF2.0-3C	
		VVF2.0-3Cx2	
		VVF2.0-2Cx3	
		VVF2.0-2Cx2 + VVF2.0-3C	
		VVF2.0-2C + VVF2.0-3Cx2	
	隠ぺい配管配線	IV2.0x2 PF(16)	
		IV2.0x4 PF(16)	
		IV2.0x6 PF(22)	
	照明器具		
	非常用照明器具		
WP	2PE15Ax1 ET付 再使用		
	共用灯分電盤		

日付		設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社		○○団地○号棟 エントランス改修工事		凡例表	—	EE-05

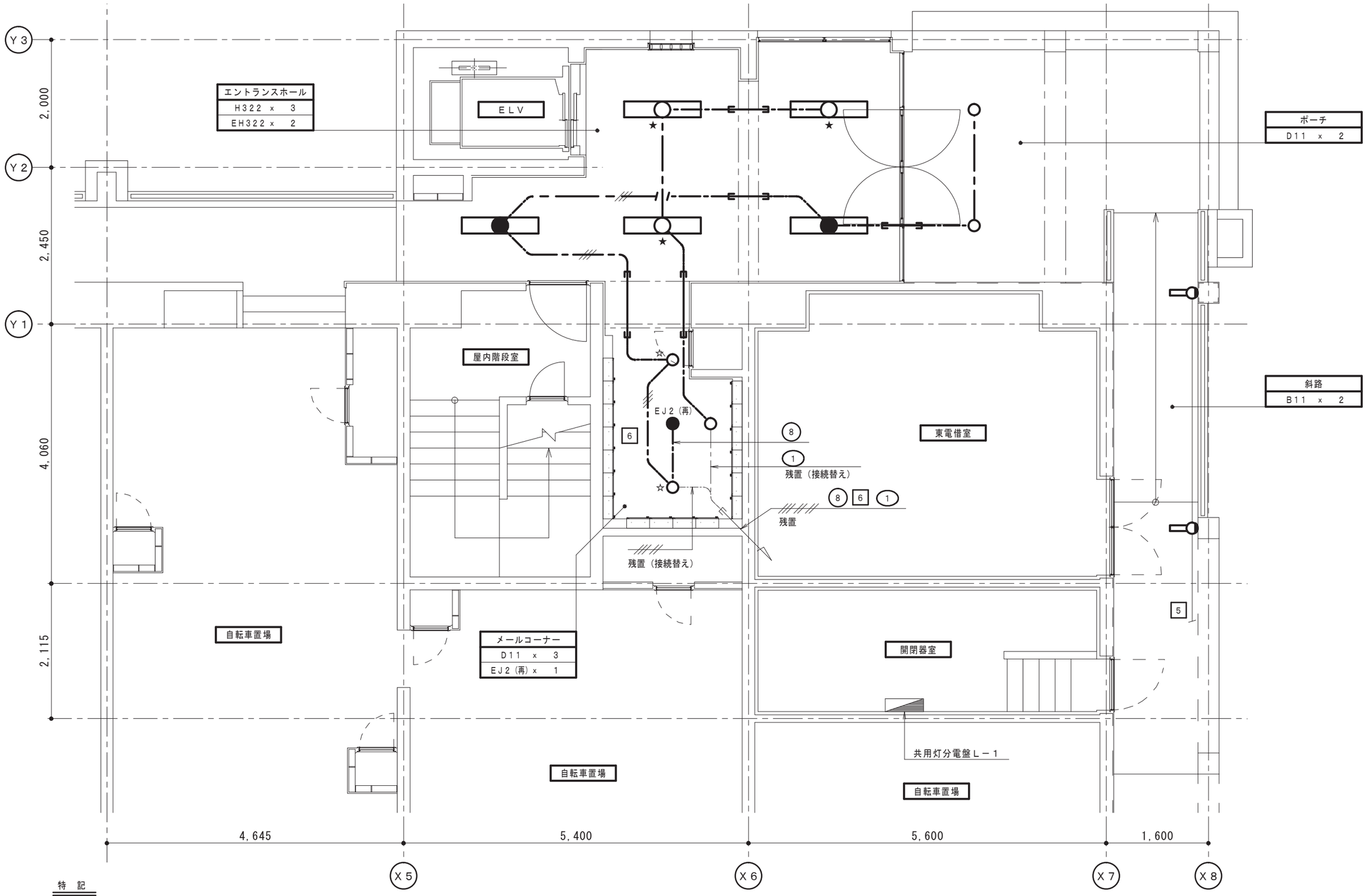

特　記

1．図中太線で示す配線、機器類は撤去、細線は残置を表す。

2．照明器具点灯区分は下記とする。

無印：深夜残置　　★：深夜消灯　　☆：常時点灯

日付			設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	UR 独立行政法人 都市再生機構　西日本支社			○○団地○号棟 エントランス改修工事		○号棟 電灯設備　撤去配線図	1/60	EE-06

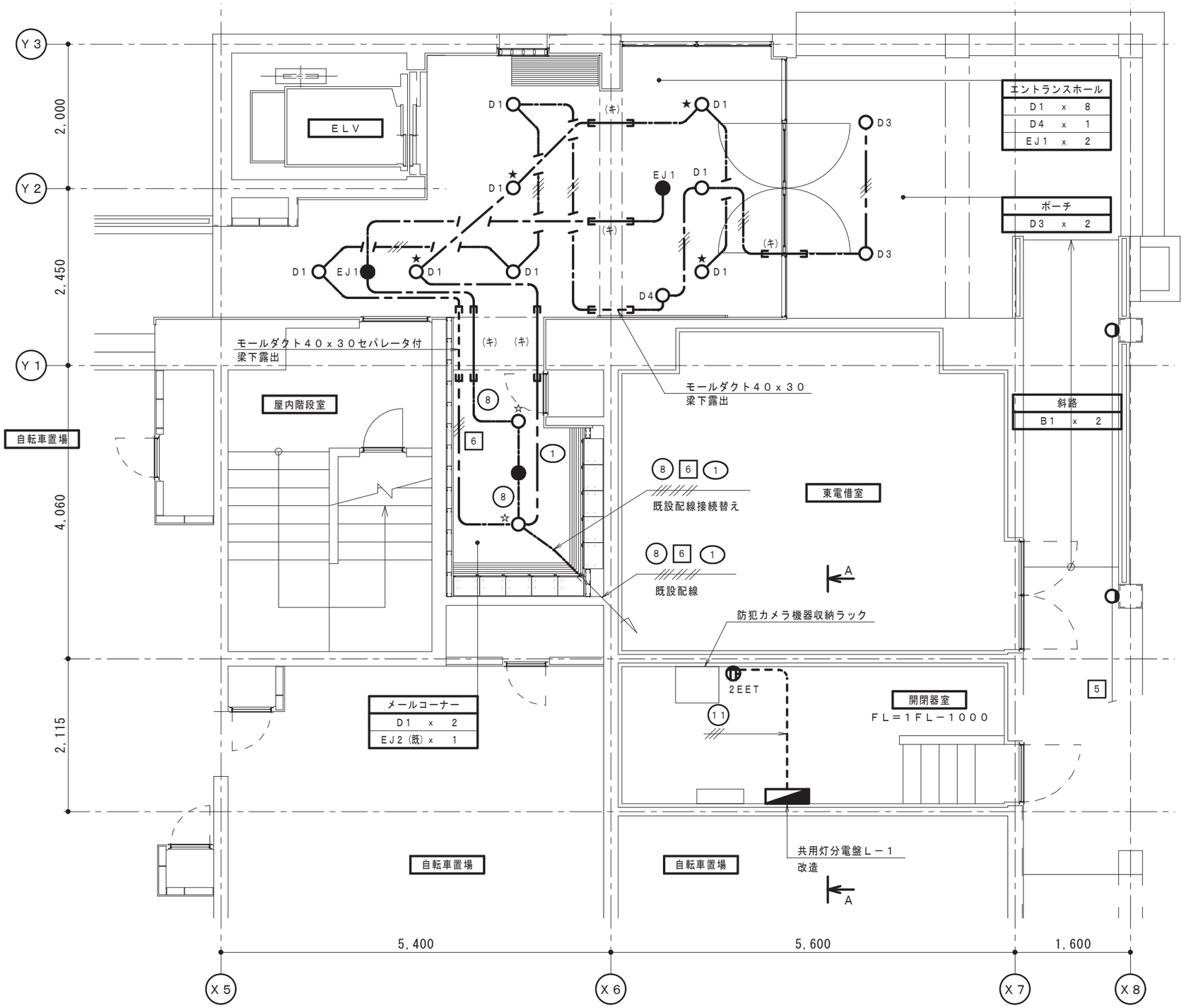

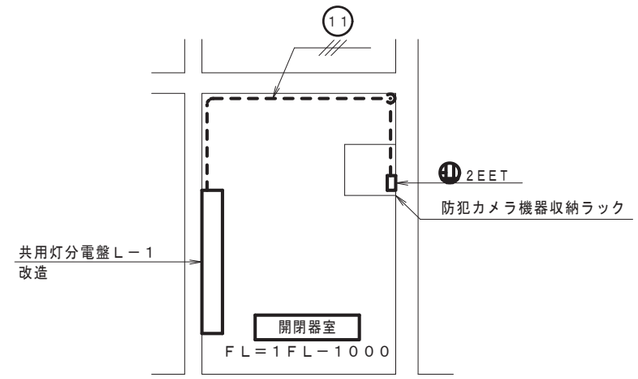

参考立面図　A−A

特　記

1．図中太線で示す配線、機器類は新設、細線は既設を表す。
2．照明器具点灯区分は下記とする。
　　無印：深夜残置　　★：深夜消灯　　☆：常時点灯
3．機器取付高さは参考とする。

日付	独立行政法人 都市再生機構　西日本支社		設計事務所	工事名称 ○○団地○号棟 エントランス改修工事	設計名称	図面名称 ○号棟 電灯設備　改修配線図	縮尺 1/60	図面番号 EE-07

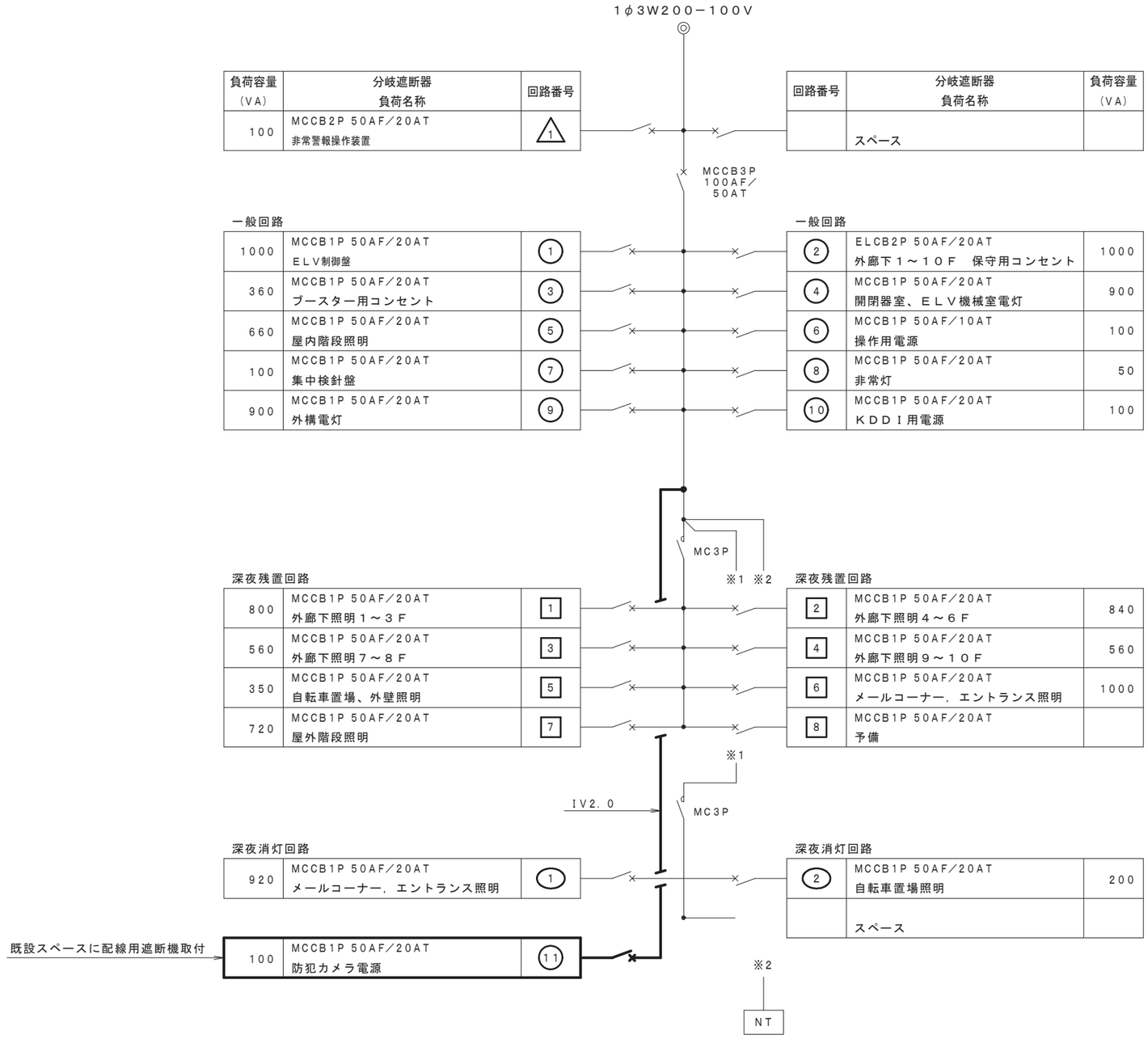

既設共用灯分電盤Ｌ－１　改造図

特　記

１．分電盤改造図の太線は盤改造箇所を表す。
２．既設負荷名称。負荷容量は参考とする。
３．増設配線用遮断器は「一般回路」、「防犯カメラ電源」を表示する。

日付			設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構　西日本支社			○○団地○号棟 エントランス改修工事		○号棟 共用灯分電盤改造図	―	EE-08

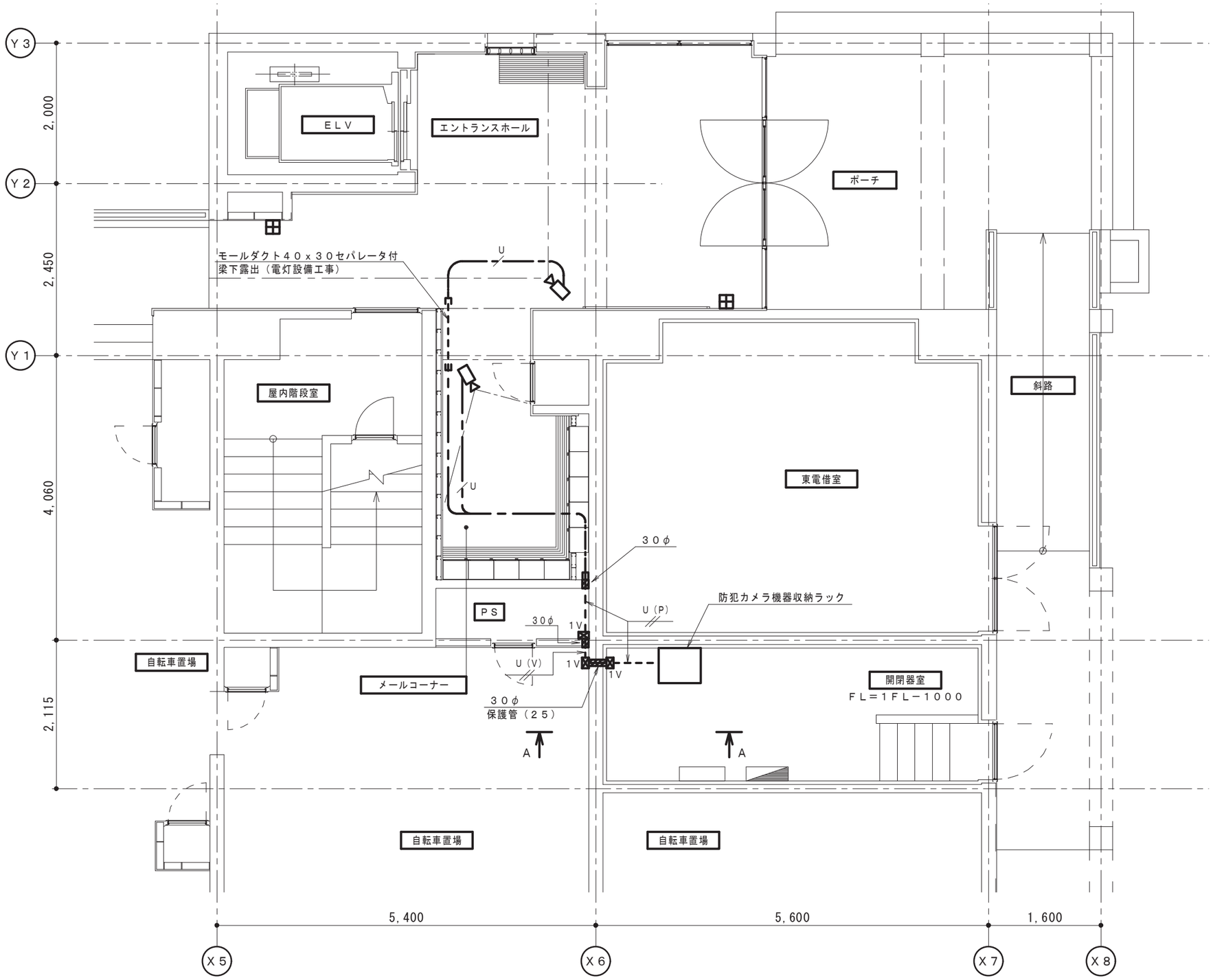

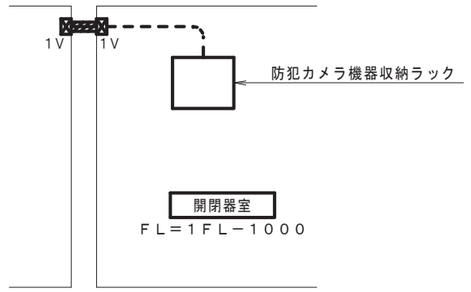

参考立面図　Ａ－Ａ

特　記

1．図中太線で示す配線、機器類は新設、細線は既設を表す。

2．機器取付高さは参考とする。

日付	独立行政法人 都市再生機構　西日本支社		設計事務所	工事名称 ○○団地○号棟 エントランス改修工事	設計名称	図面名称 ○号棟 防犯カメラ設備　改修配線図	縮尺 1/60	図面番号 EE-09

■特記仕様書（土木・造園編）

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称
　〇〇団地〇号棟エントランス改修工事

2. 工事場所
　〇〇県〇〇市1丁目1番〇号棟

3. 工事期間

Ⅱ. 適用仕様書

1. 設計図書
　本工事の施工は本設計書および、以下に記載の図書による。
　1）基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準（平成28年度版）
　2)保全工事共通仕様書（平成29年版）
　3)公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）
　4)撤去・移設等標準設計図集（土木造園編）（平成11年版）
　5)土木工事標準設計図集（平成24年版）
　6)造園施設標準設計図集（平成24年版）

Ⅲ. 特記事項

1. 一般事項
　1）標準図集等
　本設計書において□の記号で表示しているものは「造園施設標準設計図集」（平成24年版）、
　□□の記号で表示しているものは「土木工事標準設計図集」（平成24年版）
　○□の記号で表示されているものは「撤去・移設等標準設計図集（土木・造園編）」（平成11年版）に記載施設の記号を示す。
　2）残土処分
　本工事で発生する残土は場内敷均しとする
　3）発生材処分
　本工事による解体材及び発生材は廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処置する。
　また、本工事によるものでない解体材及び発生材により工事に支障が生じた場合は、設計担当者などと 協議の上適切に処置する。
　4）粗骨材
　本設計書におけるコンクリートの粗骨材最大寸法は、砂利の場合は25㎜、砕石または高炉スラグ砕石の場合は20㎜とする。
　なお、土木工事標準設計図集（平成24年度版）及び造園施設標準設計図集（平成24年度版）におけるコンクリートの粗骨材25は20㎜の砕石または高炉スラグ砕石に読み替えることができる。
　5）その他
　・建築物など、他の構造物に連続して構造物を設置する場合は、接続部分に伸縮目地を必ず設け、完全に縁切りを行う。伸縮目地は杉板1等ア9㎜を標準とする。
　・地上に現れるコンクリート構造物の天端・角部・端部は、特記のないかぎり10㎜の面取りを施し、天端は金ゴテ仕上げとする。
　・コンクリート構造物などの型枠の継ぎ目はサンダー仕上げとし、端部なども同様に仕上げるものとする。

2. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に関する事項
　本工事で使用する資材及び建設機械は関連する設計図書等の仕様によるほか別表によるものとする。
　また、資材の品質基準については「土木・造園材料仕様書」によるものとする。

別表

分類	品目分類	品目名	判断の基準	本工事における工種等
資材	路盤材	再生骨材等	コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	すべての基礎、路盤
	混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。	すべてのモルタル
			備考）「高炉セメント」についてはJIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。	
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	① 原料に再生材料（別表2の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合はそれらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。	すべての舗装用ブロック（焼成）
			備考）判断の基準③についてはJIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表3に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。	すべての型枠
			備考）1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。	
建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）に基づく排出ガス及び黒煙量の基準値に適合する建設機械を使用すること。	対象建設機械を使用するすべて
			備考）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。	
		低騒音型建設機械	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日付国土交通省告示第487号）に基づく騒音基準値に適合する建設機械を使用すること。	

※調達が困難な場合は別途協議とする

別表2

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
砕石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
建設廃材	
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化または溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

別表3

再生材料の原料となるものの分類区分
廃プラスチック
古紙パルプ

日付		設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社		〇〇団地〇号棟エントランス改修工事		特記仕様書（土木・造園編）		DZ-1

住棟入口部(高層)

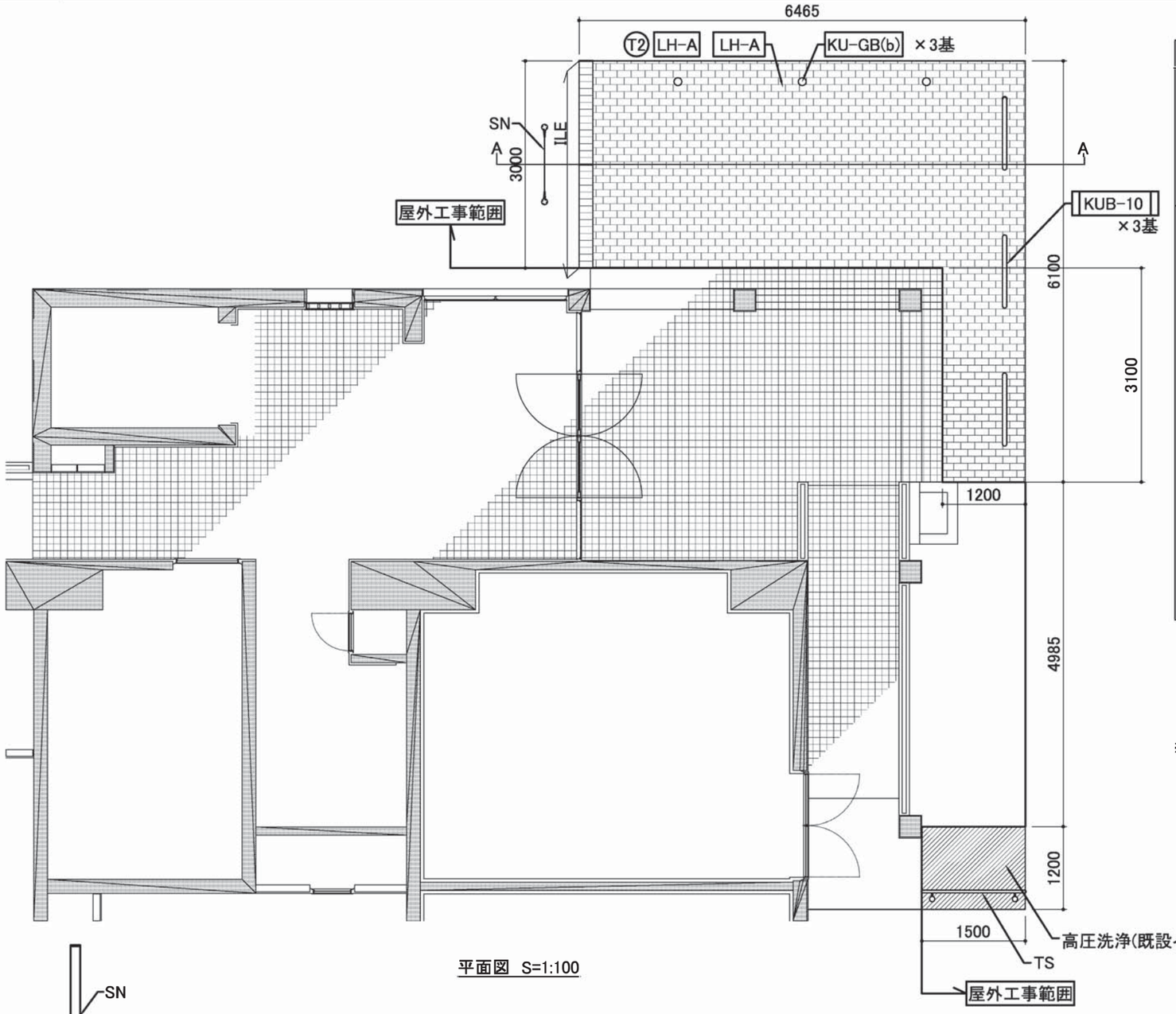

平面図 S=1:100

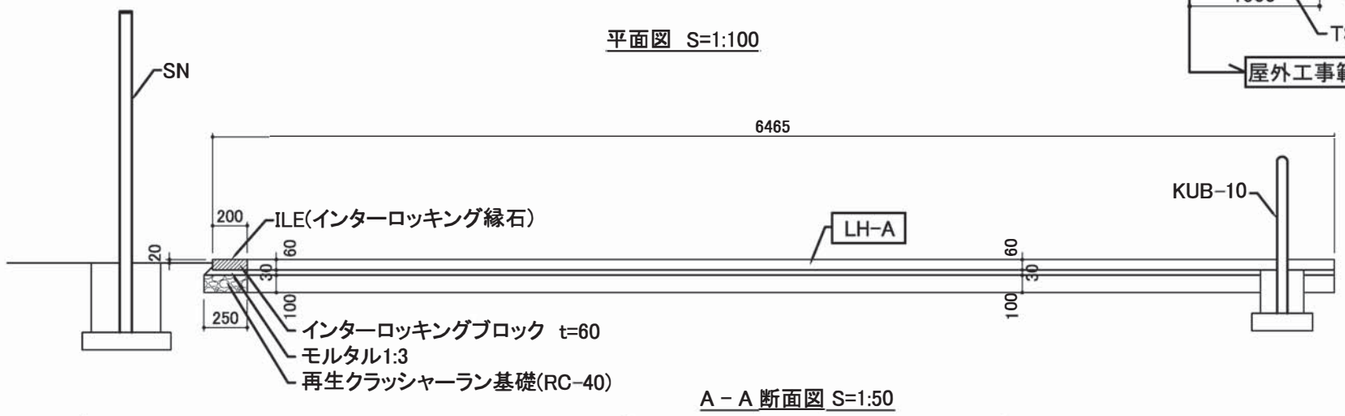

A－A 断面図 S=1:50

工事区分・工 種・種 別	表 示	細 別	規 格	単位	備 考
基盤整備					
施設撤去工					
構造物取壊し工		舗装版取り壊し	インターロッキング舗装撤去	㎡	T2 LH-A
		舗装版取り壊し	コンクリート舗装撤去	㎡	H2 CH-A(a)
		殻運搬処理	コンクリート	式	
施設整備					
園路広場整備工					
コンクリート系舗装工		インターロッキング舗装	t=60	㎡	LH-A
		コンクリート舗装	t=70	㎡	CH-A(a)
園路縁石工		コンクリート縁石		m	CE-A
		インターロッキング縁石	t=60	m	ILE
サービス施設整備工					
サイン施設工		サイン	H=1448,W=544	基	SN
管理施設整備工					
柵工		手すり	H=650B50	箇所	TS
車止め工	○	車止めB	Φ114.3 H=730	基	KU-GB(b)
		車止め10	Φ60.5 H=800 W=1000	基	KUB-10
施設仕上げ工					
高圧洗浄工		高圧洗浄		㎡	※

図面表示箇所以外で、別途施工を指示する箇所に以下を施工する。

1. 舗装版取り壊し	コンクリート舗装撤去	6.4㎡	H2 CH-A(a)
2. コンクリート舗装	t=70	16㎡	CH-A(a)
3. コンクリート縁石	100*100*600	5.1m	CE-A

※ 高圧洗浄 は10～15Mpa程度の高圧ポンプを使用して行うこと。

日付		設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社		○○団地○号棟エントランス改修工事		住棟入口部(高層)	図示	DZ-2

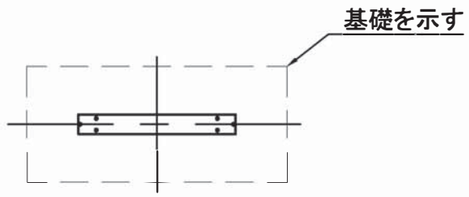

平面図 S=1:30

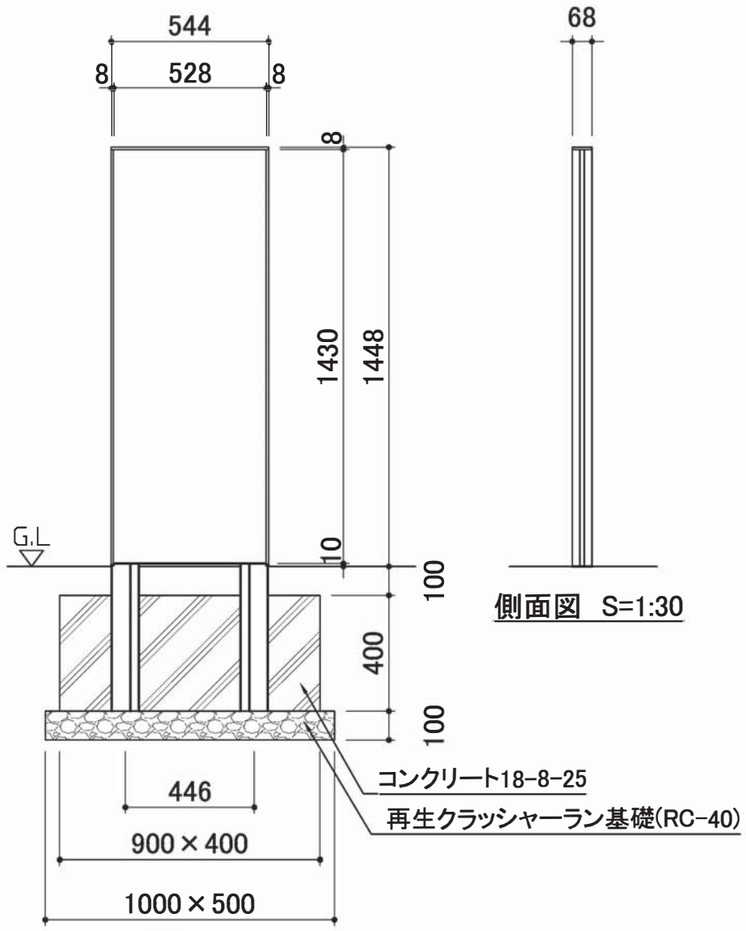

正面図 S=1:30

側面図 S=1:30

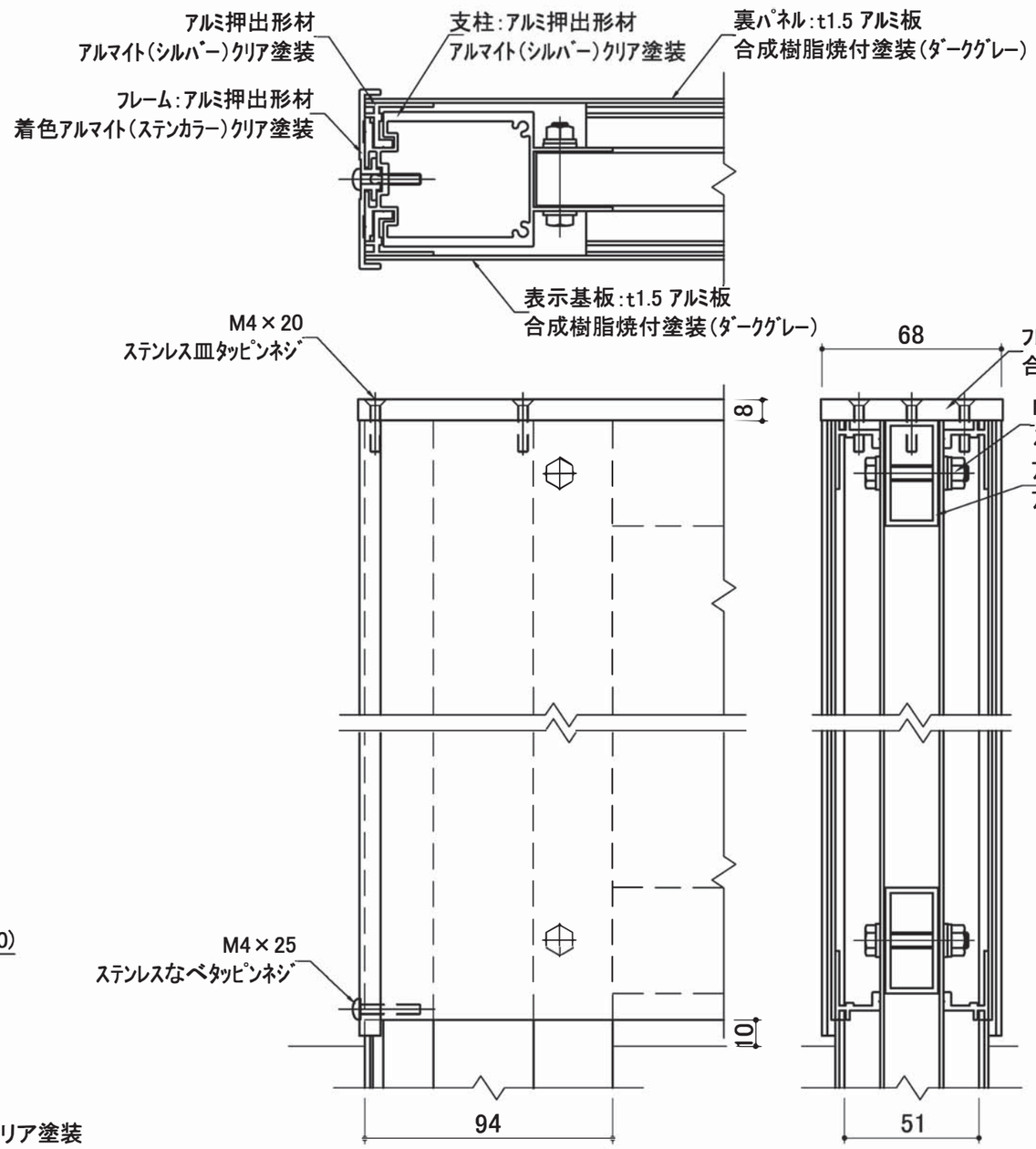

詳細図 S=1:3

フレーム　:アルミ押出形材、着色アルマイト(ステンカラー)クリア塗装
　　アルミ押出形材、合成樹脂焼付塗装(ステンカラー)
表示基板　:t1.5 アルミ板、合成樹脂焼付塗装(ダークグレー)
裏パネル　:t1.5 アルミ板、合成樹脂焼付塗装(ダークグレー)
※印刷は高硬度・高耐候性インクジェット印刷とする。(版下制作費は別途とする。)

日付		設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
	UR 独立行政法人 都市再生機構 西日本支社		○○団地○号棟エントランス改修工事		サイン 詳細図	図示	DZ-3

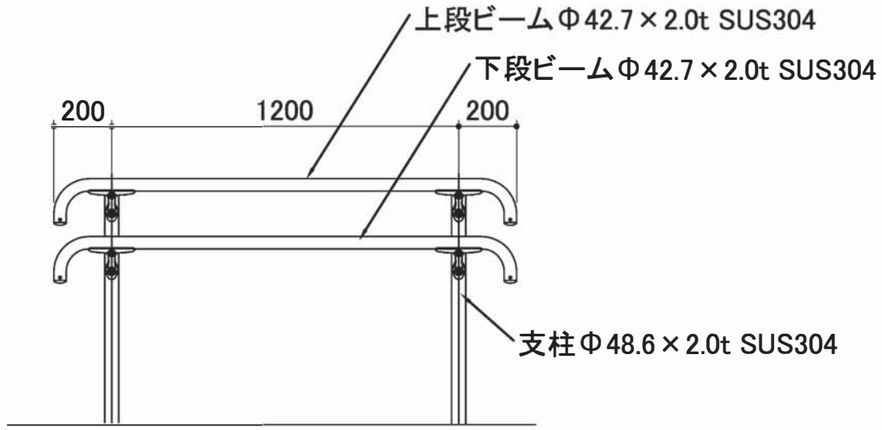

立面図　S=1:30

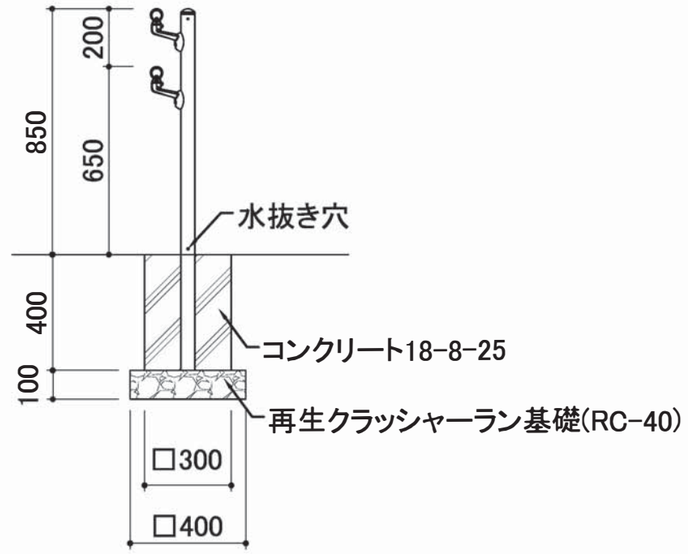

側面図　S=1:30

主要部材寸法表

部　材　名	外径x厚さ	材　　質	表面処理･塗装
支柱	Φ48.6x2.0t	ｽﾃﾝﾚｽ形材 SUS304	ｽﾃﾝﾚｽ形材 ﾍｱｰﾗｲﾝ･ﾊﾞﾌ研磨 #400
ﾋﾞｰﾑ	上段ﾋﾞｰﾑ　Φ42.7x2.0t	ｽﾃﾝﾚｽ形材 SUS304	ｽﾃﾝﾚｽ形材 ﾊﾞﾌ研磨 #400
	下段ﾋﾞｰﾑ　Φ42.7x2.0t		
ﾌﾞﾗｹｯﾄ	――――	ｱﾙﾐﾀﾞｲｶｽﾄ ADC12	焼付塗装
		ｱﾙﾐ鋳物 AC3A	

特 記 仕 様 書

Ⅰ. 工 事 概 要

1, 工 事 名 称	○○団地○号棟共用廊下床シート張替工事
2, 工 事 場 所	○○県○○市○○1丁目1番 ○号棟
3, 工事対象建物概要・工事種目	共用廊下床シート張替工事 （一般住棟 1棟 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 9階建 36戸）
4, 工事対象部分	本設計図に示す共用廊下の床シート張替工事を行う。

Ⅱ. 特 記 事 項

1.一般共通事項

（1）本工事の一般共通事項は、保全工事共通仕様書、総則編1章一般共通事項、同建築編、一般共通事項による。

（2）本工事は、本設計図書によるものの他、下記の図書による。これらの優先順位は、下記による。

1．現場説明書、追加説明及び質疑応答書
2．特記仕様書
3．設計図書
4．機構住宅標準詳細設計図集（第2版）
5．保全工事共通仕様書 機材及び工法の品質判定基準 仕様登録集（平成29年版）（以下「仕様登録集」という。）
6．機材の品質判定基準 （平成29年7月版）
7．保全工事共通仕様書（平成29年版）建築編（以下「保・共・仕」という。）
8．都市再生機構工事特記基準 （平成29年7月版）
9．公共住宅建設工事共通仕様書 （平成28年度版）（以下「公・住・仕」という。） ※「機材の品質・性能基準」を含む
10．保全工事マニュアル

（3）本工事と他工事（別途工事）が同時期に行われる場合は、発注担当課・監督員・他工事（別途工事）受注者及び監督員と下記の事項について事前に協議及び調整を行うこと。

1．工事工程の調整。
2．本工事と他工事（別途工事）が取り合う部分については、お互いの工事範囲及び工事内容を工事着工前に確認調整すること。

（4）工事中に疑義及び異常等が生じた場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けること。

（5）本工事前に、工事対象範囲を調査し、補修した方が望ましい箇所を監督員に報告すること。

（6）本工事に伴い、新たに補修等した方が望ましい個所を発見した場合は、監督員と協議の上、適切に処理すること。尚、数量については、監督員立会い確認の上、後日別途設計変更処理とする。

2.工程管理

（1）本工事の工事管理は「保・共・仕」総則編．1章．一般共通事項による。

（2）本工事の施工に際し、保全工事マニュアルを遵守するとともに、下請業者への周知徹底を図り、その教育指導計画及び成果確認手法について文書で監督員に報告すること。

3. 共用廊下床シート張替工事（保・共・仕 10章12節）

（1）下地処理

1 .既存ビニル床シートを撤去する。 ※アスベスト等の含有無し
2 .サンダーによる研磨処理を行う際は、粉塵等の被害を及ぼさない様な措置を講じる。
3 .下地（コンクリート面）に粗面や浮き・欠け・クラックがある場合は、補修を行う。
4 .排水に著しく影響する不陸等は、速硬軽量モルタル等により補修する。

（2）使用材料

1 .ビニル床シートは、長尺防滑塩ビシート（JIS A 5705）とし、厚さは2.5mmとする。
2 .接着剤はJIS A 5536（床仕上げ用接着剤）によるものとする。

（3）工法

1 .ビニル床シート端部押えは、全ての面をシーリング処理とする。
2 .側溝及び巾木はウレタン塗膜防水とする。（保・共・仕 2章7節）

UR UR都市機構 西日本支社	設計事務所	工事名称 ○○団地○号棟共用廊下床シート張替工事	図面名称 特記仕様書	縮尺 — / 図面番号 YA-01

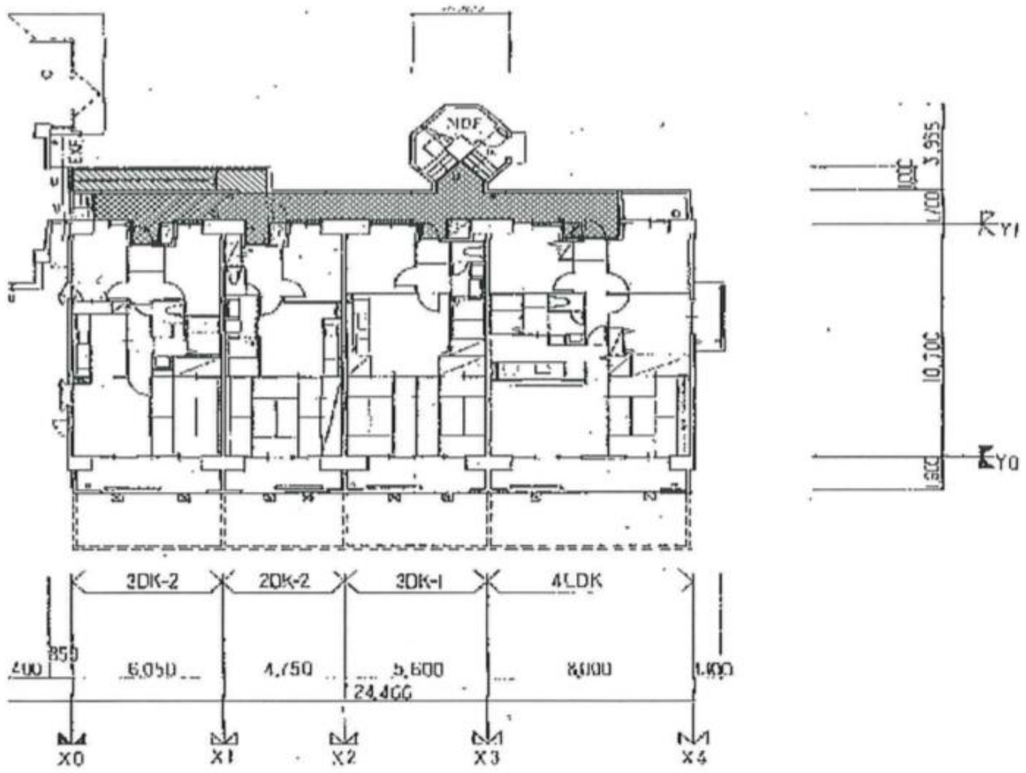

1階　平面図

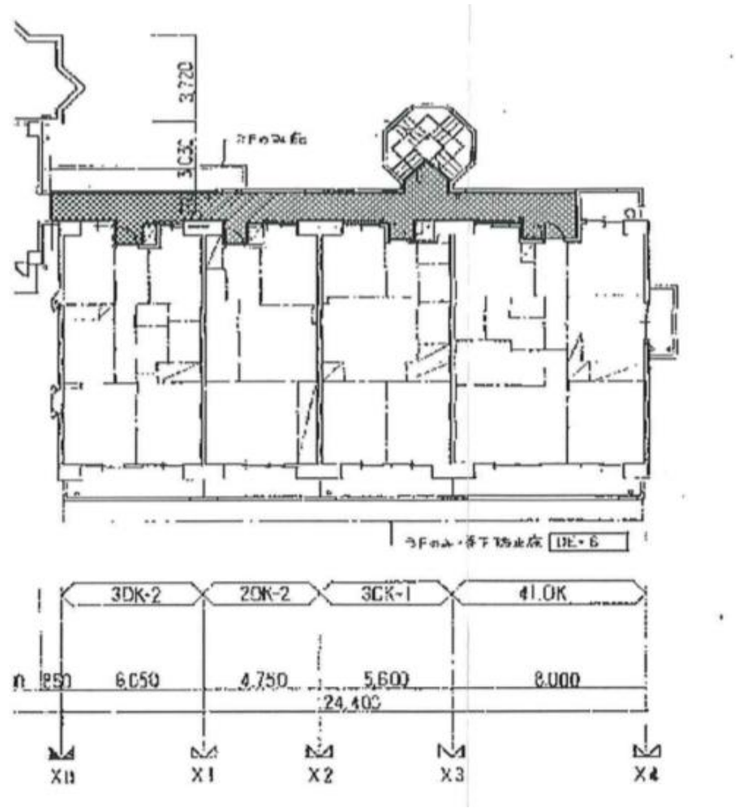

2階～9階　平面図

既設床シート撤去後新設

床シート張替対象外

1階数量表（1フロアあたり）

工事内容	単位	側溝ウレタン防水	巾木ウレタン防水	長尺防滑塩ビシート張り	端部シーリング
側溝ウレタン防水	㎡	5.47			
巾木ウレタン防水	㎡		11.67		
長尺防滑塩ビシート張り	㎡			35.87	
端部シーリング	m				57.78
合　計		5.47	11.67	35.87	57.78

1階フロア　合計	5.47	11.67	35.87	57.78

2～9階数量表（1フロアあたり）

工事内容	単位	側溝ウレタン防水	巾木ウレタン防水	長尺防滑塩ビシート張り	端部シーリング
側溝ウレタン防水	㎡	7.39			
巾木ウレタン防水	㎡		7.33		
長尺防滑塩ビシート張り	㎡			40.89	
端部シーリング	m				59.21
合　計		7.39	7.33	40.89	59.21

2～9階フロア　合計	59.12	58.64	327.12	473.68

○号棟　合計	64.59 ㎡	70.31 ㎡	362.99 ㎡	531.46 m

UR　UR都市機構　西日本支社

設計事務所

工事名称　○○団地○号棟共用廊下床シート張替工事

図面名称　図面・数量表

縮尺　—

図面番号　YA-02